JNC TN8440 2003-022

保安管理業務報告

（平成14年度第4四半期）

（業務報告）

２００３年11月

核燃料サイクル開発機構
東 海 事 業 所

本資料の全部または一部を複写・複製・転載する場合は、下記にお問い合わせください。

〒319-1184　茨城県那珂郡東海村村松4番地49
核燃料サイクル開発機構
技術展開部　技術協力課
電話：029-282-1122（代表）
ファックス：029-282-7980
電子メール：jserv@jnc.go.jp

Inquires about copyright and reproduction should be addressed to:
Technical Cooperation section,
Technology Management Division,
Japan Nuclear Cycle Development Institute
4-49 Muramatsu, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki 319-1184, Japan

© 核燃料サイクル開発機構
（Japan Nuclear Cycle Development Institute）
2003

㊤

JNC TN8440 2003-022
2003 年 11 月

保 安 管 理 業 務 報 告

（平成14年度第4四半期）

（業務報告）

山本　純太　＊

要　　旨

保安管理部は、労働安全衛生関連業務、危機管理業務、警備・入構管理業務、所に係る核物質防護・保障措置・核物質輸送及び品質保証業務等、多岐にわたる業務を所掌している。

これらの業務を総括するとともに業務データの活用等を目的に、業務実績に係る報告書を四半期報として保安管理部が発足した平成13年度から作成している。

本報告は、平成14年度第4四半期（平成15年1月～平成15年3月）の業務実績をとりまとめたものである。

＊：　保安管理部

JNC TN8440 2003-022
NOVEMBER,2003

Quarterly report on the activities in Safety Administration Division

— The fourth quarter of 2002 —

(Document on Present State of Affairs)

Junta Yamamoto *

Abstract

The activities of Safety Administration Division covers many fields in Tokai-Works such as the management of a safety and health, the crisis management and the security, the safeguards of the nuclear materials, the transport of nuclear materials, and the management of a quality assurance.

This report is summary of the activities of Safety Administration Division in January to March in 2003.

* Safety Administration Division Tokai works

青色の項目をクリックすると当該ページへジャンプします

目　次

1．はじめに …… 1

2．安全衛生管理業務
2．1　安全施策・安全行事等 …… 2
2．2　安全情報の共有等 …… 4
2．3　各種協議会組織への支援活動等 …… 5
2．4　化学物質管理業務等 …… 9
2．5　教育訓練データベースの整備 …… 10
2．6　その他 …… 11

3．危機管理業務
3．1　危機管理業務概況 …… 13
3．2　緊急時対応体制の整備 …… 14
3．3　危機管理教育及び訓練 …… 15
3．4　警備及び入構管理 …… 16
3．5　核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務 …… 18
3．6　その他 …… 19

4．品質保証関連業務
4．1　品質保証活動業務 …… 22
4．2　事故・トラブル等の水平展開 …… 24
4．3　安全性総点検処置状況 …… 26
4．4　ＮＳネット良好事例の水平展開 …… 27

5．各種委員会活動
5．1　安全衛生・化学物質委員会 …… 28
5．2　東海事業所安全専門委員会 …… 31
5．3　品質保証委員会 …… 33
5．4　安全主任者会議 …… 34
5．5　衛生管理者会議 …… 36
5．6　防火管理委員会 …… 37
5．7　ダイオキシン類対策委員会 …… 38
5．8　部品質保証推進委員会 …… 39
5．9　技術審議会 …… 40

6．規程類の整備
6．1　使用施設保安規定 …… 41
6．2　事業所規則類 …… 42
6．3　共通安全作業基準 …… 43

７．許認可申請
７．１　原子炉等規制法 …… 45
７．２　放射線障害防止法 …… 47
７．３　労働安全衛生法 …… 48
７．４　消防法 …… 49
７．５　高圧ガス保安法 …… 52
７．６　環境法令 …… 53

８．保安検査、立入調査等
８．１　保安検査官対応 …… 54
８．２　使用施設保安検査 …… 75
８．３　労働安全衛生法関連設備の検査 …… 76
８．４　消防法、高圧ガス関連 …… 77
８．５　放射性同位元素等に係る立入検査 …… 78

９．外部機関との協力
９．１　原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定） …… 79
９．２　ニュークリアセィフティネットワーク（ＮＳネット） …… 81
９．３　その他 …… 82

10．教育訓練・資格取得
10．１　試験・講習会 …… 83
10．２　作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育及び
保安管理部保安立会要領教育 …… 85

11．事故・トラブル等
11．１　法令報告及び軽微事象 …… 86
11．２　軽微事象未満のトラブル等 …… 87
11．３　負傷報告 …… 89

12．おわりに …… 92

付　録　目　次

付録－１　業務実績カレンダー（１月、２月、３月）……付- 1（1）
付録－２　保安管理部組織図（平成１５年３月３１日現在）……付- 2（1）
付録－３　平成１４年度　保安管理部　業務推進・品質改善最終報告……付- 3（1）
付録－４　平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標リスト……付- 4（1）
付録－５　平成１５年度　東海事業所安全衛生管理計画書……付- 5（1）
付録－６　（１）「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の最終報告」の提出について……付- 6（1）
付録－６　（２）自主点検作業記録に係る総点検について（最終報告）……付- 6（14）
付録－７　従業員等の疾病対策報告書について……付- 7（1）
付録－８　平成１４年度負傷災害発生状況……付- 8（1）
付録－９　平成１４年度理事長診断会……付- 9（1）

１．はじめに

第 4 四半期は、安全対策課においては、安全衛生・化学物質委員会等の各種委員会等の事務局、労働安全衛生法や消防法等に基づく許認可等の定常業務のほか、平成 14 年度業務実施計画に係る報告及び平成 15 年度業務実施計画の策定、年末年始無災害運動（12 月 15 日～1 月 15 日）、ＮＳネットが実施した職場の安全意識調査結果報告会（3 月 26 日）に対応した。

危機管理整備室においては、構内警備、入構管理、月例訓練等の定常業務のほか、ＩＡＥＡによる補完アクセス及び再処理施設を対象とした事業所非常事態訓練（3 月 11 日）等に対応した。

品質保証室においては、使用施設・ＲＩ施設に係る許認可、品質保証活動に係る諸業務等の定常業務のほか、部門長診断（1 月 27,28 日）、ＲＩ立入調査、理事長診断会（3 月 10 日）等に対応した。

また、第 2 四半期から対応してきた東京電力の自主点検データ不正問題（8 月 29 日公表）に関連した対応業務は、1 月 23 日の最終報告書の提出をもって完了した。

このほか、所長直轄組織の国際認証取得推進グループを保安管理部品質保証室に組織統合するための諸準備を進めた。

なお、東海事業所における平成 15 年 3 月 31 日現在の無災害日数は、364 日（起算日：平成 14 年 4 月 2 日）となった。

事業所防災訓練
（3 月 11 日）

職場の安全意識調査結果報告会
（3 月 26 日）

2. 安全衛生管理業務

2.1　安全施策・安全行事等

第 4 四半期は、年末年始無災害運動（平成 14 年 12 月 15 日～平成 15 年 1 月 15 日）があり、安全対策課としてはこれらの行事に合わせて各種の事業所行事等に対応した。

(1)　年末年始無災害運動（平成 14 年 12 月 15 日～平成 15 年 1 月 15 日）

年末年始無災害運動に合わせ，各種行事を企画し実施した。各種行事の一覧を表 2-1-1 に示す。

表 2-1-1　年末年始無災害運動行事一覧

項目	実施日	実施内容
1．啓蒙活動	12 月 15 日 期間中	① 安全ニュースの発行 ② ポスターの掲示 ③ 横断幕の掲示
2．施設保安体制の確認	期間中	① 施設・機械等の年末休止時及び年始再起動時における安全確保のための確認、凍結防止対策等 ② 火気の点検・確認等火気管理の強化年末年始休暇時の緊急連絡体制の確認・周知 ③ 施設の施錠管理の徹底
3．大掃除の実施	12 月 24 日 ～26 日	① 事業所内の大掃除の実施
4．安全活動の確認と実施	期間中	① センター部課室における今年度の安全管理活動実施状況の確認（安全衛生教育、基本動作、ＫＹ、ＴＢＭ、ヒヤリハット等） ② 朝会等での健康確認の徹底

(2) 平成 14 年度安全活動総括及び平成 15 年度計画の策定

平成 14 年度の業務実施計画に基づく安全活動等の総括については、保安管理部の活動実績を取りまとめるとともに、「安全確保・環境保全目標」に関して各部・センターの実施状況を確認し、東海事業所としての取りまとめを実施した。また、15 年度の業務実施計画の策定については、下記に示す機構の 15 年度安全管理基本方針を踏まえるとともに、東海事業所における 14 年度の安全活動実績、事故・トラブル発生状況、負傷災害発生状況を勘案し、東海事業所安全衛生計画書とともにとりまとめた。特に、14 年度は負傷事例が増大したことから、負傷災害の撲滅を目指した取り組みとしては、職場の安全活動の核となるＲＳＴトレーナーやＫＹトレーナーを養成するとともに、若年層を対象としたＫＹ研修会を開催することとして目標を設定した。

付録として、平成 14 年度業務実施状況報告及び平成 15 年度業務実施計画等を添付するので参照されたい。

（平成 15 年度安全管理基本方針）

１．自主保安のより一層の推進

○ 職場の実態に応じたリスクアセスメントの定着
○ 作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）
○ 外部機関との協力・連携と、参考となる事例・活動の自らの職場への取り入れ
○ 自主点検信頼性調査結果に基づく対応措置の徹底

２．一人ひとりの危険に対する感受性の向上

○ 基本動作（５Ｓを含む)、ＫＹ・ＴＢMの徹底
○ 規定類における一人ひとりの役割認識とその遵守徹底
○ 教育・訓練データベースを活用した体系的な教育・訓練の実施

３．危機管理・防災体制の充実強化

○ 危機管理に係る教育・訓練の継続的実施と実効性の向上
○ 原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化

2.2　安全情報の共有等

安全に関する情報の適時・的確な提供と共有化については、従来から「安全ニュース」、「安全衛生瓦版」の発行、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生壁新聞」の配布等を行っている。第 4 四半期における安全ニュースの発行実績を表 2-2-1 に示す。

なお、安全ニュースについては、東海事業所イントラネットの保安管理部ホームページに掲載しており、誰もがいつでも見られるようにしている。

表 2-2-1　安全ニュースの発行実績

№	発行日	件　　名
143	1 月 17 日	バルブしゃへい体内における堆積物の確認について
144	1 月 23 日	自主点検作業記録の総点検結果について ～～自主点検作業記録の総点検結果の最終報告書提出～～
145	1 月 24 日	高レベル放射性物質研究施設における綿手袋汚染
146	1 月 24 日	Pu 転換施設における分析廃液配管からの微少な漏えいについて
147	1 月 30 日	定量ピペッター取扱い時におけるメチルアルコールの飛散について
148	1 月 31 日	負傷発生防止に係る活動を徹底しましょう！！
149	2 月 12 日	アスファルト固化処理施設内の漏水について
150	2 月 17 日	Pu センター第三開発室における右手中指先端部の負傷について（速報）
151	2 月 20 日	地層処分放射化学研究施設におけるグローブボックス負圧警報の吹鳴について
152	3 月 5 日	CPF における RI 溶液の飛散について
153	3 月 10 日	再処理 T20 共同溝換気接続工事における負傷
154	3 月 17 日	第ニアスファルト固化体貯蔵施設における地絡発生について
155	3 月 18 日	個人線量計の適正な着用の徹底について
156	3 月 28 日	PWTF 前処理室でのグローブ先端の損傷（速報）

2.3　各種協議会組織への支援活動等

(1) 放射線安全衛生強化推進協議会

① 定例活動

平成 13 年 3 月 1 日付けで設置した放射線安全衛生強化推進協議会（放安協）の今期の活動内容を表 2-3-1 に示す。

また、今期は定期総会が 3 月に開催され、その内容を表 2-3-2 に示す。

表 2-3-1　放射線安全衛生強化推進協議会の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
2 月 13 日 （定例会）	・前回議事録確認 ＜報告＞ ・平成 14 年度第 3 四半期安全衛生管理状況報告について ・センター会協議会の活動状況について（放射線安全部、環境センター、再処理センター、Pu 燃料センター） ・平成 14 年度放射線安全衛生強化推進協議会活動状況について ・平成 14 年度全国衛生週間行事報告について ・平成 14 年度東海事業所負傷災害統計について ＜審議事項＞ ・平成 14 年度放射線安全衛生強化推進協議会監査について ・平成 14 年度総会について ＜その他＞ ・水戸労働基準監督署指定集団指導（講習会）の開催について	 承認 承認

会　長　：所長代理

オブザーバー：所長

副会長　：環境保全センター長，再処理センター長，Pu 燃料センター長，放射線安全部長，常陽産業㈱，日揮㈱

委　員　：原子力技術㈱，検査開発㈱，エイ・ティ・エス㈱，木村化工機㈱，千代田ﾒｲﾝﾃﾅﾝｽ㈱，石川島播磨重工㈱

事務局　：安全対策課

表 2-3-2　放射線安全衛生強化推進協議会総会の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
3 月 27 日 （総会）	＜報告＞ ・平成14年度放射線安全衛生強化推進協議会活動報告（議案 1） ・平成 14 年度監査報告（議案 2） ＜計画＞ 平成15年度放射線安全衛生強化推進協議会活動計画案（議案 3） ＜平成 15 年度役員の選出＞ ＜その他＞ ・緊急被ばく医療体制に関する整備状況について（放射線安全部長）	

② 監査結果

放射線安全衛生強化推進協議会会則に基づく監査が 3 月 6 日、3 月 8 日の 2 日間実施された。監査結果を表 2-3-3 に示す。

表 2-3-3　放射線安全衛生強化推進協議会の監査結果

監査実施日	平成 15 年 3 月 5 日（水）
監査対象部署	保安管理部安全対策課（東海事業所）、放射線安全部線量計測課、環境保全センター品質保証 Gr、再処理センター施設管理部施設保全第 2 課、プルセンター保安推進 Gr
監査基準	放射線安全衛生強化推進協議会会則
監査結果 特記事項	＜監査結果＞ 　各部センター協議会及び定例会の協議事項（被ばくの低減化に関する事項、事故の再発防止対策に関する事項）について監査を行い、定期的に実施されていることを確認したが、一部記録が確認できなかった。また、昨年度の要望事項の確認を行い、対応が図られていることを確認した。 ＜特記事項＞ 　被ばくの低減化及び事故の再発防止対策に関する事項について、下記に示す記録等に係る改善をされることが望ましい。 1）プルトニウム燃料センター　保安推進 Gr 　①　被ばくの低減化に関する事項として、協議会にて口頭で定期的に被ばくによる報告を行っているとのことであるが、報告の実績について議事録等に記録として残して頂きたい。 2）保安管理部　安全対策課 　①　事故の再発防止対策に関する事項として、労基署の統計資料、事業所の負傷報告一覧等により報告されているとのことであるが、負傷等については、定例会の協議事項として規定されているため、その有無に関わらず報告を行い、議事録等に記録されたい。

(2)　安全推進協議会

平成10年12月に常駐請負会社を中心として設立された安全推進協議会(安推協）にオブザーバー参加し、安全に関する各種の情報提供等を実施している。

今期における安推協の活動内容を表2-3-4に示す。

表2-3-4　安全推進協議会の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
1月10日 （幹事会） 1月24日 （協議会）	・ 12月期：推進協議会の議事録について（審議） ・ 12月期：安全パトロールの結果発表 ・ 1月期行事について ・ 懇談会の会計報告について ・ サイクル機構東海事業所から情報紹介	・承認
2月14日 （幹事会） 3月7日 （協議会）	・ 1月期：推進協議会の議事録について（審議） ・ 2月期：原子力緊急時支援・研修センター見学 ・ サイクル機構東海事業所から情報紹介	・承認
3月14日 （幹事会） 3月28日 （協議会）	・ 2月期：推進協議会の議事録について（審議） ・ 3月期：安全パトロールの実施について ・ 平成15年度役員人事について ・ サイクル機構東海事業所から情報紹介	・承認

会　長　：常陽産業㈱

副会長　：㈱関電工，検査開発㈱

幹　事　：日揮㈱，㈱神戸製鋼所，東興機械工業㈱，㈱ペスコ，エイ・ティ・エス㈱，木村化工機㈱，原子力技術㈱（幹事長），

会計監査：東陽電設（有），原子力システム㈱

オブザーバー：安全対策課

2.4　化学物質管理業務等

平成 14 年度第 4 四半期における化学物質の排出量等の取りまとめを実施した。また、作業者に対する化学物質ばく露のリスクアセスメント手法案についてその妥当性を評価するため代表部署に実施を依頼した。この結果を受け、引き続き手法を再検討する。

化学物質管理者による化学物質管理の現場巡視について 19 課室 Gr 、23 施設を対象に 2 月 24 日～2 月 27 日に実施した。その結果、26 件の指摘、5 件の良好事例があった。

なお、化学物質管理者連絡会を表 2-4-1 のとおり開催した。

表 2-4-1　化学物質管理者連絡会実績

開催日時	議　　題
3 月 27 日	①　平成 14 年度監査結果報告 ②　平成 14 年度現場巡視結果報告 ③　平成 15 年 2 月改訂化学物質管理規則の内容確認 ④　リスクアセスメント手法（検討中）の紹介他

2.5　教育訓練データベースの整備

平成 13 年 10 月より本格運用を開始した教育訓練データベースについて、帳票機能及び検索機能の充実を図るためシステムの整備を進め、平成 14 年 3 月に終了し、各課室からイントラネットを利用して教育訓練実施状況の入力、帳票出力、教育履歴の検索等が可能となった。

また、大洗工学センター、人形峠環境技術開発センターとも共有化し平成 14 年度 4 月から運用を開始した。

今四半期は、平成 14 年度の発注に基づいたシステムの高度化に係る機能整備が終了し、各部・センターの担当者に対する説明会（3 月 12,13 日）を開催するとともに、3 月 24 日から運用を開始した。

また、今回の高度化整備に伴い新機能が追加となったため、共通安全作業基準要領等の改定手続きを実施した。

今回の高度化整備に係る主な変更点を以下に示す。

①「計画承認」を廃止し、運用の簡略化を図った
②　入力担当者でも計画書・報告書の内容を削除できるようにした
③　個人毎の教育訓練項目一覧表（星取表）が作成できるようにした
④　複数の法令・規定に基づく計画書・報告書の一括作成を可能にした
⑤　アンケート集計機能を付加した
⑥　各個人が自分の教育訓練受講履歴を確認できるようにした
⑦　ＯＨＳＭＳ／ＥＭＳ教育についても登録ができるようにした
⑧　階層別教育入力機能を付加した

2.6　その他

(1) 東電不正問題への対応

第２四半期から取り組んできた東電不正問題に係る自主点検記録の総点検作業については、第 3 四半期までにその作業を終え、最終報告書のとりまとめを行い、1 月 23 日付けで経済産業省原子力安全・保安院及び茨城県に対して最終報告書を提出した。

最終報告においても中間報告と同様、不正のおそれのある事項は見出されなかったことが確認され、原子力安全・保安院も 4 月 23 日、再処理施設に関して「不正は見出せなかった」との評価結果を公表した。

なお、経済産業省原子力安全・保安院及び茨城県に提出した最終報告書の本文等を付録に添付する。

(2) 疾病対策に係る検討及び対応

平成 13 年度末から 14 年度にかけて、職場内で持病等、疾病による救急車要請等が頻発したことから、疾病管理に関しても労働安全衛生マネジメントシステム（ＯＨＳＭＳ）の仕組みの中で対応するよう所長から検討指示がなされた。このため、ＯＨＳＭＳ管理者の下に分科会を設置し、労務課、衛生管理者、保安管理部、国際認証グループ等のメンバーにより平成 14 年 6 月から検討を進めてきた。

その結果、平成 15 年 3 月までに検討結果がまとまり、ＯＨＳＭＳ委員会、運営会議を経て平成 15 年度から運用することとなった。その概要は、事業所内で発生した労働災害に該当しない疾病であって、救急車の出動を要請し外部医療機関で処置が施された疾病を対象としてＯＨＳＭＳへの取り込みを行うものであり、該当事例が発生した場合には「疾病対応報告書」を作成し、関係箇所へ配布することとしているものである。

検討結果に係る所内周知資料を付録に添付する。

(3) 14 年度負傷災害のまとめ

東海事業所における平成 14 年度の負傷災害は 14 件となり、13 年度の 6 件を大きく上回る結果となった。内訳としては、休業災害 2 件、不休災害 7 件、軽微な負傷 5 件となっており、不安全行動や不安全状態が原因となっているものがほとんどであった。

このような現状を踏まえ、注意喚起の安全ニュース（№148）を発行するとともに、平成 15 年度の負傷災害の低減に係る取り組みに反映することとして、ＯＨＳＭＳでは転倒災害の防止を事業所共通の目標にした。また、ＫＹ

活動の一層の推進を目指してＫＹトレーナー・ＲＳＴトレーナーの養成等を行うこととした。

専任衛生管理者がとりまとめ、14 年 1 月期の安全衛生化学物質委員会に参考資料として提出した「平成 14 年度負傷発生状況及び発生防止対策について」のリバイス版を付録として添付するので参照されたい。

(4) 「ヒヤリハット事例募集システム」の整備

ヒヤリハットについては、平成 13 年度から自前で作成した事業所ＬＡＮを活用した募集システムを運用していたが、東海ホームページ上で応募や検索、活用ができるシステムを構築することとし、予算を確保して 14 年度下期からその整備を進めてきた。その結果、システムの整備が完了し 3 月 20 日から所内運用を開始した。

この「ヒヤリハット事例募集システム」は、所内ＬＡＮに接続されているパソコンならどこからでも応募でき、事例の登録・修正・検索及びイラストシートの添付も可能である。事例検索においては事象や作業の分類、原因分類などによる検索が可能であり、職場での類似作業におけるＫＹへの活用が可能なようにした。また、応募された事例を安全活動に反映できるようにするため解析機能も付加しており、今後の有効な活用が期待される。

3. 危機管理業務

3.1　危機管理業務概況

今期は、1996 年版 IAEA 輸送規則を取り入れた国内規則の改正に伴う事業所内輸送に係る保安規定等の見直し作業等の継続整備等を進め、緊急時対応体制の強化を図るとともに、緊急時支援システムの継続整備を行った。

また、米国テロ（平成 13 年 9 月）に伴う警備体制強化を継続する中、3 月 20 日に米国等によるイラク攻撃の開始があり、それに伴い、更なる警備体制強化を図った。「常陽」の燃料輸送については従来通り対応した。

なお、今期の異常等の発生に伴う危機管理対応（事業所対策会議以上の設置）はなかったが、1 月 21 日に人形峠環境技術センターで発生した負傷事故（化学分析作業中のガラス管破裂による目及び顔面の負傷）に係る情報収集を行うとともに、同事業所に設置された事故調査委員会の委員として保安管理部から 1 名派遣し、事故調査等に協力した。

また、2 月 17 日には Pu 燃料第三開発室において右手中指の骨折事象及び Pu 燃料第二開発室において作業員の体調不良の 2 件の所外病院への搬送事象が発生し、各々に対応した。

その他、正門警備所更新工事に伴い 3 月 20 日より仮警備所における業務を開始した。

3.2　緊急時対応体制の整備

(1) 防災管理棟の整備

保安強化に基づき毎月の月例訓練（11 日)、定例の総合訓練を実施し、緊急時支援システム（AV システム、データベースシステム）の信頼性向上、運用効率化、迅速化に伴う以下のシステム整備を実施した。

① 緊急時支援システムの整備（AV システム関連）

イ、再処理電源集中管理システムの整備終了

ロ、火災警報表示システムの信頼性向上改造契約に伴う工事終了

ハ、次期モバイル配信システムの検討及び調査開始

次期候補のモバイル配信システムのデモ及び改造検討実施中

ニ、自家用発電機の起動訓練（毎月、各対応班毎）を開始

ホ、現場指揮所（8 箇所）のシステムについて月例点検を実施

ヘ、時系列映像自動収録システムの設置工事終了（4 月より運用開始）

② 緊急時支援システムの整備（データベース関連）

イ、QA システムの改造契約に伴う本部構成員教育の実施

ロ、事故支援システム既存データの更新継続

③ 総合非常事態訓練(3/11)におけるコメントを踏まえシステムの改造検討実施中（マイク変更、運用変更、パソコン整理など）

④ ＴＶ会議を介した文字伝送配信システム開発を開始

複数の現場指揮所と支援本部（本社、水戸、東京事務所）に緊急時対策所のコマンド室で使用している書画装置画像、パソコン画面の文字情報を配信する（高解像度での文字情報伝送）

(2) 緊急時対応に係る保安教育・訓練の充実化

今期の「保安強化の日」に実施した月例訓練の実績は以下のとおりである。なお、3 月 11 日の月例訓練は、再処理保安規定に基づく非常事態訓練と位置づけて実施した。

1 月 14 日（火）月例訓練（建設現場における電圧降下に対する訓練）

2 月 12 日（水）月例訓練（核燃料物質の所在不明に対する訓練）

3 月 11 日（火）非常事態訓練（再処理センターの火災事故に対する訓練）

3.3　危機管理教育及び訓練

(1)　危機管理教育

本社が企画・実施した平成 14 年度の階層別危機管理教育について、東海事業所の参加者のとりまとめを行った。

①　管理監督職の危機管理教育（第 3 回）

・参加人数　：　69 人

・実施時期　：　1 月 20 日（13:15～16:15）

②　管理監督職の危機管理教育（第 4 回）

・参加人数　：　86 人

・実施時期　：　2 月 14 日（13:15～16:15）

(2) 事業所防災訓練

平成 14 年度の第 3 回非常事態訓練は、再処理施設保安規定に基づく訓練として分析所における火災事故を想定して 3 月 11 日（月）13:30～15:30 に実施した。

この訓練では、企画段階から東海村消防署も加わり、火災対応だけでなく管理区域内からの負傷者救出訓練も行うこととして計画し、以下のような想定の下に実施した。

①　可燃性カートンボックスが自然発火し、出火する。

②　初期消火作業員１名が内部被ばくし、キレート剤投与を行う。

③　作業員１名が重量物の下敷きとなり重傷（足骨折）を負う。当該作業者を東海村消防署が救助し、外部医療機関（模擬）へ搬送する。

④　消火作業で使用した水が管理区域外へ流出する。

3.4　警備及び入構管理

(1) 警備関係

東海事業所警備規則及び核物質防護規則に基づき、構内警備・事業所周辺の警備を実施するとともに出入管理業務を継続実施した。

今期においては3月に「常陽」燃料輸送（東海事業所→大洗工学センター）があり、それに伴う特別警戒等に対応した。

平成13年9月に米国で発生した同時多発テロ事件を受けて実施してきた警備強化については、平成15年3月20日の米国等によるイラク攻撃に伴い、出入管理等のさらなる強化を図ることとした。

また、正門警備所更新工事の準備として仮設警備所を2月に建設し、監視装置等の各種信号系の移設を行い、3月20日から仮設警備所における業務を開始した。

(2) 入構管理

正門警備所及び田向門警備所において外来者の入構管理を継続実施した。

また、所内の従業員及び長期出入業者に対して出入許可証（ID カード）及び車輌入構許可証を新規又は変更等の申請に基づいて発行するとともに、台帳管理を継続して実施した。

今期の各門における入構者数及び車輌台数を表3-4-1に、出入許可証及び車輌入講許可証の発行実績を表3-4-2示す。

表3-4-1　入構者及び入構車輌実績

種類	門	1月	2月	3月	14年度累計	月平均
入構者数（人）	正門警備所	7,091	6,951	7,389	88,652	7,388
	田向門警備所	8,961	11,476	8,184	102,331	8,527
	計	16,052	18,427	15,573	190,983	15,915
車輌台数（台）	正門警備所	5,809	5,623	6,022	70,960	5,913
	田向門警備所	6,692	8,507	6,939	80,592	6,716
	計	12,501	14,130	12,961	151,552	12,629

表 3-4-2　出入許可証及び車輌入構許可証発行実績

種　　類	1 月	2 月	3 月	14 年度累計
出入許可証	130	100	94	2,711
車輌入構許可証	71	113	114	2,059

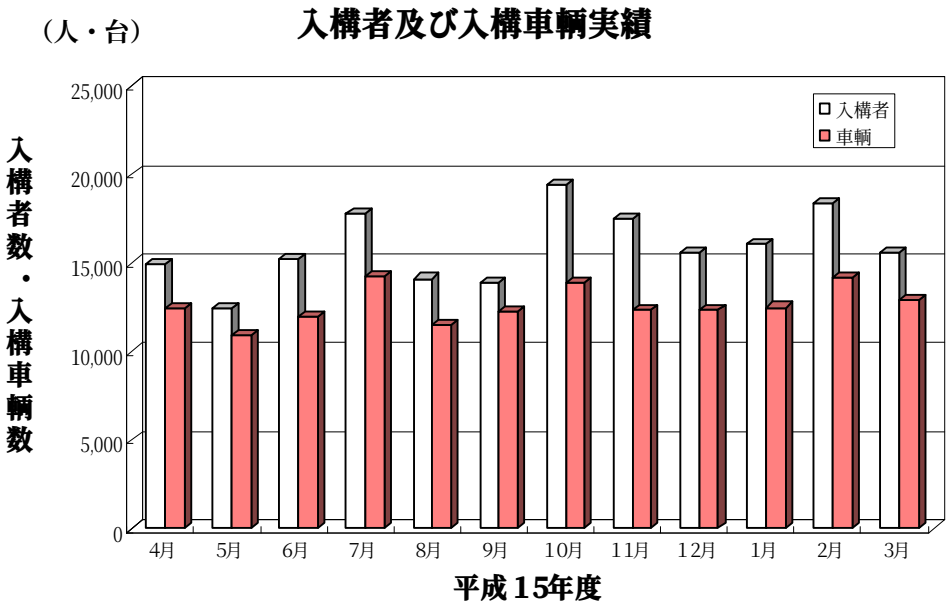

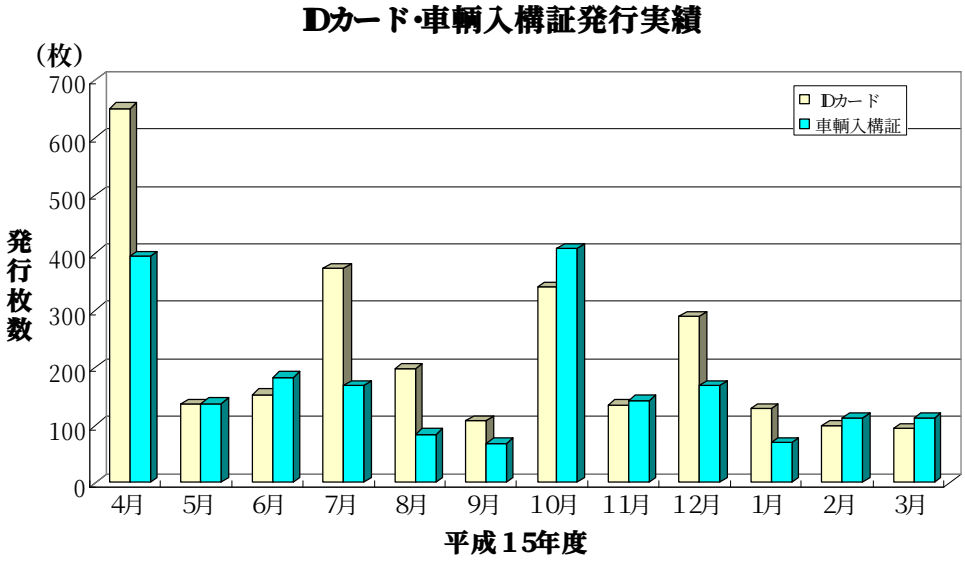

3.5　核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務

(1) 核物質防護管理

特定核燃料物質の防護については、核物質防護規定に基づき 12 月期～2 月期における特定核燃料物質の在庫量、移動の状況、設備の点検保守、巡視の状況、不法行為の発生の状況について各部・センター分をとりまとめ、核物質防護管理者に報告した。

また、1 月 28～30 日にかけて文部科学省による核物質防護規定の遵守状況調査が行われ、東海事業所の事務局として対応した。

(2) 保障措置関連

核物質の未申告使用を防止するため、核物質を取扱わない施設も査察の対象となり、IAEA 保障措置協定の追加議定書が平成 11 年度に締結された。この追加議定書に基づき、東海事業所の全施設を対象とした補完的アクセスが実施されている。

今期は、表 3-5-1 に示す補完的アクセスが実施され、各部・センターの関係者と協力して対応するとともに、実施メモをとりまとめ本社に報告した。

表 3-5-1　補完的アクセス対応状況

実施日	対象施設	実施結果	備　　考
平成 15 年 3 月 14 日	実規模開発試験室	問題なし	24 時間前通告

(3) 核物質輸送関連

高速実験炉「常陽」用の燃料について、3 月 4 日に東海事業所より大洗工学センターまで輸送が実施された。これに伴う、所内運搬時の交通規制等の対応を実施した。

事業所内運搬要領変更作業は継続して実施するとともに、変更案は 3 月 16 日に東海事業所安全専門委員会運搬専門部会で審議されたが継続審議となった。

3.6　その他

(1) 消防班活動

東海事業所の自衛消防班は、各部・センターからの選抜メンバーにより班長１名、副班長 3 名、班員 20 名の計 24 名で組織され、火災等の異常事態に備えて定期的な訓練を実施している。

今期は、定期訓練を実施するとともに、東海村消防の出初式（1 月 12 日）に参加したほか、2 月 2 日未明に発生した晴嵐荘敷地内における火災に対する消火活動に協力した。また、平成 14 年度新入職員を対象とした体験入隊者の成果発表会を 3 月 28 日に行った。

今期の消防班の活動実績を表 3-6-1 に示す。

表 3-6-1　消防班の活動実績

実施日	活動内容	備　　考
1 月 10 日	基本操作	参加 18 名
1 月 12 日	東海村消防出初式参加	参加 22 名
1 月 24 日	基本操作	参加 7 名
2 月 2 日	晴嵐荘倉庫火災への消防活動支援	参加 12 名
2 月 14 日	基本操作	参加 11 名
2 月 28 日	基本操作	参加 16 名
3 月 14 日	基本操作	参加 12 名
3 月 28 日	体験入隊者成果発表会・基本操作	参加 16 名

(2) 消火器取扱訓練

春の全国火災予防運動の一環として、未経験者等約 180 名を対象として消火器取扱訓練を 2 月 28 日に構内グラウンドにおいて実施した。

(3) 防災管理棟見学者対応

防災管理棟の運用開始以来、見学者の来訪が相次いでおり、これらの見学者に対して、機能・システムの運用等の説明を行った。

見学者の対応実績を表 3-6-2 に示す。

表 3-6-2　防災管理棟見学者対応実績

月	見学者数	累　計	備　　考
1 月	7 人	2,621 人	H13 年 3 月運用からの累計
2 月	54 人	2,675 人	
3 月	92 人	2,767 人	

(4) 晴嵐荘敷地内火災に対する消火活動の支援

平成 15 年 2 月 2 日（日）午前 2 時 35 分頃、東海事業所南に隣接する国立療養所晴嵐荘病院敷地内廃屋から火災が発生した。付近は夜間無人であること及び道路から見えにくい場所だったために、通報を受けて東海村消防本部が現場に到着した時には出火から 30 分以上経過しており、火勢は最盛期に達していた。

一方、東海事業所消防班員のＯ氏は、箕輪団地の自宅で消防のサイレンの音で目を覚まし、ベランダから煙を発見すると現場に駆け付け、晴嵐荘敷地内に盛んに炎上する炎を確認した。午前 3 時 25 分頃、Ｏ班員は火災現場において現地村消防本部指揮者に応援を申し出、東海事業所自衛消防班に対し正式に応援要請を受け、直ちに消防班員の招集を行った。

午前 4 時 03 分、招集されたＴ消防班長、Ｏ副班長、Ｏ班員、Ｈ班員の 4 名が化学車に乗車し火災現場に出動した。午前 4 時 10 分、Ｉ副班長がタンク車に乗車し続いて火災現場に出動した。

火災現場では村消防本部の消防車両 3 台と十数人の隊員が消火活動に従事していたが付近に消防水利がなく、約 300m離れた国道沿いの消火栓から消防車両 2 台を中継しホース 16 本をつないで放水している状況だった。このように水利が乏しい状況下において、東海事業所自衛消防班は水利不足をカバーすべく自前の化学車とポンプ車を事務管理棟前の消火栓と現場間をピストン輸送しながら水利を確保し放水することを繰り返し、火災現場の消火に貢献した。

その結果、午前 8 時に村消防本部から応援要請解除の指示があるまで間、現場にとどまり消火活動と残火処理に従事した（途中、二次招集の 7 名が加わった。）。

翌日、村消防本部消防長及び晴嵐荘病院関係者が東海事業所を訪れ、自衛消防班員の消火活動に対し謝意を表された。

今回の消防支援活動により、展示館及び本社近傍には屋外消火栓がなく、万

一本社等で火災が発生した場合の消防水利の確保に関して問題提起されることとなった。今回の晴嵐荘敷地における火災は、幸いにして風がなかったため本社への延焼はまぬがれたが、本社近辺における火災を想定した場合、屋外消火栓等の消防水利は必要であり、平成16年度概算要求において予算要求を行っていくこととした。

4. 品質保証関連業務

4.1 品質保証活動業務

(1) 部門長診断会

平成14年度業務実施計画及び業務推進・品質改善目標リストに係る進捗状況について、各部・センターからの暫定報告（1月末）が1月27日～28日に行われた。

本診断会においては、品質保証に係るコメント等はなかった。なお、最終報告書は、5月に本社へ提出する予定である。

(2) 品質保証計画書の改訂

前期に引き続き、品質保証委員会の下の分科会において施設品質保証計画、受注製品等品質保証計画及びOHSMS/EMSに係る品質保証計画及び経営管理サイクルに基づく業務実施計画の4種類の計画を包括した品質保証計画書の検討を進め原案を作成した。1月の品質保証委員会で審議し、条件付承認となった。その後、コメントの対応等を行ない、3月末に制定、4月1日より施行した。

(3) 指導会/検討会及び改善成果報告会

第3回指導会（対象チームはPuセンター及び環境センター）は、2月28日（金）東海事業所において実施された。

主な内容は以下のとおりである。

① 検討会の計画と実績
② 第2回指導会の指導の要点
③ 第2回指導会以後の検討会の活動内容
④ 第3回指導会おいて指導を受けたい事項

各事業所の指導会における活動成果を報告する平成14年度の改善成果報告会は3月12日に本社で開催された。報告書は5月に発行される予定である。

(4) 理事長診断会

理事長診断会は、業務品質改善活動による業務の「質」の向上を図る活動の一環として、経営者から東海事業所における業務品質改善活動の実施状況の診断と改善プロセスに関する指導・助言を受けること、また、理事長診断会を通じて、経営者と各部門、各事業所間の連携及び問題点・情報

の共有化を図るため実施している。

平成14年度理事長診断会は東海事業所の2テーマで実施することとなり、「建設工務部門の組織のあり方の検討状況と課題」（建設工務管理部）及び「東海事業所における品質保証活動の将来像（案）への取組み」（保安管理部）について、診断会に向けてプレゼンテーション資料の作成・準備を進めるとともに、発表者となる部長及び関係者との調整、打合せを行った。3月10日本社において理事長以下関係役員等に説明し、対応を完了した。

理事長診断会で報告したプレゼンテーション資料を付録に添付する。

(5) ISO内部監査員養成講習等

ISOシリーズの認証取得及び維持活動を目的として、本社主催のISO9001内部監査員養成講習会が1月27日～28日、2月17日～18日の2回（計35名参加）及びISO9001概論が1月9日（26名参加）に開催され、所内への案内、受講者の募集及びとりまとめを行った。

4.2　事故・トラブル等の水平展開

サイクル機構内外の事故・トラブル事例等のうち、サイクル機構内に一度起こした事故と類似の事故を再度起こさないよう機構内各事業所に水平展開を図っており、保安管理部は東海事業所の窓口としてとりまとめを行っている

(1)　水平展開実施要領の作成及び所内水平展開の実施

「東海事業所水平展開実施要領」を踏まえた下部要領を作成した。今期実施した所内水平展開を表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1　水平展開実施状況

番号	件　　名	水平展開事項
H14-2	放射性物質等の使用等に係る設備のヒビ割れ等に関する水平展開について	①放射性物質等の使用等に係る設備のヒビ割れ等に係る水平展開実施報告 ②「ポリ塩化ビニル樹脂製ボックス等の管理要領」の制定に伴う各部・センター所掌の基準又は手順書等の見直しについて

(2)　平成 14 年度 水平展開(社内及び所内)の実施結果

①　社内水平展開

- 機械の包括的な安全作業基準に関する指針に係る水平展開（02-01）
  本社業連　14（安）042　所内業連 14（品連）0062
  （労働省の基発で水平展開は実施せず、安全対策課へ対応依頼）
- 人形峠環境技術センターにおける保安規定に関する指摘に対する文書体系整備(02-02)　本社業連　14（安）017　所内業連 14（保連）0061
  （問題点の水平展開ではなく、改善結果の良好事例のため周知）
- 大洗工学センター照射燃料試験施設における排気フィルターケーシングからの結露水の微小漏えい(02-03)
  本社業連　14（安）159　所内業連 14（保連）0117
  （対象となるフィルターは CPF のみであった）
- IAEA ワークショップで紹介された事故調査・分析手法に係る水平展開(02-04)

本社業連　14（安）160　所内業連 14（保連）0118
（良好事例の紹介のため周知）

・ 核燃料物質使用施設に係る保安検査における負圧設定値に関する指摘事項(02-05)
本社業連　14（安）274　所内業連 14（保連）0156
（再処理以外は、記録用紙の対応を実施した）

・ エアラインスーツへの一時的なエアの供給中断(02-06)
本社業連　14（安）156　所内業連 14（保連）0125
（所共通安作として要領書の制定のため周知）

② 所内水平展開

・ ＣＰＦの純水漏れに係る水平展開(H14-1)
所内業連 14（保連）0114
（点検の実施と手順書等の見直しを実施したほか、所共通安作として要領書の制定）

・ 放射性物質等の使用等に係る設備（材質：塩化ビニル）のヒビ割れ等に関する水平展開(H14-2)
所内業連 14（保連）0105、0116
(汚染により塩ビ材の割れが見つかり点検と調査対応を実施したほか、所共通安作として要領書の制定)

4.3　安全性総点検処置状況

平成 14 年度における措置完了した案件、及び計画完了案件（12 年度以前に既に措置完了した案件のうち計画完了としているが未措置のもの）のうち実際の措置が完了した案件について、3 月 14 日に各部センターに対して報告依頼を行った。なお、報告依頼の対象とした案件は、未措置（計画案件）分は 14 件、計画完了案件分は 17 件である。

4.4　ＮＳネット良好事例の水平展開

NS ネットに関する良好事例は、平成 12 年度から関係機関の事業所において相互評価が実施され、その中から摘出されたものである。これらの良好事例を有効活用し、原子力の安全確保を目指すことを目的とし、東海事業所として良好事例の水平展開を実施している。今期は第 29 回の良好事例を展開した。なお、第 25 回から第 28 回までは前四半期に終了しており、これにより平成 14 年度は、ＮＳネット良好事例として合計 110 件が紹介され、そのうち所内には 39 件を参考事例として紹介した。

実施結果を表 4-4-1 に示す。

表　4-4-1　平成 14 年度　ＮＳネット良好事例の実施結果

回　数	被事業所名	実施日	対象施設の区分	良好事例（件数）	紹介・参考事例（件数）
第 29 回	電源開発㈱本店	1 月 21～23 日	原子力発電所建設準備	9	0

5. 各種委員会活動

5.1 安全衛生・化学物質委員会

安全衛生・化学物質委員会は、定例の委員会として毎月第 3 火曜日の開催を原則としており、今期においては定例の委員会が開催された。

安全衛生・化学物質委員会の活動内容を、表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 安全衛生・化学物質委員会の活動内容

(1/3)

開 催 日	議　　題	審議結果等
1 月 21 日 (火) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 東海事業所放射線保安規則の改定について 2. 再処理施設保安規定の変更	了承 了承
	<報告事項> 1. 電気保安委員会報告(1 月期) 2. 東海事業所安全専門委員会報告 (12 月期) 3. 安全主任者会議報告(1 月期) 4. 衛生管理者会議報告(1 月期) 5. プルトニウム転換技術開発施設更衣室における右足裏の切創について 6. 構内移動中における歩行者の打撲について 7. ポリシャーによる右手薬指骨折について	

(2/3)

開 催 日	議　　題	審議結果等
2月18日 (火) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 核燃料物質使用施設保安規定、放射線保安規則及び放射線障害予防規定の変更 2. 再処理施設保安規定の変更 3. 東海事業所危険物災害予防規定の変更について	了承 了承 了承
	<報告事項> 1. 年末年始無災害運動について 2. 東海事業所における個人被ばく管理状況(平成14年度第3四半期) 3. 電気保安委員会報告(2月期) 4. 東海事業所安全専門委員会報告(1月期) 5. 安全主任者会議活動報告(2月期) 6. 衛生管理者会議報告(2月期) 7. ダイオキシン類対策委員会報告(平成14年度下期) 8. 定量ピペッター取扱い時におけるメチルアルコールの飛散について	

(3/3)

開 催 日	議　　題	審議結果等
3 月 18 日 (火) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 共通安全作業基準の改定について 2. 平成 15 年度安全衛生管理計画書（案）について 3. 東海事業所労働安全衛生マネジメントシステム基本規則の改定 4. 核燃料物質使用施設保安規定の変更	一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承
	<報告事項> 1. 平成 15 年度東海事業所労働安全衛生目標及びプログラムの設定について 2. 快適職場づくりの推進について 3. 電気保安委員会報告(3 月期) 4. 東海事業所安全専門委員会報告(2 月期) 5. 安全主任者会議活動報告(3 月期) 6. 衛生管理者会議報告(3 月期) 7. Pu センター第 3 開発室における右手中指先端部の負傷について【負傷報告】 8. 再処理 T20 共同溝換気接続工事における負傷【負傷報告】	

委員長（議長）：所長代理
委　員：事業所が指名する者 11 名、事業所労働組合が推薦する者 11 名
事務局：安全対策課

5.2　東海事業所安全専門委員会

東海事業所安全専門委員会は，主に原子炉等規制法に基づく許認可案件について安全性の観点から審議検討を行う委員会であり，毎月最終水曜日を定例として必要に応じて臨時委員会を開催している。今期の活動内容を表 5-2-1 に示す。

なお, 安全審査に係る透明性の確保及び外部専門家による知見の反映を目的に, 各センターの安全専門委員会及び所内の安全専門委員会にサイクル機構外の委員を任命することとし，平成 13 年 1 月の定例委員会から外部委員を加え開催している。

表 5-2-1　東海事業所安全専門委員会の活動内容

開 催 日	議　　題	審議結果
1月29日 （水） （1月定例）	1.MONJYU-F型核燃料輸送物の設計変更承認申請について 2.U_3O_8粉末使用に係るプルトニウム燃料第三開発室核燃料物質使用変更許可申請 3.プルトニウム燃料第一開発室における核燃料物質使用変更許可申請の変更 4.プルトニウム廃棄物処理開発施設における核燃料物質使用変更許可申請の変更 5.プルトニウム燃料第三開発室における核燃料物質使用変更許可申請の変更 6.核燃料物質使用施設保安規定、放射線保安規則、放射線障害予防規定及び核燃料物質使用施設放射線管理基準の改定 7.核燃料物質使用施設保安規定及び放射線保安規則の改定 8.M棟における第2ウラン系廃棄物貯蔵施設からの廃水受入系統の変更	審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了
2月26日 （水） （2月定例）	1.洗濯場の核燃料物質使用変更許可申請 2.再処理施設保安規定の改定	審議終了 審議終了
3月19日 （水） （3月定例）	1.核燃料物質使用施設保安規定及び放射線管理基準の改定（第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の新規運用） 2.核燃料物質使用施設保安規定の変更（プルセンター） 3.核燃料物質使用施設保安規定の変更（放射線安全部：エリアモニター等の追加） 4.核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更（放射線安全部：エリアモニター等の追加） 5.放射線保安規則及び使用施設放射線管理基準の改正（線量率等の測定頻度の見直しなど）	審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 継続審議

委員長　：核燃料取扱主任者
委　員　：RI主任者，電気主任者，放射線安全部長，環境センター核取主務者，プルセンター核取主務者，運搬検討専門部会長，放射線安全部放射線管理第二課長，環境センター研究主幹，環境センター技術主幹，再処理センター技術部次長，再処理センター分析一課員，プルセンター技術主幹，　プルセンター検査課長代理，建設工務部管理グループ員
外部委員：4名
オブザーバー：所長代理
事務局　：品質保証室

5.3　品質保証委員会

品質保証委員会は、業務品質保証活動の推進を目的として設置された委員会である。平成14年2月より分科会において検討してきた東海事業所品質保証計画書が制定され 4 月より施行になった。今期における品質保証委員会の活動内容を表5-3-1に示す。

表　5-3-1　品質保証委員会の活動内容

開 催 日	議　　題	審議結果
1月30日	1.　東海事業所品質保証計画書（案）について（審議） 2.　OHSMS/EMS を中心とした安全及び品質保証の体制に係る方針検討委員会の活動概況（報告）	継続審議
2月26日	1.　東海事業所の品質保証に係る将来像（案）について（審議） 2.　分科会の設置について（審議） 3.　東海事業所品質保証計画書（案）について（審議） 4.　理事長診断会について（報告）	審議終了 審議終了 審議終了

委員長　：プルトニウム燃料センター長
副委員長：所長代理
委　員　：環境保全・研究開発センター長、再処理センター長、放射線安全部長、保安管理部長、運営管理部長、建設工務管理部長、開発調整室長、国際認証取得推進ＳＧＬ
事務局　：品質保証室

5.4　安全主任者会議

今期の安全主任者会議の活動内容を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1　安全主任者会議の活動内容

(1/2)

開 催 日	議　　題	審議結果等
1 月 10 日 （定例）	(1) 負傷報告（審議） ① プル転換施設更衣室における右足裏の切創 ② 構内移動中における歩行者の打撲 ③ ポリシャーによる右手薬指骨折 (2) 共通安全作業要領の制定 ① ポリ塩化ビニル樹脂製ボックス及び付属配管類の管理要領 (3) 安全活動に関する情報交換 (4) 各安全主任者からの保安状況の報告	審議終了
2 月 13 日 （定例）	(1)負傷報告（審議） ① 定量ピペッター取扱い時におけるメタノールの目への飛散 (2)共通安全作業基準の改定 ①「V 東海事業所保安教育・訓練指針」 (3)共通安全作業要領の制定 ①「ポリ塩化ビニル樹脂製ボックス類の管理要領」 (4)負傷報告書の様式改定 (5)安全主任者会議廃止時の問題点について (6)平成 14 年度安全主任者会議活動報告（案）について (7)安全活動に関する情報 (8)各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）	審議終了

(2/2)

開 催 日	議　　題	審議結果等
3 月 13 日 （定例）	(1)負傷報告（審議） ① プルセンター第三開発室における右手中指先端部の負傷について ② 再処理施設Ｔ20 共同溝換気接続工事における負傷 (2)共通安全作業基準の改定 ①「Ｖ東海事業所保安教育・訓練指針」 (3)共通安全作業要領の改定 ①「A-2 保安教育・訓練要領」 ②「E-2 新設・改造設備等の安全点検要領」 (4)平成 15 年度東海事業所安全衛生計画について (5)平成 15 年度安全主任者会議活動計画について (6)安全活動に関する情報 (7)各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）	審議終了

議　長　：専任衛生管理者
委　員　：各部・センター安全主任者 7 名
事務局　：安全対策課

5.5 衛生管理者会議

今期の衛生管理者会議の活動内容を表 5-5-1 に示す。

表 5-5-1　衛生管理者会議の活動内容

開催日	議　　題	審議結果等
1月9日 （定例）	＜報告＞ ・各部・センター衛生巡視結果及び作業環境測定結果の確認 ・衛生管理者会議による職場巡視結果の処置状況の確認 ・快適職場づくり職場環境改善方針及び職場環境改善重点目標について	
2月6日 （定例）	＜審議＞ ・平成 15 年度東海事業所安全衛生計画書（案）について ・平成 15 年度衛生管理者会議活動計画（案）について ＜報告＞ ・各部・センター衛生巡視結果及び作業環境測定結果の確認 ・衛生管理者会議による職場巡視結果の処置状況の確認	承認 承認
3月6日 （定例）	＜審議＞ ・平成 15 年度東海事業所安全衛生計画書（案）について ・平成 15 年度衛生管理者会議活動計画（案）について ・平成 14 年度東海事業所安全衛生計画書及び報告（案）について ＜報告＞ ・各部・センター衛生巡視結果及び作業環境測定結果の確認 ・衛生管理者会議による職場巡視結果の処置状況の確認 ・平成 14 年度衛生管理者会議活動報告（案）について ・快適職場づくり推進計画（案）について	承認 承認 承認

議　長　：専任衛生管理者
委　員　：産業医、各部センター衛生管理者 6 名
事務局　：安全対策課

5.6　防火対策委員会

防火対策委員会は事業所における防火管理の適正な運営を図るために設置された委員会である。

今期における防火対策委員会の活動内容を表 5-6-1 に示す。

表 5-6-1　防火対策委員会の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
3 月 19 日	1.展示館における火災発生時の避難計画について 2.東海事業所消防計画の一部変更について 3.晴嵐荘倉庫火災への東海事業所消防班対応活動についての課題と改善案 4.サイクル消防班教育計画 5.JNC 本社敷地内における消防水利の必要性について	

委員長　：　東海事業所防火管理者（所長代理）
副委員長：　保安管理部長
委　員　：　各部・センター各１名、消防班長
オブザーバー：　保安管理部次長、危機管理整備室技術主幹
事務局　：　危機管理整備室

5.7　ダイオキシン類対策委員会

ダイオキシン類対策委員会は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日基発第 401 号厚生労働基準局長）に基づき、廃棄物焼却施設における作業員のダイオキシン類へのばく露防止を図るために設置された。

今期のダイオキシン類対策委員会の活動内容を、表 5-7-1 に示す。

表 5-7-1　ダイオキシン類対策委員会の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
1 月 31 日	〈審議事項〉 1.廃棄物焼却施設の作業場における空気中のダイオキシン類の濃度測定結果	審議終了

委員長：副所長

委　員：産業医、衛生工学衛生管理者・専任衛生管理者、保安管理部・放射線安全部衛生管理者、運営管理部衛生管理者、環境保全・研究開発センター衛生管理者、再処理センター衛生管理者、プルトニウム燃料センター衛生管理者、環境保全・研究開発センター環境保全部長、再処理センター環境保全部長、プルトニウム燃料センター環境保全部次長

事務局：安全対策課

5.8　部品質保証推進委員会

平成 15 年度　部業務推進・品質改善目標リスト及び平成 15 年 1 月実施した OHSMS/EMS の定期審査結果とその時の対応について審議した。この結果、保安部が受けた不適合・リマーク等に相当する事象の対応結果として作成されていなかった 3 課室分の「廃止結果来歴表」をエビデンスとして添付し、認証Ｇｒへ回答することになった。

その他、事前に部課長会議に提出したため報告事項とした平成 14 年度　部業務推進・品質改善暫定報告書（品質保証関連項目及び安全確保・環境保全目標関連）及び平成 15 年度　部業務推進・品質改善　暫定報告書の品質保証関連項目について報告項目とした。

なお、平成 14 年度　部業務推進・品質改善目標リストで目標として掲げられていた、「部内要領の作成：目標値 5 件」について既に 1 件は作成済のため残り 4 件について必要な規則・要領等の明確化を図り 3 月末に部内要領書の作成が完了した。

5.9　技術審議会

技術審議会は、保安管理部及び放射線安全部が所掌する施設の改造・使用変更及び規則・要領類の制改定等について、安全面等技術的観点からの審議検討を行う組織である。

今期の技術審議会の活動内容（内、保安管理部関係）を表 5-9-1 に示す。

表 5-9-1　技術審議会の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
2 月 25 日	1．保安管理部基本動作マニュアルの制定	審議終了

主　査：専任衛生管理者
副主査：放射線管理第一課技術主幹
委　員：安全対策課課長代理、危機管理整備室員、品質保証室 TL、
　　線量計測課 TL、環境監視課 TL、放射線管理第二課 TL
事務局：安全対策課 TL、線量計測課 TL

6. 規程類の整備

保安管理部が所管する各種規程・規則類について、必要に応じて改正を行った。今期は、使用施設保安規定、放射線保安規則、共通安全作業基準の一部改正を行った。

6.1 使用施設保安規定

使用施設保安規定については、平成 15 年 4 月に予定されている環境センターの組織改正等に伴う改正作業を進め申請した。改正実績等を表 6-1-1 に示す。

表 6-1-1 使用施設保安規定

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
核燃料物質使用施設保安規定	(1)1996 年版 IAEA 輸送規則を取り入れた国内規則の改正に伴い、関連する条文及び表を変更する。 (2)高レベル放射性物質研究施設で発生した高レベル固体廃棄物を再処理センターへ搬出するため、関連する条文を変更する。 (3)環境保全・研究開発センター先進リサイクル研究開発部内の組織変更に伴い、関連する条文及び図を変更する。 (4)旧廃棄物屋外貯蔵ピットで発生した廃水の処理が終了したことに伴い、関連する条文を変更する。 (5)その他、所要の見直しを行う。	変更認可申請 平成 15 年 2 月 28 日 14 ｻｲｸﾙ機構(安)052 認可 平成 15 年 3 月 17 日 15 機文科科第 51 号 施行 平成 15 年 4 月 1 日 15 規程第 8 号

6.2　事業所規則類

放射線保安規則について、適用施設の見直しを行い放射線保健室を追加することとして改正に係る作業を行った。改正実績等を表 6-2-1 に示す。

表 6-2-1　事業所規則類の整備状況

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
放射線保安規則	放射線保安規則の適用施設に放射線保健室を追加することに伴い、関連する条文の変更を行う。	施行 平成 15 年 2 月 1 日

6.3 共通安全作業基準

東海事業所共通安全作業基準については、随時見直し等を行い安全主任者会議において審議を経て制改訂を行っている。今期は、教育訓練データベースの高度化改造に伴い「保安教育・訓練要領」の改訂等が行われた。今期の改訂実績を表 6-3-1 に示す。

表 6-3-1　共通安全作業基準

規程類名称	整　備　内　容	制定・改定日
ポリ塩化ビニル樹脂製ボックス及び付属配管類の管理要領（案）の審議	・ポリ塩化ビニル樹脂製のボックス類、給排気系配管等について、健全性の維持向上のための自主的な点検を定めた。 点検の頻度は半期毎に一回以上とし、点検の内容、記録・保管についても定めた。	平成 15 年 2 月 19 日
E-2 新設・改造設備等の安全点検要領の改定	・要領の表題を「新設施設及び新設・改造設置等の安全点検要領」に変更する。 ・新設施設及び新設・改造設備の設置時の設備・機器の法規制等の特定の確認するルールとして新たに「施設等設置に伴う法令等適用確認表」により運用する。 ・新設施設の場合は、安全点検実施者、点検内容及び実施時期等の決定並びに安全点検結果の措置、報告、記録の保管は、統括者（センターにあっては、センター内部統括者）とする。	平成 15 年 3 月 12 日
共通安全作業基準 A-2 項「保安教育・訓練要領」の改定について	・平成 14 年度保安教育・訓練 DB システムの改造に伴う所内運用の変更点の追加及び、指針の見直しに伴い改定する。	平成 15 年 3 月 13 日
共通安全作業要領 V 項「東海事業所保安教育・訓練指針」の改定について	・平成 14 年度業務推進・品質改善目標リストに基づき、また、平成 8 年度から運用してきた保安教育・訓練指針について、内容を見直し、改定する。	平成 15 年 3 月 25 日

7. 許認可申請

保安管理部が所掌する各種法令等に基づき，施設・設備の新設，増設，改造等の変更に伴う許認可に関し，東海事業所の窓口として監督官庁とのヒヤリング，所内事務手続き及び申請，届出に対応した。

今期における各種法令等に基づく許認可実績を以下に示す。

7.1　原子炉等規制法

今期における原子炉等規制法に係る許認可は、核燃料物質使用変更許可申請 2 件であり、１件は前期に申請した案件が許可になったもの、もう１件は 14 年度第 3 回目の変更申請であった。その実績を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1　原子炉等規制法に係る許認可実績

(1/2)

使用施設		許認可申請項目	記事
14年度第2回使用変更	プルトニウム燃料第一開発室	(1)　使用施設の設備 特殊設備のうち、A型核分裂性物質運搬容器及び台車をプルトニウム燃料第三開発室へ移設（撤去）する。	申請 平成 14 年 10 月 31 日 14ｻｲｸﾙ機構（東海）811 許可 平成 15 年 1 月 6 日 14 諸文科科第 3623 号
	J棟	(1)　使用の目的及び方法 ①　単機試験装置による遠心分離機の特性試験を削除する。 ②　六フッ化ウランの詰替えを追加する。 ③　遠心分離機の解体・除染を追加する。 (2)　使用施設の位置、構造及び設備 ①　単機試験装置の一部設備を撤去してＵＦ$_6$回収装置とする。 ②　単機試験室の室名を作業室(3)に変更する。 ③　サンプラ洗浄フードを撤去する。	
	プルトニウム燃料第三開発室	(1)　使用施設の設備 ①　工程附帯設備に運搬設備として，A型核分裂性物質運搬容器及び台車をプルトニウム燃料第一開発室から移設（新設）し，プルトニウム燃料第一開発室及びプルトニウム燃料第二開発室と共用する。	

(2/2)

使用施設		許認可申請項目	記事
14年度第3回使用変更	プルトニウム燃料第一開発室	(1) 廃棄施設の設備 ① プルトニウム廃棄物処理開発施設へ施設廃水を送水する系統を新設する。	申請 平成15年3月27日 14ｻｲｸﾙ機構(東海)1293
	M棟	(1) 廃棄施設の位置，構造及び設備 ① ウラン廃棄物処理施設の第2ウラン系廃棄物貯蔵施設からの廃水受入れにあたり，配管の接続場所を廃水槽（屋外中間廃水ピット）躯体から，廃水槽へ至る既設配管へ変更する。	
	プルトニウム燃料第三開発室	(1) 使用の方法 ① ペレット製造工程に受け入れる酸化ウラン粉末に八酸化三ウランを追加する。 (2) 廃棄施設の設備について ① プルトニウム廃棄物処理開発施設へ施設廃水を送水する系統を新設する。	
	プルトニウム廃棄物処理開発施設	(1) 廃棄施設の設備について ① プルトニウム燃料第一開発室へ施設廃水を送水する系統を変更する。また，処理水を海洋へ放出する系統を新設する。	

7.2　放射線障害防止法

今期における放射線障害防止法に係る許認可は 2 件であり，その実績を表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1　放射線障害防止法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請項目	記　　事
高レベル放射性物質研究施設	許可使用に係る変更許可申請書 ①　保管廃棄容器の変更 ②　貯蔵容器数の変更	申請 平成 15 年 1 月 21 日 14 ｻｲｸﾙ機構（東海） 1051 許可 平成 15 年 2 月 7 日 14 水原第 717 号
高レベル放射性物質研究施設	施設検査申請 ①　保管廃棄容器の変更 ②　貯蔵容器数の変更	申請 平成 15 年 2 月 21 日 14 ｻｲｸﾙ機構（東海） 1169

7.3　労働安全衛生法

今期における労働安全衛生法に係る許認可は 4 件であり、その実績を表 7-3-1 に示す。

表 7-3-1　労働安全衛生法に係る許認可実績

件　　名	内　　容	該当施設	日　　付
機械等変更届	硝酸系廃液を取り扱う設備を設置する。	低放射性濃縮廃液貯蔵施設	2 月 3 日
クレーン等安全規則第 34 条第 3 項に基づく荷重試験の免除について	クレーン等安全規則第 34 条第 3 項に基づく荷重試験免除を申請する。	再処理施設/高レベル放射性物質研究施設 計 47 基	2 月 6 日
クレーン検査証書替申請書	工事使用完了に付き、工事請負業者より受領のため、書替を行う。	再処理ユーティリティー施設	2 月 7 日
機械等設置届	異物混入の検査を行うためにエックス線装置を設置する。	プルトニウム燃料第二開発室	3 月 25 日

7.4　消防法

今期における消防法に係る許認可は、消防設備関係 10 件及び危険物施設関係 7 件であり、その実績を表 7-4-1 に示す。

表 7-4-1　消防法に係る許認可実績

(1/3)

	件　　名	該当施設	内　　容	日　　付
消防設備関係	防火対象物使用開始届出書	再処理ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ施設	施設の新設	2 月 5 日
		ﾃｸﾉ交流館ﾘｺｯﾃｨ		3 月 6 日
		一般器材保管庫		
		正門仮設警備所		3 月 12 日
	消防用設備等設置届出書	工務課倉庫	自動火災報知設備	2 月 5 日
		建設工務管理棟		
		Ｌ棟		
		第 2 中間開閉所		3 月 12 日
		第 2 ｳﾗﾝ貯蔵庫		3 月 17 日
		Ｊ棟		3 月 27 日
		構内第一食堂		
		ｸﾘｰﾌﾟ試験室		
	消防用設備等設置届出書	再処理ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ施設	消火器 自動火災報知設備 誘導灯設備 屋内消火栓	2 月 5 日
		ﾃｸﾉ交流館ﾘｺｯﾃｨ	消火器 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備 自動火災報知設備 誘導灯設備 非常放送設備 避難器具	3 月 6 日
		一般器材保管庫	消火器 自動火災報知設備	3 月 12 日

(2/3)

	件　　名	該当施設	内　　容	日　　付
消防設備関係	核燃料物質、放射性同位元素等運搬届出書（東海村火災予防条例に基づく届出）	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料ｾﾝﾀｰ	「常陽」照射炉心用燃料集合体ＢＭ型	3月3日
		環境保全・研究開発ｾﾝﾀｰ	天然ｳﾗﾝの輸送	3月24日
	発電設備設置届出書	再処理ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ施設	発電設備の新設	2月5日
		ﾃｸﾉ交流館ﾘｺｯﾃｨ		3月6日
	変電設備設置届出書	再処理ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ施設	受変電設備の新設	2月5日
		ﾃｸﾉ交流館ﾘｺｯﾃｨ		3月6日
		ﾌﾟﾙ警備所屋外	受変電設備の更新	3月11日
		安全管理棟Ｃ屋外変電設備		3月12日
	蓄電池設備設置届出書	再処理ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ施設	蓄電池設備の新設	2月5日
	毒劇物貯蔵取扱届出書	再処理ｾﾝﾀｰ屋外薬品貯蔵庫	硫酸の貯蔵	2月5日
	指定洞道等届出書	再処理ｾﾝﾀｰ	共同溝の新設	2月7日
	核燃料物質等貯蔵取扱届出書	東海事業所	核燃料物質の貯蔵、取扱物質、量の報告	2月10日
	炉設置届出書	工学試験棟	水蒸気改質試験装置の設置	2月18日
危険物施設関係	少量危険物貯蔵取扱（変更）届出書	最大保管数量を変更する。	モックアップ試験棟北側少量危険物貯蔵庫	1月10日
	危険物取扱所変更許可及び仮使用承認申請書	分離精製工場パネルハウス内に警報設備を新規設置する。	分離精製工場・除染場	1月24日
	危険物取扱所完成検査申請書			3月12日

(3/3)

	件　　名	該当施設	内　　容	日　　付
危険物施設関係	危険物取扱所変更許可及び仮使用承認申請書	警報設備をP型からR型に変更するに伴い、総合盤等を更新し、新たに警報出力用中継器を設置する。	第二中間開閉所	2月12日
	危険物取扱所完成検査申請書			3月14日
	予防規程制定変更認可申請書	再処理施設ユーティリティ施設（一般取扱所）の設置に伴い、危険物災害予防規程を変更する。	分離精製工場・除染場/中央運転管理室/再処理再処理施設ユーティリティ施設（一般取扱所）	2月25日
	危険物保安監督者選任届出書	再処理施設ユーティリティ施設（貯蔵所）の設置に伴い、保安監督者を選任する。	再処理施設ユーティリティ施設（貯蔵所）	3月19日

7.5　高圧ガス保安法

今期における高圧ガス保安法に係る許認可は3件であり、その実績を表7-5-1に示す。

表7-5-1　高圧ガス保安法に係る許認可実績

件　　名	内　　容	該当施設	日　　付
高圧ガス製造施設等変更許可申請書 製造施設完成検査申請書	平成14年に茨城県冷凍設備保安協会による保安検査を受検した冷凍機（第一種冷凍高圧ガス製造施設）について、その旨を茨城県知事に届け出る。	プルトニウム燃料附属機械室	1月20日
高圧ガス製造施設軽微変更届書	膨張弁の部品及び給液電磁弁の更新	ガラス固化技術開発施設	3月12日
高圧ガス製造施設休止届書	クリプトン回収運転を当分実施しないためKr、Xe製造施設の一部及び液体窒素供給設備の一部を休止する。	クリプトン回収技術開発施設	3月27日

7.6　環境法令

今期における環境関係法令に係る許認可は 6 件であり、その実績を表 7-7-1 に示す。

表 7-7-1　環境関係法令に係る許認可実績

件　　名	内　　容	該当施設	日　　付
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書	振動規制法に基づき、特定施設として、空気圧縮機を 1 台設置する。	工学試験棟	1 月 8 日
許可工場変更許可申請書	茨城県公害防止条例に基づき、空気圧縮機を 1 台設置する。	工学試験棟	1 月 8 日
許可工場変更許可申請書	茨城県公害防止条例に基づき、送風機を 8 台設置する。	低放射性濃縮廃液貯蔵施設	2 月 3 日
氏名等変更届出書	騒音規制法に基づき，工場又は事業場の名称及び所在地の変更する。	テクノ交流館リコッティ	2 月 17 日
ダイオキシン類測定結果報告	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境保全・研究開発センター一般廃棄物焼却施設について、排気及び焼却灰の 1 年に 1 回のダイオキシン類の測定結果を報告する。	環境センター 一般廃棄物焼却施設	2 月 24 日
緊急事態応急対策拠点施設に備え付ける資料の提出について	再処理施設保安規制（平成 15 年 2 月）及び事業所施設配置図の改訂に伴う提出	東海事業所	2 月 27 日

8. 保安検査、立入調査等

8.1 保安検査官対応

平成13年1月6日付けの省庁再編に伴い東海事業所の使用施設は文部科学省、再処理施設は、経済産業省の原子力保安検査官（以下「保安検査官」と略）によって監督されることになり、保安検査官は日常それぞれ村内に設置した事務所（文部科学省：原子力安全管理事務所、経済産業省：東海・大洗原子力保安検査官事務所）及び東海事業所内に常駐している。保安検査官対応班（以下「対応班」と略）は、保安検査官の主たる業務である原子力施設の現場での運転管理監督や施設における保安規定の遵守状況の検査などの東海事業所の窓口として下記の対応を行った。文部科学省及び経済産業省の保安検査官体制を表8-1-1に示す。また、保安検査官への対応項目及び対応方法について対応班が保安検査官及び所内各部・センターと調整して作成した。実際に行った対応項目及び対応方法一覧を表8-1-2に示す。そのうち、主な項目について概要を以下に示す。

(1) 文部科学省保安検査官関連

① 施設巡視（週4回）

核燃料物質使用施設である環境保全・研究開発センター及びプルトニウム燃料センターのそれぞれの施設について、保安検査官と現場との調整を図り毎月の巡視計画を作成した。これに基づき保安検査官が定常的、計画的に施設の巡視を行った。巡視の際、保安検査官が施設側に対して指摘事項があった場合は現場側の対応を対応班がフォローして、保安検査官に対して指摘に対する措置、対応を報告した。

今期は、使用施設について計46回（環境保全・研究開発センター：23回、プルトニウム燃料センター：23回）巡視が行われた。その巡視実績を表8-1-3に示す。

② 放射線作業管理（発生の都度）

使用施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班がその作業の概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の使用施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、環境保全・研究開発センターがA1作業：10件、プルトニウム燃料センターがS2作業：6件であり，

合計 16 件であった。

③　定例報告

以下の項目を定例として文部科学省保安検査官に報告しており、それらの対応を下記に示す。

(a)　許認可週報（毎週）

毎週始めに保安管理部品質保証室が作成した使用施設に関する許認可の状況について提出し、説明した。

(b)　自主点検・教育訓練計画（毎月）

使用施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を各センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出している。

(c)　運転計画（毎月）

各使用施設の運転計画を毎月始めに各センター毎に作成し、それを対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の運転計画を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出している。

(2) 経済産業省保安検査官関連

①　施設巡視（毎日）

保安検査官による再処理施設の巡視は定常的に実施された。

対応班は保安検査官と再処理センター側の担当と毎朝、巡視施設及び巡視時間について調整を行い巡視が行われた。

②　放射線作業管理（発生の都度）

再処理施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班が概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の再処理施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、S2 作業：42 件及び A1 作業：44 件であり，合計 86 件であった。

③　再処理施設関連ヒヤリング（毎日）

再処理センターの各施設について主として保安規定遵守状況の確認の観点から保安検査官による各課室ごとのヒヤリングが再処理施設内で定常的に実施された。この定常的なヒヤリングは、再処理側が保安検査官

の了解のもとに毎月作成した月間予定表に基づき実施された。その定常的に実施した実施日等の記録を表 8-1-4 に示す。

④　定例報告

以下の項目を定例として経済産業省保安検査官に報告しており、それらの対応を行った。

(a)　再処理運転記録及び日誌（毎日）

毎朝、再処理管理課から送信される FAX に基づき対応班が概要を説明し提出した。

(b)　再処理放管記録（毎日）

再処理施設のスタックからの放出されたクリプトン、ヨウ素等の排気中放射性物質の日々の放出について、対応班が立ち会いのもと放射線管理第二課が毎日報告し資料を提出した。

(c)　許認可週報（毎週）

毎週始めに再処理品質保証室が作成した再処理施設に関する許可の状況について提出し、説明した。

(d)　再処理週報（毎週）

再処理施設で行われている主な作業の計画と実績を示したもので再処理品質保証室が作成し、毎週提出した。

(e)　自主点検・教育訓練計画（毎月）

再処理施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を再処理センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには再処理センターが年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班が保安検査官へ提出している。

(3) 共通事項

①　異常事象発生対応（発生の都度）

所内で発生した異常事象は使用施設に関することは文部科学省保安検査官へ、再処理施設に関する事は経済産業省の保安検査官へ対応班がその概要を迅速に報告すると共に、必要に応じて保安検査官への現場部署による説明の場を設け実施した。

対応班が今期に取り扱った異常事象は計 40 件であった。そのリストを表 8-1-5 に示す。

②　保安検査官と核燃料取扱主任者、主務者との定例連絡会議

文部科学省及び経済産業省の保安検査官と所内の核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主務者（以下「核取」と略）との情報交換の場として連絡会議を経済産業省保安検査官とは原則として毎月 2 回定期的に、文部科学省

保安検査官とは不定期にそれぞれ開催している。今期は経済産業省保安検査官とは 1 月 14 日、3 月 25 日に計 2 回開催し、各施設の運転、稼動等の状況を各核取が保安検査官へ説明するとともに、保安検査官と核取との情報交換を行った。

③　東海事業所運転状況表（毎週）

使用施設、再処理施設各施設の一週間単位の運転実績及び次週の運転予定を記載した東海事業所運転状況表を基に、毎週末に対応班が所内施設の運転状況について今週の実績と来週の予定を提出し、説明した。

④　運転管理日報（毎日）

所内 LAN を使った環境保全・開発センター、プルトニウム燃料センター、再処理センターとのネットワークにより各センターの施設の毎日の運転状況を取り込み保安検査官がパソコンでその状況を把握できるように、各センターの入力状況の確認を実施した。

⑤　保安検査（四半期毎）

文部科学省、経済産業省それぞれが四半期ごとに本庁の保安検査官も含めた複数体制で保安検査を実施した。受検する現場側は再処理施設側も使用施設側もそれぞれの受検体制を作り対応した。今期は文部科学省保安検査官が使用施設を対象に 3 月 12 日から 3 月 14 日に，経済産業省保安検査官は再処理施設を対象に 2 月 17 日から 3 月 7 日の期間にわたり実施した。対応班は保安検査を円滑に進めるため本庁も含めた保安検査官と現場側体制との窓口業務を行い、保安検査の進行を支援した。

表 8-1-1　原子力保安検査官体制

平成 15 年 1 月 1 日現在

所　管　省　庁	役 職 等	人数
文部科学省 茨城原子力安全管理事務所	所　長	1 名
	副所長 保安検査官	1 名
	保安検査官	3 名
	技術参与 （運転管理専門官）	1 名
経済産業省 原子力安全・保安院 東海・大洗原子力保安検査官事務所	所　長 統括保安検査官	1 名
	副所長 防災専門官	1 名
	保安検査官	5 名

表 8-1-2　保安検査官業務等対応項目/方法一覧表

H15.1.1 現在
(1/2)

No.	項　目	対 応 方 法	担 当 部 署		備　考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
1	再処理放管記録	対応班へ提出→対応班→保安検査官（毎日）	放安）放二課	―	スタックからの放出	経産省
2	再処理運転記録	毎朝、対応班へ FAX→対応班→保安検査官（毎日）	再）管理課	―	日誌	経産省
3	許認可週報	対応班へ提出→対応班→保安検査官（月曜日）	保安）品証室			文科省 経産省
4	再処理週報	対応班へ提出→対応班→保安検査官（月曜日）	再）品証室	―	主な作業と実績	経産省
5	事業所運転管理日報	毎日、各センターが実績を 16:00 までに入力（毎日）	再）管理課	Pu）管理課 環セ）品質保証 Gr	毎日の実績、LAN で保安検査官 確認	文科省及び経産省
6	運転管理状況表	安対課とりまとめ、対応班が提出（金曜日）	保安）安対課管理チーム 対応班が出力		所内の運転状況 次週、次々週予定	文科省及び経産省
7	保全伝票（写し）	発生の都度、対応班へ提出→対応班→保安検査官	再）保全課		発生の都度	経産省
8	海洋放出承認書（写し）	発生の都度、対応班へ提出→対応班→保安検査官	再）処理一課	―	発生の都度	経産省
9	S2 特作計画	作業件名等のリスト及び計画書の表紙と等式１の写しを事前提出。必要に応じて、作業内容の把握が主目的のヒヤ（保安検査官が件名指定）。	計画起案課室	計画起案課室		文科省 経産省
10	A1 特作計画	同上	計画起案課室	計画起案課室		所掌保安検査官
11	G 作業（写し）	G1 作業の表紙と概要を対応班へ提出→対応班確認→保安検査官	―	計画起案課室	使用施設	文科省
12	停電等電気関連作業	作業件名入り工程表事前提出。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	建工）工務課等			所掌保安検査官

(2/2)

No.	項　目	対応方法	担当部署		備　考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
13	核取との定例会議	再処理施設関連：毎月第2・4火曜日の午後 使用施設関連：不定期	核取主任者、各センター核取主務者		第1回目 ：H12.9.26	経産省 文科省
14	異常事象連絡	対応班へ直ちに連絡→対応班メモ作成→保安検査官。その後、必要に応じて保安検査官によるヒヤリング	異常事象発生元課室		発生の都度	所掌保安検査官
15	その他相談事等	件名等のリストを対応班へ事前提出→保安検査官。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	相談事等担当課室			担当保安検査官
16	保守点検・教育訓練計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ →保安検査官	再）管理課	環セ）品質保証Gr Pu）保安推進Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び経産省
			放安部、建工部			
17	運転計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ →保安検査官	再）管理課	Pu）管理課 環セ）品質保証Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び経産省
18	サイクル週報	地域交流課が対応班に提出（金曜日）	地域交流課			文科省及び経産省
19	休日体制表	総務課が対応班に提出→保安検査官（金曜日）	総務課			
20	見学予定一覧表	総務課が対応班に提出→保安検査官（月曜日）	総務課			

表8-1-3 文部科学省　原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績（1）
（平成15年1月期）

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
1月7日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設（ＰＷＴＦ）	
1月9日（木）	10:00	環境センター	ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2～6廃棄物倉庫、洗濯場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
1月14日（火）	10:00	環境センター	Ｌ棟,Ｇ棟,Ｇ棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
1月16日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF・第２PWSF）	
1月21日（火）	10:00	環境センター	応用試験棟,第１廃棄物倉庫,ウラン系廃棄物倉庫,中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	燃料製造機器試験室・ウラン貯蔵庫	
1月23日（木）	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	ＰＷＴＦ	
1月28日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
1月30日（木）	10:00	環境センター	M棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	

表8-1-3 文部科学省　原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績（2）
（平成15年2月期）

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
2月4日（火）	10:00	環境センター	Ｌ棟,Ｇ棟,Ｇ棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
2月6日（木）	10:00	環境センター	J棟,東海事業所第２ウラン貯蔵庫,廃水処理室,廃油保　管庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（ＰＷＳＦ・第２ＰＷＳＦ）	
2月13日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
2月18日（火）	10:00	環境センター	応用試験棟,第１廃棄物倉庫,ウラン系廃棄物倉庫,中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設（ＰＷＴＦ）	
2月20日（木）	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
2月25日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
2月27日（木）	10:00	環境センター	M棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	

表8-1-3 文部科学省　原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績（3）
（平成15年3月期）

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
3月4日（火）	10:00	環境センター	L棟,G棟,G棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
3月6日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF/第2PWSF）	
3月11日（火）	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設（PWTF）	
3月13日（木）	10:00	環境センター	J棟,廃水処理室,廃油保管庫	
	13:30	Puセンター	燃料製造機器試験室	
3月18日（火）	10:00	環境センター	M棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
3月20日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
3月25日（火）	10:00	環境センター	応用試験棟,第１廃棄物倉庫,ウラン系廃棄物倉庫,中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
3月27日（木）	10:00	環境センター	ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2～6廃棄物倉庫、洗濯場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	

表 8-1-4　再処理　保安検査官対応記録
（平成 15 年 1～3 月）

(1/4)

月/日	課室名	指摘,意見等	備　考
1/7	前処理課	・次回の保安検査において教育報告書の備考欄に記載してある感想や意見について見せて頂きたいとの要望があり、次回確認して頂くことにした。	
1/8	化学処理第一課	・特に指摘事項はなし	
1/9	化学処理第二課	・課で所掌している設備、区域の中で、放射線状況（線量率）が変動する可能性のある個所については、課員の余分な被ばくを避ける観点から、定期的に放射線状況（線量率）を把握し周知すべきと考える。本件について検討すること。	
1/10	化学処理第三課	・特に指摘事項はなし	
1/16	環境管理課	・施設定期自主検査記録のうち「計器校正」について、点検実施時期と、起票作成日（報告日）に、開きがあり、点検日の考え方を整理すること。	
1/20	処理第一課	・特に指摘事項はなし	
1/21	処理第二課	・施設定期自主検査記録の検査者欄の氏名は、検査を実施した者の氏名を記載すべきではないか。 ・「廃シリカゲル抜出作業」や「固化体評価」の作業を実施しているのにもかかわらず、操作・保守に記載していないので、記載する方向で検討すること。	
1/22	処理第三課	・特に指摘事項はなし	
1/23	施設保全第一課	・特に指摘事項はなし	
1/27	分析第一課	・特に指摘事項はなし	

(2/4)

月/日	課室名	指摘,意見等	備　考
1/28	分析第二課	・保守点検記録で日常巡視点検項目に該当しないものの、定期的な点検確認が必要と考えられるものは記録として残しておくべきではないか。(TVF 分析グローブボックス背面の線量) ・操作・保守記録で記載文字等の訂正方法を統一してもらいたい。	
1/29	施設保全第一課	・分析所地下のユーティリティ冷却水設備の冷却水の漏洩（屋上空冷塔への戻り配管）の補修状況を、明日、説明すること。	
1/30	施設保全第一課	・第二低放射性廃液蒸発処理施設において、外気と A4 室の差圧を測定している負圧警報が吹鳴し点検の結果異常のないことを報告した。LWSF の工事終了により足場養生がなくなった関係により、風向きが変わった等の問題があるかもしれないので、今後、継続的に調査することとした。 ・昨日の冷却水漏洩原因は、電縫配管の下部シーム部の腐食による漏洩であることを説明した。冷却水配管に使用している電縫管の使用個所について、再ＵＣ後も残る電縫管の数量について調査するように求められた。調査して回答することとした。	
2/4	化学処理第一課	・特に指摘事項はなし	
2/5	化学処理第二課	・年次検査記録について、検査実施日と記録の検閲日に大きな隔たりがある。実態は承知しているが、検査実施課へ極力早く記録を提出するように検討依頼すること。	
2/10	化学処理第三課	・特に指摘事項はなし	

(3/4)

月/日	課室名	指摘,意見等	備　考
2/12	処理第二課	・アスファルト固化処理施設における浄水の漏洩について説明した。詳細な原因が究明された時点で、再度、説明してほしい。	
2/14	環境管理課	・施設定期自主検査記録の作成において、現場の記録用紙を再度清書しているように見えるが、転記ミスも考えられるため検討してほしい。 ・教育報告書の講師の記入欄では、教育を行った結果、受講生の有効性等、総括意見を記載してはどうか。	
3/7	処理第二課	・アスファルト固化処理施設における浄水の漏洩原因について説明した。時々ドレン抜きを行うことを考慮して、閉止栓ではなく、全てステンレス製の材料を用いて、バルブを設置した方が良いのではないか。 ・管理区域外の類似個所についても確認する必要がある。	
3/10	処理第一課	・特に指摘事項はなし	
3/11	化学処理第三課	・ウラン粉末の移し替えについて作業概要を説明した。コメントとして保安規定第Ⅲ－６表施設の貯蔵・保管能力において、低濃縮ウランの記載があるが、劣化ウランの記載がない。(第二 UO3 への移し替え作業終了後のウラン粉末の保管に向けて）新たに保安規定に明記してはどうか。また。保安院へも説明しておく方が良いと思われる。但し、前記の対応（今後の保管対象の明確化に係わるものである事から）を行う場合においても、移し替え作業は、実施しても良いと考える。	
3/11	処理第二課	・特に指摘事項はなし	

(4/4)

月/日	課室名	指摘,意見等	備　考
3/17	施設保全二課	・保安教育実施後、受講者からの反省の他に、講師、教材等への意見を積極的に出してもらい、今後の保安教育に反映されたい。また、保全一、ニ課共同で行う保安教育（交流教育等）の拡大も今後検討されたい。	
3/19	分析第一課	・特に指摘事項はなし	
3/20	分析第二課	・保安規定におけるグリーン区域の設定基準（空間線量）に対する月例点検時の分析設備の表面線量との関係については、一度考え方を整理してみてはどうか。	
3/27	化学処理第一課	・教育訓練に係わる年度方針と実績との比較確認及びフォローを行っておくことが望ましい。	
3/28	化学処理第二課	・次回の保安検査において、H15 年度の保安教育計画とその方針について説明すること。	
3/31	化学処理第二課	・特に指摘事項はなし	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年1月１日～3月31日）

No.	件　　名	発生／発見日時	発生場所	概　　要　　等	ヒヤ等月日	備　　考
1	モニタリングステーション-4（ST-4高野小学校）のデータ収集の停止	H15.01.13（月）16：35頃	モニタリングステーション ST-4高野小学校	モニタリングステーション-4（ST-4）のデータが13日16時35分頃からテレメータデータ収集装置上、欠測表示となった。モニタリングステーション-４（ST-4）にはガンマ線線量率計、気体状ベータ放射能測定装置、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ、トリチウムサンプラが設置されているが、これらの電源が停止し、14日午前8時55分の復旧まで欠測となった。	1/14（月）	
2	バルブ遮へい体内における堆積物の確認	H15.01.15（水）17：30頃	再処理センター 分離精製工場 サンプリング操作室（A343）	分離精製工場サンプリング操作室（A343）において、分離第1ｻｲｸﾙ工程のサンプリング用の硝酸ウラニル溶液循環系統に設置されているバルブ（203W463）の交換作業中に遮へい体を取り外したところ、遮へい体内部のトレイ上に203W463から漏洩したと思われる結晶物が堆積していることを確認した。堆積物の量は　幅70cm×奥行35cm×高さ15cm程度であった。【危険物の観点で消防署に連絡することからB情報の「地方自治体、労基署等に連絡するトラブル情報（C情報）」に該当】	1/16（木）	
3	CPFにおける放射線管理員の手袋汚染	H15.01.22（水）11：55頃	環保センター CPF1階ホット更衣室出口（HFCM設置場所）	退出時のHFCMによるサーベイ中に放射線管理員の綿手袋に汚染が発見された。サーベイメータによる測定結果200cpm（β）、核種は137Cs。放射線管理員が取り扱った放射線測定器（テレテクタ）の検出部にも汚染が発見された。サーベイメータの測定結果600cpm（β）。汚染の発見されたテレテクタは気送管の線量測定を実施したものである。	1/23（木）	
4	Pu-2　粉末調整室でのグローブ交換後の汚染検査での軽微な汚染検出	H15.01.23（木）11：43頃Pu確認	Puセンター 第二開発室 粉末調整室（F-103）	Pu-2　粉末調整室（F-103）グローブボックスNo.D-9の移送用トンネルにおいてグローブをビニルバッグに交換する作業を作業手順に従って実施していた。同室作業者は6名（職員１名　協力会社員5名）で、この内4名（職員1名、協力会社員3名）が半面マスクを着用し当該交換作業を実施していた。作業終了後、放射線管理第一課による汚染検査（半面マスク着用）を実施した。その後、当該放管員が作業エリア（自主管理エリア）を出る際のダイレクトサーベイにおいて、当該放管員1名（協力会社員）の右手（RI用ゴム手袋）から約1000cpm　靴底から右：約500cpm 左：約300cpmの有意値を確認した（11:43頃、Puと確認）。同室作業者6名（放管員は含まない）の身体サーベイの結果、異常はなかった。また、念のため同室作業者6名の鼻スミヤを実施した結果、異常はなかった。	1/23（木）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年1月１日～3月31日）

No.	件　　名	発生／発見日時	発生場所	概　　要　　等	ヒヤ等月日	備　　考
5	Pu転換施設における分析廃液配管からの微少な漏洩	H15.01.23（木） 19：30頃	再処理センター Pu転換施設 廃液一次処理室 （A129）	廃液一次処理室（A129）において現場寸法測定を行っていた3名の作業員が作業後に退出する際、フットモニタで汚染検査を行ったところ、14時30分頃、その内2名の作業員の靴底に汚染を確認した。当該2名の作業員の身体汚染及び内部汚染はなかった。床養生等の汚染拡大防止処置を行いながら室内を詳細に調査したところ、19時30分頃、分析廃液を分析廃液受（P72V11）から中和沈殿槽（P72V12）に移送する配管の溶接部に溶液の微少な漏洩を確認した。目視では配管の亀裂等の存在は確認できなかった。その後、床面の汚染（α：1．8Ｂｑ/ｃｍ2）を確認した。なお、エアスニッファ・Ｐｕダストモニタに有意値は認められなかった。	1/24 （金）	
6	Pu-2 放射線管理室（Ｃ－110）における軽微な汚染	H15.01.24（金） 10：05頃Pu確認	Puセンター 第二開発室 放射線管理室 （C-110）	Ｐｕ－2放射線管理室（C-110）内におけるフード近傍の床より2箇所の汚染を確認。オートラジオグラフィによる検査の結果プルトニウムと確認。当該フードでの前日の作業は「Pu-2粉末調整室でのグローブ交換後の汚染検査での軽微な汚染検出」に対する対応として、汚染した靴の測定及び除染を実施した。作業後のサーベイとして、フード前のスミヤ試料を採取し、オートラジオグラフでプルトニウムであることを確認した（0．4Bq）。さらに、１ヶ所からプルトニウムスポット汚染を確認した（１Bq）。汚染箇所については速やかに除染した。前日の作業者は２名（協力会社員２名）、作業中は半面マスクを着用していた。同室のエアスニファの測定値は管理目標値未満（ラドントロンの影響を含む）。 フード前面及びフード内のスミヤの結果は異常なし。念のためF-103とC-110の廊下のスミヤ測定を行ったが異常はなかった。	1/24 （金）	
7	Pu-2　湿式回収室での軽微な汚染	H15.01.28（火） 9：53頃Pu確認	Puセンター 第二開発室 湿式回収室 （F-104）	Pu-2湿式回収室（F-104）において　作業員2名（職員1名　協力会社員1名）でローリングタワー（高所作業用の移動足場）を粉末調整室（A-103）に移動するための搬出前のサーベイを実施したところ、作業員（職員1名）の右手（RI用ゴム手袋）小指の根元から、ダイレクトサーベイで100～150ｃｐｍを検出。Ａ線スペクトロメータで核種判定を行ったが判定できなかったため、RI用ゴム手袋をGe検出器で測定したところ、9:53頃Am－241のピークが確認されたことからプルトニウムと判断した。念のため　作業員2名の鼻スミヤを実施した結果、異常はなかった。また、当該搬出作業時に作業員が触れた箇所（ローリングタワーの踏み板部）のスミヤ測定を実施した結果、1ヶ所から４１カウント（プルトニウムのスポット汚染　約2．3×10-2Bq/cm2）を検出した。また、RI用ゴム手袋の汚染はα測定の結果18カウント（約１Bq/サンプル）であった。	1/28 （火）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年1月１日～3月31日）

No.	件　　名	発生／発見日時	発生場所	概　　要　　等	ヒヤ等月日	備　　考
8	Pu-2 湿式回収室での軽微な汚染の検出	H15.02.03（月） 14：50頃Pu確認	Puセンター 第二開発室 湿式回収室 （A-104）	Pu-2 湿式回収室（A－104）内では、グリーンハウスを設置し、湿式回収精製設備解体撤去作業を実施している。本日の作業は、当該グリーンハウスの撤去作業であった。その一環としてグリーンハウスで使用していた作業用の椅子をグリーンハウス３及び４を経由して搬出した。さらに工程室内に設けた簡易間仕切りから工程室（湿式回収室）内へ搬出するために、当該作業用椅子をダイレクトサーベイしたところ、椅子の脚（4本中2本）の底面からそれぞれ約200ｃｐｍの有意値を確認した(14:50頃プルトニウムと確認　約5.6×10-2Bq/cm2）。この搬出作業は、工事業者2名で実施していた。また　搬出作業を行っていた作業員を除く同室作業者は、汚染が確認された時間帯において、工事業者8名及び保安立会者3名（職員1名　協力会社員2名）であった。これら全員は、半面マスクを着用していた。また,これら全員の身体汚染検査の結果は異常なかった。搬出経路のスミヤ測定を実施した結果、汚染は確認されなかった。念のため、簡易間仕切内のエアスニファろ紙の分析を実施した結果、異常はなかった。汚染が確認された当該椅子は、ビニール梱包した後、グリーンハウス４に保管している。	2/3 （月）	
9	Pu-2　湿式回収室での軽微な靴底汚染の検出	H15.02.04（火） 11：28頃Pu確認	Puセンター 第二開発室 湿式回収室 （A-104）	Pu-2　湿式回収室（A-104）内では、簡易間仕切り内にグリーンハウスを設置し、湿式回収精製設備解体撤去作業を実施している。本日の作業は、当該グリーンハウスの撤去作業であった。この作業の一環としてグリーンハウス内でグリーンハウス用排風機の撤去作業を工事業者2名（装備；半面マスク、全身タイベックス、シューカバー）で実施した。当該業者2名は、グリーンハウスから退域するにあたり、タイベックス、シューカバーを脱ぎ、靴底を含む全身サーベイを実施したが汚染は確認されなかったことから、通常通りグリーンハウスから退域した。その後、簡易間仕切りから退出する際のサーベイにおいて、当該工事業者2名のうち1名の右足靴底から約700ｃｐｍの有意値を確認した。（11:28頃）Puと確認。汚染が確認された時間帯の同室作業者は、上記2名を除き工事業者6名及び保安立会者3名（協力会社員3名）であった。これら11名全員は、半面マスクを着用していた。また、身体汚染検査の結果は、異常なかった。念のため、簡易間仕切り内のエアスニファ及びα線用空気モニタのろ紙の分析を実施した結果、管理目標値未満であった。（ラドントロンを含む）。	2/4 （火）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年1月１日～3月31日）

No.	件　　名	発生／発見日時	発生場所	概　　要　　等	ヒヤ等月日	備　　考
10	Pu-3　仕上検査室（２）グローブボックス解体準備作業における汚染検出	H15.02.05（水） 10：48頃Pu確認	Puセンター 第三開発室 仕上検査室（2） （FP-111）	Pu-3　仕上検査室（２）（FP-111）に設置されたペレット外観検査設備グローブボックスの分離移動作業の準備作業として、当該工程室内に簡易グリーンハウスを設置するために、当該工程室内に設置された監視カメラ移動用レールを取り外す作業を実施していた。当該作業は、工事業者6名、保安立会者5名（協力会社員5名）で実施していたところ、レール取り外し作業を行っていた工事業者1名の作業中のサーベイにおいて、左手作業用皮手袋から約500ｃｐｍの有意値を確認した。（10:48頃　Pu確認）。レール取り外し作業を行っていた工事業者1名は、RI用ゴム手袋の上に作業用皮手袋を着用し実施していた。なお、本日の作業は、グローブボックス周りの非汚染物の撤去であったため、当該工事業者1名を含む同室作業者11名全員、半面マスクは着用していなかった。念のため、同室作業者11名の鼻スミヤ測定を実施した結果、全員異常はなかった。当該工程室内に設置されたα線用空気モニタの指示値は、通常の変動範囲内である。また、エアスニファろ紙を回収し分析した結果、管理目標値未満であった。（ラドントロンを含む）。また、当該工程室内のスミヤ測定を実施中。	2/5 （水）	
11	PWTF　廃水処理室（１）における汚染検出	H15.02.06（木） 14：59頃 Pu確認	Puセンター PWTF廃水処理室 （1） （P-005）	PWTF地下一階廃水処理室（１）における「台車のグローブボックスへの接近防止用レール取り付け作業」中、隣接する廃水タンク用の堰の床面に液だれの痕跡を発見した。このため、当該痕跡部分のダイレクトサーベイを実施したところ、約 100cpm（約 0.04Bq/cm2）の有意値を確認した。この痕跡部分をふき取った後、再度ダイレクトサーベイを実施したところ、ふき取る前と同レベルの有意値を確認した。なお、スミヤ測定では汚染は確認されなかった。（固着汚染と考えられる）ことから、有意値を確認した部分を削り取り測定した結果、14:59頃プルトニウムを確認した。当該汚染部分は除去した。また、当該堰の内部及びフランジ等についてダイレクトサーベイを実施したところ、異常はなかった。当該工程室のエアスニファろ紙を回収し分析した結果、管理目標値未満であった（ラドントロンを含む）。	2/5 （水）	
12	アスファルト固化処理施設内の漏水について	H15.02.10（月） 13：34頃	再処理センター アスファルト固化処理施設 G115 操作区域	平成15年2月10日13時34分頃、アスファルト固化処理施設１階（G115）の浄水配管のドレンバルブ（10A）から浄水が漏洩しているのを作業員が発見した。このため、漏洩部分前後のバルブを閉止した（14:16）。漏洩した水はユーティリティ系統であり放射性物質は含まない。また、漏洩した水は地下2階のピットに回収されており、環境への影響はない。施設内に漏洩した浄水の量は約４m3である。	2/10 （月）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年1月１日～3月31日）

No.	件　　名	発生／発見日時	発生場所	概　　要　　等	ヒヤ等月日	備　　考
13	プルトニウム燃料第二開発室における急病の発生	H15.02.17（月） 10：34頃	Puセンター 第二開発室 仕上室 （F-101）	10時34分頃　プルトニウム燃料第二開発室の仕上室（F-101）で、試験データの整理作業を行っていた作業員1名（派遣職員）が倒れたため、10時36分に救急車を要請。（本人の意識はあるが、顔色が悪い状態）　当人には外傷なし。身体サーベイの結果、異常なし。10時48分　プルトニウム燃料センターに救急車到着。11時00分　久慈茅根病院に向けて搬送開始。	2/17 （月）	
14	粉末調製室（２）でのグローブ作業後のサーベイによる汚染の検出	H15.02.21（金） 14：20頃Pu確認	Puセンター 第三開発室 粉末調製室（２） （FP-103）	プルトニウム燃料第三開発室粉末調製室（２）（FP-103）で、ペレット成型設備（２）の金型交換用治具の調製作業を行った後のサーベイで、作業者1名（協力会社員）のRI用ゴム手袋の左手中指関節部から有意値を確認。（14:20頃　放一課員がプルトニウムと確認。約430Bq/試料）当該作業者は半面マスクを着用しグローブ作業を行っていた。また、この近傍の作業員1名（協力会社員）も半面マスクを着用していた。その他の同室作業者は2名（協力会社員）であり、半面マスク未着用であったため、念のため鼻スミヤを実施したところ異常なし。当該室のα線用空気モニタの指示値は通常範囲内。周辺のダイレクトサーベイの結果異常なし。当該グローブボックス周辺のスミヤ測定を実施したところ異常なし。	2/21 （金）	
15	Pu-2　湿式回収室における管理器材搬出前サーベイでの汚染検出	H15.02.24（月） 14：15頃Pu確認	Puセンター 第二開発室 湿式回収室 （F-104）	_Pu-2　湿式回収室（F-104）における管理器材の搬出前サーベイにおいて、蛍光灯傘部外側から有意値を検出した。（放管により14:15頃Pu確認）　搬出準備作業は、工事業者8名　保安立会者1名で実施していた。当該作業員9名の身体サーベイの結果、異常はなかった。なお　これら作業員9名は半面マスクを着用していなかったため、念のため鼻スミヤ測定を実施した結果、異常はなかった。当該工程室の管理器材を一時仮置きしていた場所の周辺スミヤ測定を実施した結果、異常はなかった。α線用空気モニタのろ紙を測定した結果、管理目標値未満であった（ラドントロンの影響を含む）。	2/25 （火）	
16	Ri溶液のフード前への飛散	H15.02.28（金） 15：20頃	環・保センター CPF　分析室（HA-1B フード）	HA-1B　フード内でRI溶液（Am）のアンプル開封作業でアンプル部の首をヤスリで切っていた所、内圧（推測）によりアンプルの頭部が飛んで溶液の一部が飛散した。アンプル頭部はフード内に落ちた。フード前の作業台より　α：5000ｃｐｍ（スポット）検出、フード前床汚染なし、作業者3名の汚染なし。	2/28 （金）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年1月１日～3月31日）

No.	件　　名	発生／発見日時	発生場所	概　　要　　等	ヒヤ等月日	備　　考
17	バッグイン作業後の汚染検査における汚染検出	H15.03.07（金） 11：16頃Pu確認	Puセンター 第三開発室 粉末調製室（２） （FP-103）	Pu-2　仕上室（A-101）のペレット研削装置グローブボックス（No.D-26）において、MOXペレットをバッグインする作業を作業員5名（職員1名協力会社員4名）で実施していた。このバッグイン作業が終了した後、作業後のサーベイを実施したところ、主作業員1名（協力会社員）の左手RIゴム手袋から約1000dpmの有意値を確認した。（11:16頃　放管にとりプルトニウムを確認、約50Bq/試料）作業員5名は、半面マスクを着用し作業していた。当該工程室のα線用空気モニタのろ紙を測定した結果、管理目標値未満であった。（ラドントロンの影響を含む）	3/7 （金）	
18	Pu-3　粉末調製室（１）出口での軽微な靴底汚染の検出	H15.03.13（木） 16：34頃Pu確認	Puセンター 第三開発室 粉末調製室（1） （FP-101）	粉末調製室（１）での作業終了後、退出時のフットモニタによる汚染検査で作業員（協力会社員）の右足靴底から約15カウント/10秒の有意値を確認した。（16:34頃　放管によりPuを確認）　また、プルトニウムは１スポットであることをオートラジオグラフィで確認した。（16:56頃）　本日の当該工程室での作業は、作業員4名（全員協力会社員）で造粒設備のメンテナンスを行っていた。作業中は半面マスクを着用していた。念のため　作業員4名の鼻スミヤ測定を行った結果、異常なし。周辺のスミヤ測定の結果、異常なし。α線用空気モニタのろ紙を測定した結果、管理目標値未満であった。（ラドントロンの影響を含む）	3/13 （木）	
19	ＰＷＴＦ　前処理室でのグローブ先端の損傷	H15.03.25（火） 10：28頃	Puセンター ＰＷＴＦ 前処理室（P-201）	ＰＷＴＦ　前処理室（P-201）内グローブボックスＮｏ．P-1-3において、バッグインしたヘパフィルタの開梱作業中、誤ってハサミで皮手袋付き左手の人指し指先端を損傷した。（長さ約1ｃｍ）。作業員のＲＩ用ゴム手袋は切れておらず指先の負傷もなかった。当該交換作業は4名（全員協力会社員）で半面マスク着用で実施していた。また、この４名の他に同室作業者が８名いたが、全員半面マスクを着用していた。放管員による当事者のＲＩ用ゴム手袋及び当事者を含む同室作業者全員（１２名）の身体サーベイの結果、異常は無かった。当該室のα線用空気モニタの指示値は通常の変動範囲内。なお、損傷したグローブは交換済み。	3/25 （火）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年1月１日～3月31日）

No.	件　　名	発生／発見日時	発生場所	概　　要　　等	ヒヤ等月日	備　　考
20	PWTF　予備室出口での汚染検出	H15.03.31（月）10：57頃Pu確認	Puセンター ＰＷＴＦ 予備室（P-105）	PWTF　予備室（P-105）での難燃物焼却設備の解体・撤去作業後、退出するため当該工程室出口に設置されたＨＦＣＭでの汚染検査を行ったところ、工事業者１名の右足靴部から８０カウント/１０秒の有意値を検出した。当該部位のダイレクトサーベイを実施したところ有意値は検出されなかった。その後､ＨＦＣＭの検出部に有意値を確認した。（10:57頃放管によりプルトニウムと確認）。ＨＦＣＭ検出部から試料を採取し放射能測定装置で測定したところ、約45Bq/試料であった。また、αオートラジオグラフィーで１スポットであることを確認（11:40頃）。当該解体撤去作業は、工事業者１５名、保安立会者４名（職員１名　協力会社員３名）で実施していた。これら１９名の鼻スミヤ測定及び全身サーベイの結果、異常なし。当該工程室のα線用空気モニタのろ紙を回収し測定した結果、管理目標値未満であった（ラドントロンの影響を含む）。周辺スミヤ測定の結果､異常はなかった。	3/31（月）	

8.2　使用施設保安検査

原子炉等規制法第 56 条の 3 第 5 項に基づく核燃料物質使用施設保安規定の遵守の状況に係る検査（保安検査）については，各部・センターに跨ることから保安管理部が窓口となって対応しており，第 4 四半期は 3 月に実施され，これに対応した。保安検査の概要を表 8-2-1 に示す。

表 8-2-1　使用施設保安検査

検査年月日	検　査　内　容	検査官
3 月 12 日～14 日	〔重点事項〕 「放射線管理」,「放射性廃棄物管理」及び「非常時の措置」に関する事項 [結　果] 指摘事項なし	保安検査官 2 名

8.3　労働安全衛生法関連設備の検査

本四半期においては、日本クレーン協会茨城検査事務所によるクレーン 8 台の性能検査を受検した。また、日本ボイラー協会茨城検査事務所による第一種圧力容器 3 台の性能検査を受検した。性能検査の結果、全て異常は認められなかった。これら設備の検査受検実績を表 8-3-1 に示す。

また、水戸労働基準監督署によるクレーン等安全規則第 34 条第 3 項に基づく荷重試験免除申請に伴う現地確認が、平成 15 年 2 月 17 日～18 日に行われ申請通り認められた。

表 8-3-1　労働安全衛生法関連設備の検査受検実績

受検日		設置場所	検査証番号	備考
クレーン	1 月 30 日	第二応用試験棟	5115	
		地層処分基盤研究開発施設	5678	
	2 月 4 日	輸送容器保管施設	5632	
		第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	5770	
	2 月 17 日	廃棄物処理場	4551	
		除染場	4552	
	3 月 12 日	ガラス固化技術開発施設	5478	
			5479	
第一種圧力容器	1 月 17 日	分離精製工場	4312	
			4313	
	2 月 14 日	プルトニウム転換技術開発施設	4303	

8.4　消防法、高圧ガス関連

東海村消防本部による第二中間開閉所（一般取扱所）における自動火災警報設備更新に係る完成検査が 3 月 14 日に実施され、3 月 17 日で完成検査済証が交付された。また、分離精製工場・除染場（一般取扱所）におけるパネルハウス内自動火災警報設備設置に係る完成検査が 3 月 17 日に実施され、3 月 18 日付けで完成検査済証が交付された。

なお、今期は、高圧ガス保安法に基づく検査はなかった。

8.5　放射性同位元素等に係る立入検査

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 43 条の２に基づく立入検査(文部科学省水戸原子力事務所)については，各部・センターに跨ることから保安管理部が窓口となって対応しており，1 月及び 3 月に実施され，これに対応した。立入検査の概要を表 8-5-1 に示す。

表 8-5-1　使用施設保安検査

検査年月日等	検　査　内　容	検査官
平成 15 年 1 月 31 日 〔対象施設〕 ・プルトニウム燃料第一開発室 ・ガラス固化技術開発施設 ・地層処分放射化学研究施設	〔検査内容〕 ①手続きに関する検査 (許可証・合格証・申請書等の書類の保管状況の確認) ②ＲＩ使用等に係る法定帳簿に関する検査 （使用・保管・廃棄・運搬・譲渡・譲受に関する帳簿の確認） ③放射線測定の記録、被ばく管理の記録、健康診断の記録、教育訓練の記録に関する検査(過去 5 年分) ④施設の立入検査として、上記書類と合致しているかの確認、管理区域境界における線量の確認、インターロック、自動表示装置の作動確認 [結　果] 直ちに改善を要求されるような指摘事項はなかった。	保安検査官 2 名
平成 15 年 3 月 28 日 〔対象施設〕 ・再処理分析所 ・第 2 低放射性固体廃棄物貯蔵庫		

9. 外部機関との協力

9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）

東海ノア協定は、東海村、那珂町、大洗町、ひたちなか市及び旭村に所在する21の原子力事業所で平成12年1月に締結した安全協力協定であり、JCOの臨界事故を教訓として安全文化の醸成及び事故時の相互協力等を目的に設置されたものである。

今期の活動は、安全協力委員会及び幹事会への出席、公開講座・総合訓練等の紹介・参加者とりまとめ並びに東海ノア通信第11号の配布等を行った。今期の活動実績を表9-1-1に示す。

表9-1-1　東海ノア協定活動実績

実施日	活動項目	概　要　等
1月16日	公開講座	・原電東海主催「東電問題と原子力発電」 ・JNC東海参加者：2名
1月17日	非常事態総合訓練視察	・原研東海主催。WASTEF施設の火災、人身事故等特定事象を想定した訓練 ・JNC東海参加者：4名
2月17日	安全教育研修	原電総合研修センターにおいて実施 ① 原子炉シミュレータ操作体験 ② 安全管理に関する倫理教育 ・JNC東海参加者：5名
2月19日	事務連絡担当者打合せ	・各事業所担当者クラスによる１４年度活動実績と１５年度活動計画について打合せを実施
2月21日	施設見学会	・原子力緊急時支援研修センターを見学 ・JNC東海参加者：2名
2月25日	防災訓練視察	・JNC 大洗主催。AGF 施設の火災及び放射性物質放出を想定した訓練 ・JNC東海参加者：4名
3月6日	第20回活動推進幹事会	幹事の保安部長が出席。主な議題は以下のとおり ①14年度下期活動状況 ②15年度活動計画

実施日	活動項目	概　要　等
3 月 11 日	防災訓練視察	・JNC 東海主催。再処理における火災及び負傷者救出訓練 ・加盟事業所からの参加者：4 名
3 月 20 日	第 8 回安全協力委員会	副委員長として所長代理が出席。主な議題は以下のとおり ①14 年度下期活動状況 ②15 年度活動計画

9.2　ニュークリアセィフティネットワーク（ＮＳネット）

NS ネットは、JCO 事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして、平成 11 年 12 月に発足した。

サイクル機構は、NS ネットの加盟法人になっており、NS ネットが行う各種の活動に参加・協力している。

今期は、前期に実施した職場の安全風土に関する意識調査に関し、報告会開催についてＮＳネット事務局と打合せを行うとともに、3 月 26 日に報告会を開催した。また、2 月 28 日に行われた原電東海の安全キャラバンに良好事例紹介の要請を受け保安管理部から講師を派遣したほか、管理者セミナーの参加者をとりまとめた。

今期の実績を表 9-2-1 に示す。

表 9-2-1　ＮＳネット対応実績

開催日等	内　容　等	備　　考
2 月 28 日	原電東海の安全キャラバンに良好事例紹介のため講師を派遣	協力会社とのコミュニケーションについて紹介
3 月 5 日	第 6 回管理者セミナー 「医療分野における臨床評価指標」	JNC 東海参加者：1 名
3 月 12 日	「職場の安全風土に関する意識調査」結果に係る打合せ	原子力安全システム研究所（INSS）
3 月 26 日	職場の安全風土に関する意識調査結果報告会の開催	

9.3　その他

今期は、ひたちなか市消防本部からの協力要請を受け、講師を派遣し対応した。対応実績を表 9-3-1 に示す。

表 9-3-1　対外対応実績一覧

場　所	月日	内　　容	対　象 （参加者）	備　考 （所外視察先）
ひたちなか消防本部	2 月 25 日	原子力総合訓練	ひたちなか消防本部・管轄消防署	

10. 教育訓練・資格取得

10.1 試験・講習会

各施設において業務を行う上で必要な労働安全衛生法等に係る資格等については、安全対策課において資格取得に係る試験及び技能講習会等の案内及びとりまとめを行っている。

今期における資格試験及び講習会の申込及び受講実績を表 10-1-1 に示す。

表 10-1-1 試験・講習会参加実績

(1/2)

試験・講習会名	主　催　者	実施日	受験又は受講者数	備考
危険物取扱者試験準備講習会	茨城県危険物安全協会連合会	1 月 21～22 日	1 名	
有機溶剤作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	2 月 4～5 日	2 名	
危険物保安講習会	茨城県危険物安全協会連合会	2 月 7 日	3 名	
高圧ガス製造保安責任者講習会（乙種機械）	茨城県高圧ガス保安協会	2 月 17～19 日、23 日	1 名	
ボイラーの定期自主検査指針に関する講習会	日本ボイラ協会茨城支部	2 月 18 日	1 名	
公害防止管理者受験対策講習会	公害防止協会東京事務局	2 月 22 日～9 月 15 日までに 5 日間	2 名	
第二種冷凍機械講習	茨城県冷凍教育検査事務所	2 月 24～26 日	1 名	
環境計量士試験	経済産業省	3 月 2 日	1 名	
クレーン運転士技能講習会	茨城クレーン学校	3 月 3～8 日	2 名	
二級ボイラー技士受験準備講習会	日本ボイラ協会茨城支部	3 月 6～9 日	2 名	
第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	3 月 10～13 日	2 名	
玉掛技能講習会	水戸労働基準協会	3 月 13～16 日	1 名	

(2/2)

試験･講習会名	主　催　者	実　施　日	受験又は受講者数	備考
危険物取扱者試験	消防試験研究センター茨城県支部	3 月 23 日	2 名	
公害防止管理者受験対策講習会	公害防止協会東京事務局	3 月 30 日～9 月 12 日までに 8 日	1 名	

10.2　作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育及び保安管理部保安立会要領教育

(1)　現場責任者等教育

作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育（新規者等対象）を原則として月 1 回の頻度で実施した。また、認定の有効期限切れに伴う教育（再教育）も原則月 1 回の頻度で実施した。今期の実績を表 10-2-1 に示す。

表 10-2-1　現場責任者等教育実績

実施日	実施場所	講　師	受講者数	合格者 （合格率）	備　考
1 月 22 日	図書研修合同棟 3 階講義室	事業所 技術主幹	93 名	91 名 (99%)	
1 月 22 日	図書研修合同棟 3 階講義室	環境ｾﾝﾀｰ 技術主幹	27 名	27 名 (100%)	再教育
1 月 23 日	図書研修合同棟 3 階講義室	建工部 技術主幹	28 名	27 名 (96%)	
2 月 19 日	図書研修合同棟 3 階講義室	安全対策課 課長代理	71 名	67 名 (94%)	
2 月 19 日	図書研修合同棟 3 階講義室	放安部 技術主幹	19 名	19 名 (100%)	再教育
3 月 18 日	図書研修合同棟 3 階講義室	環境ｾﾝﾀｰ 技術主幹	26 名	24 名 (92%)	
3 月 18 日	図書研修合同棟 3 階講義室	再処理ｾﾝﾀｰ 技術主幹	10 名	10 名 (100%)	再教育

(2)　保安管理部保安立会要領教育

今期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部保安立合要領教育は実施しなかった。

11.　事故・トラブル

11.1　法令報告及び軽微事象

今期において、法令報告及び軽微事象に該当する事故・トラブルの発生はなかった。

11.2　軽微事象未満のトラブル

今期における軽微事象未満のトラブルは、再処理施設 3 件（C情報)、使用施設 16 件（A情報：1 件、C情報 15 件）及びその他 1 件であった。

軽微事象未満トラブルの一覧を表 11-2-1 に示す。トラブルの概要については、表 8-1-5 を参照されたい。

表 11-2-1　軽微事象未満トラブル一覧

(1/2)

№	件　　名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
1	モニタリングステーション-4（ST-4 高野小学校）のデータ収集の停止	H15.01.13 16：35 頃	モニタリングステーション ST-4 高野小学校	C	日報
2	バルブ遮へい体内における堆積物の確認	H15.01.15 17：30 頃	再処理ｾﾝﾀｰ 分離精製工場 サンプリング操作室	C	日報
3	CPF における放射線管理員の手袋汚染	H15.01.22 11：55 頃	環保センター CPF1 階ホット更衣室出口	C	日報
4	Pu-2　粉末調整室でのグローブ交換後の汚染検査での軽微な汚染検出	H15.01.23 11：43 頃 Pu 確認	Pu センター 第二開発室 粉末調整室	C	日報
5	Pu 転換施設における分析廃液配管からの微少な漏洩	H15.01.23 19：30 頃	再処理ｾﾝﾀｰ Pu 転換施設 廃液一次処理室	C	日報
6	Pu-2 放射線管理室（C－110）における軽微な汚染	H15.01.24 10：05 頃 Pu 確認	Pu センター 第二開発室 放射線管理室	C	日報
7	Pu-2　湿式回収室での軽微な汚染	H15.01.28 9：53 頃 Pu 確認	Pu センター 第二開発室 湿式回収室	C	日報
8	Pu-2 湿式回収室での軽微な汚染の検出	H15.02.03 14：50 頃 Pu 確認	Pu センター 第二開発室 湿式回収室	C	日報
9	Pu-2　湿式回収室での軽微な靴底汚染の検出	H15.02.04 11：28 頃 Pu 確認	Pu センター 第二開発室 湿式回収室	C	日報

(2/2)

№	件　　名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
10	Pu-3　仕上検査室（２）グローブボックス解体準備作業における汚染検出	H15.02.05 10：48 頃 Pu 確認	Pu センター 第三開発室 仕上検査室 (2)	C	日報
11	PWTF　廃水処理室（１）における汚染検出	H15.02.06 14：59 頃 Pu 確認	Pu センター PWTF 廃水処理室（1）	C	日報
12	アスファルト固化処理施設内の漏水について	H15.02.10 13：34 頃	再処理ｾﾝﾀｰ アスファルト固化処理施設 G115 操作区域	C	日報
13	プルトニウム燃料第二開発室における急病の発生	H15.02.17 10：34 頃	Pu センター 第二開発室 仕上室	A	日報
14	粉末調製室（２）でのグローブ作業後のサーベイによる汚染の検出	H15.02.21 14：20 頃 Pu 確認	Pu センター 第三開発室 粉末調製室(2)	C	日報
15	Pu-2　湿式回収室における管理器材搬出前サーベイでの汚染検出	H15.02.24 14：15 頃 Pu 確認	Pu センター 第二開発室 湿式回収室	C	日報
16	RI 溶液のフード前への飛散	H15.02.28 15：20 頃	環・保センター CPF 分析室	C	日報
17	バッグイン作業後の汚染検査における汚染検出	H15.03.07 11：16 頃 Pu 確認	Pu センター 第三開発室 粉末調製室(2)	C	日報
18	Pu-3　粉末調製室（１）出口での軽微な靴底汚染の検出	H15.03.13 16：34 頃 Pu 確認	Pu センター 第三開発室 粉末調製室 (1)	C	日報
19	ＰＷＴＦ　前処理室でのグローブ先端の損傷	H15.03.25 10：28 頃	Pu センター ＰＷＴＦ 前処理室	C	日報
20	PWTF　予備室出口での汚染検出	H15.03.31 10：57 頃 Pu 確認	Pu センター ＰＷＴＦ 予備室	C	日報

11.3　負傷報告

今期は、東海事業所全体で 3 件の負傷又は軽微負傷を伴う事象があった。概要を表 11-3-1 に示す。なお、いずれも負傷も休業を伴うものではなかった。

これにより、平成１４年度の負傷及び軽微負傷の合計件数は１４件となった。

表 11-3-1　負傷事象の概要

(1/3)

No.	項　目	内　　容　　等
1	件　　名	定量ピペッター取扱い時におけるメチルアルコールの飛散について
	発生日時	平成 15 年 1 月 29 日（水）　14：45 頃
	発生場所	再処理施設ガラス固化技術開発施設 A212 放射線計側室（管理区域内）
	所　　属	放射線安全部　放射線管理第二課
	身　　分	協力会社員（27 歳）
	発生状況	ガラス固化技術開発施設・放射線計測室（A212）において、作業員が空になった試薬ビンに薬品を補充しようとした際、試薬ビン上部に取り付けていた定量ピペッター（分注器）のノズルの先端に残留していたメチルアルコールが飛散し、作業員の両目に入った。本人は眼鏡を着用していたもののゴーグル型の保護眼鏡ではなかったことから、隙間から目に入ったものである。 直ちに目の洗浄を行った後、診療所の医師の指示に従い、眼科医師の診断を受けた。診断の結果、異常はなかった。
	負傷状況	両目にメチルアルコールが飛散（本負傷による休業はない）
	原　　因	メチルアルコールを軽量する定量ピペッター（分注器）を外す際、ノズル先端部が袖口にふれ、テフロン製のノズル先端部が上下にはね、ノズルに残留していたメチルアルコールが飛散し、目に入った。
	再発防止策	・ 試薬を扱う際には、その危険・有害性に応じた保護具（保護眼鏡等）を着用する。 ・ 試薬の補充を含め試薬を扱う際は、フード内で行うよう徹底する。 ・ リスクアセスメントを実施、摘出された問題点と上記の 2 策を含め、手順書等に反映する。

(2/3)

No.	項　目	内　　容　　等
2	件　　名	Pu センター第三開発室における右手中指先端部の負傷について
	発生日時	平成 15 年 2 月 17 日（月）9 時 55 分頃
	発生場所	第三開発室　組立検査室（FA-101）（管理区域内）
	所　　属	Pu センター製造加工部加工課
	身　　分	協力会社員（35 歳）
	発生状況	ワイヤ巻付設備において模擬ピンにワイヤを巻付ける作業（再巻作業）を 3 名の作業者で行っていた。作業者の内 1 名は、操作盤においてワイヤを巻付けるため、模擬ピンを手動で設備にセットする作業を同時並行で行っていた。操作盤からの操作によって可動式ガイドレールが作動中、模擬ピンのセット作業を行っていた 2 名の作業者の内 1 名が、設備架台に手を掛けたため、可動式ガイドレールと設備架台の間に右手中指を挟まれ負傷した。
	負傷状況	右第三指挫創・末節骨骨折（本作業による休業はない）
	原　　因	① 操作盤の操作を行っていた作業者が、模擬ピンのセット作業を行っている作業者に設備を動かす事を知らせずに設備を操作した。一方、模擬ピンのセット作業を行っている作業者が、設備が動作していることを確認せずに、可動式ガイドレールのある設備架台に手を掛けた。 ② 作業者が手を掛けやすい架台部に保護カバー等の装着されていない可動部があった。
	再発防止策	・ 作業の指揮命令系統をより明確にするため、設備の操作を行う作業者が作業の指揮をとることをマニュアルに明記し、設備が確実に停止している状態で作業を行うことを提案する。（マニュアルの内容を周知徹底する。）あわせて設備動作中はパトライト及び音により、作業者に設備が動作していることを周知する。 ・ 当該箇所及び類似箇所のカバー養生、作業者が手を掛ける箇所への取っ手の設備を行う。

(3/3)

No.	項　目	内　　容　　等
3	件　　名	再処理施設 T20 共同溝換気接続工事における負傷
	発生日時	平成 15 年 3 月 9 日（日）10：10 頃
	発生場所	再処理 T20 共同溝換気接続工事現場（TVF 南西側）（管理区域外）
	所　　属	建設工務管理部建設グループ
	身　　分	工事請負業者作業員（44 歳）
	発生状況	型枠用木材（厚さ 45㎜）を電動丸ノコで切断中に、丸ノコが跳ねて、右足太ももに回転刃が接触し、裂傷した。
	負傷状況	右足太もも内側裂傷（本負傷による休業はない）
	原　　因	作業場所が狭く、電動丸ノコを適正に保持できず、安全な姿勢が取れなかった為、板材の抵抗による反動で電動丸ノコが跳ねてノコ刃が右足太ももに接触した。また、本作業前に実施した KY において電動工具の取扱についても着目していたが、具体的な対策検討（使用場所、状況等）が不十分であった。
	再発防止策	・ 電動丸ノコを使用する場合は、電動丸ノコを十分安全に保持できることを確認したうえで作業を開始する。安全な保持が不可能な場合は、手ノコ等安全を確保できる方法で行う。 ・ 狭い場所で作業を行う前には、現場で作業手順（作業姿勢を含む）の確認を行い、予想される危険に対する対策及び注意事項を作業者全員で確認する。 ・ 上記について、受注者を指導するとともに当該請負業者から作業員への教育を実施する。

12. おわりに

今期は、14 年度の業務総括及び 15 年度計画の策定作業、東海マネジメントシステムの構築計画に係る理事長診断会対応、ＮＳネットによる職場の安全風土に関する意識調査結果の報告会開催、事業所防災訓練の実施等に取り組んできた。

また、平成 12 年度に発足した国際認証取得推進グループが、平成 14 年 3 月に認証を取得し初年度のサーベランス審査も終え、当初の目的を達成したこと及び各種マネジメントシステムを統合した「東海マネジメントシステム」の構築を目指すこととしたことから、平成 15 年度からは保安管理部品質保証室と合併することとなった。このため、組織改正に係る手続き、居室確保、品質保証室の組織体制の見直し等の諸準備を進めた。

これにより、保安管理部は従来の業務品質保証に係る業務に加え、国際認証の維持・推進の業務も担当することとなり、平成 15 年度からは新たな体制で業務を実施していくこととなる。新たな業務活動について次期の業務報告から反映していくこととしたい。

付録－１

業務実績カレンダー（１月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				年末年始無災害運動（12月15日～15日）
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	衛生管理者会議			IS09001概論説明会
10	安全主任者会議			
11				
12		村消防出初式		
13				
14		月例訓練（建工部）、消防班訓練		
15				ＯＨＳＭＳ／ＥＭＳサーベランス審査　～17日
16	快適職場づくり説明会			東海ノア公開講座
17	安全ニュースNo.143発行 第一種圧力容器性能検査			
18				
19				
20		危機管理教育		
21	安全衛生化学物質委員会			人形峠で負傷者事故発生
22	現場責任者教育			
23	安全ニュースNo.144発行 現場責任者等教育			
24	安全ニュースNo.145、146発行	消防班訓練		
25				
26				
27			部門長診断会	14年度業務計画暫定報告・15年度計画所長ヒヤリング
28	部安全衛生委員会	ＰＰ遵守状況調査　～30日	安全専門委員会、部課長診断会	
29				
30	安全ニュースNo.147発行 クレーン性能検査			
31	安全ニュースNo.148発行 ダイオキシン類対策委員会		RI定期立会い調査	

業務実績カレンダー（２月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				
2		晴嵐荘倉庫出発対応		
3				会計監査　～7日
4	クレーン性能検査			
5				
6	衛生管理者会議			
7	県公害関係立入検査			
8				
9				
10	ＬＷＳＦ　所長パトロール		部ＱＡ委員会	
11				
12	安全ニュースNo.149発行	月例訓練（環境センター）		
13	安全主任者会議、放安協定例会		県平常時立入り調査	
14	県公害関係立入検査 第一種圧力容器性能検査	危機管理教育、消防班訓練		フレンドリートーク
15				
16				
17	安全ニュースNo.150発行 クレーン性能検査 クレーン荷重試験免除に係る水戸労基署現場確認			東海ノア安全教育研修
18	安全衛生化学物質委員会 クレーン荷重試験免除に係る水戸労基署現場確認			監事監査
19	現場責任者教育	ＮＥＡＴ訓練		東海ノア事務連絡担当者打合せ
20	安全ニュースNo.151発行			
21				東海ノア施設見学会（ＮＥＡＴ）
22				
23				
24				
25	部安全衛生委員会 技術審議会			業務計画理事長ヒアリング
26		ひたちなか消防本部訓練対応	安全専門委員会、品質保証委員会	部異常事態訓練
27				
28	労基署指導会	消防班訓練、消火器取扱訓練	指導会/検討会	ＮＳネット安全キャラパン（原電東海）

業務実績カレンダー（３月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				春の全国火災予防運動（～7日）
2				
3				
4	課防火教育	第6回常陽燃料輸送		
5	安全ニュースNo.152発行			NSネット管理者セミナー
6	衛生管理者会議			東海ノア幹事会
7				
8				
9				
10	安全ニュースNo.153発行、安全主任者会議		理事長診断会	
11		事業所非常事態訓練（再処理）		
12	クレーン性能検査、教育訓練ＤＢ説明会		使用施設保安検査（～14日）、指導会成果報告会	
13				
14	危険物施設完成検査	IAEA補完アクセス、消防班訓練		
15				
16				
17	安全ニュースNo.154発行 危険物施設完成検査			
18	安全衛生化学物質委員会 安全ニュースNo.155発行 現場責任者等教育			東電問題対応報告会
19		防火対策委員会	安全専門委員会	
20				東海ノア安全協力委員会
21				
22				
23				
24	所長パトロール			
25	部安全衛生委員会			サイクルフォーラム
26	NSネット安全意識調査結果報告会			
27	放安協総会 化学物質管理者連絡会			
28	安全ニュースNo.156発行	消防班訓練	RI立入り調査	
29				
30				
31				

付録－2

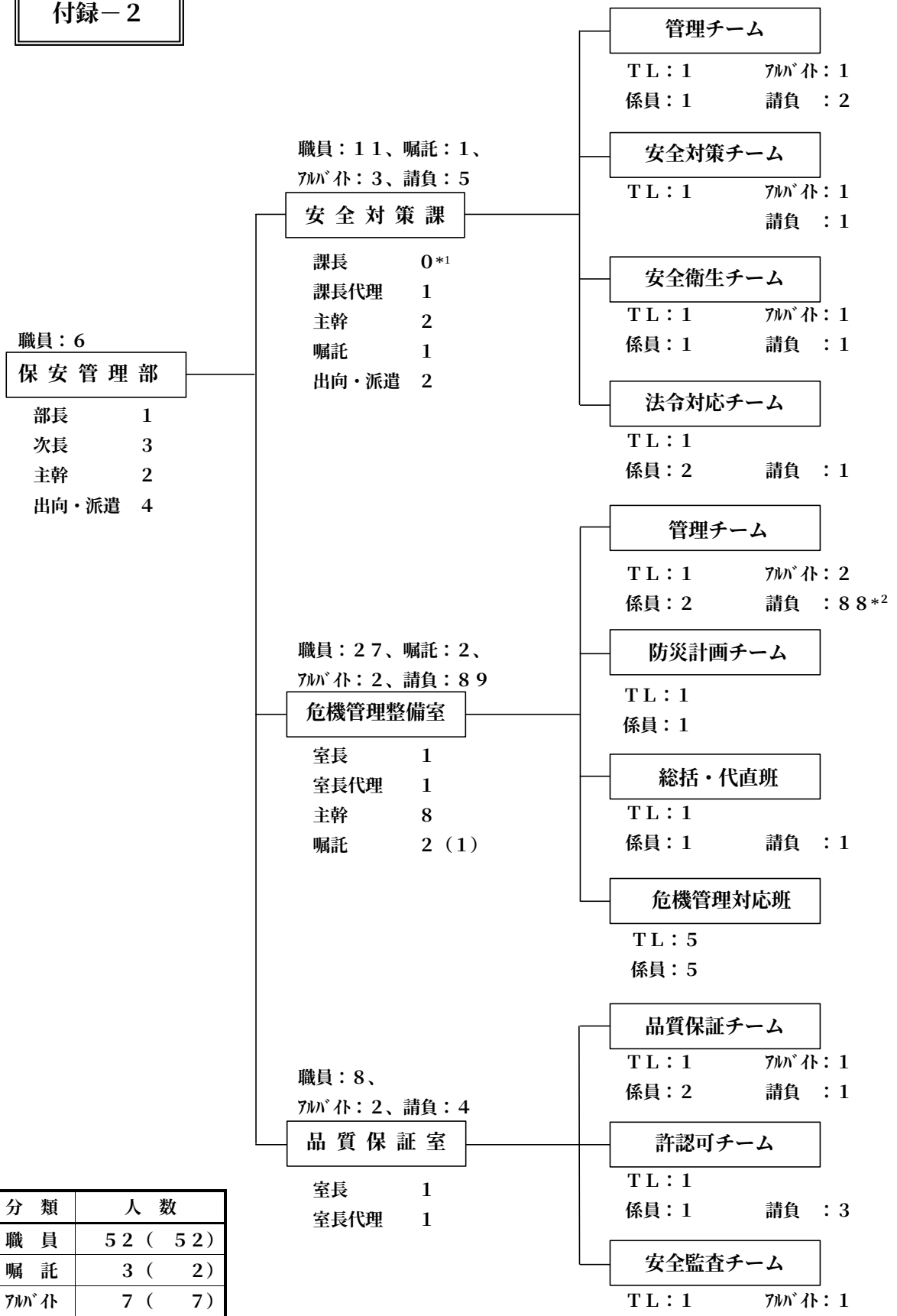

分　類	人　数
職　員	５２（　５２）
嘱　託	３（　　２）
ｱﾙﾊﾞｲﾄ	７（　　７）
請　負	９８（　９８）
計	１６０（１５９）

注）カッコ内の数字は前期の人数を示す

*1：次長が兼務

*2：予備員６名を含む

保安管理部の組織・人員（平成 15 年 3 月 31 日現在）

JNC TN8440 2003-022

付録－３(1)

平成１４年度　保安管理部　業務推進・品質改善　最終報告
（個別ミッション・組織基盤目標）

平成１５年３月

東海事業所　保安管理部

平成 14 年度　保安管理部　業務推進・品質改善　最終報告書

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む）（平成 15 年 3 月現在）	問題の要因分析及び今後の対応寒
個別ミッション	(9)原研との統合に向けて積極的な交流を実施する（保安管理、放射線管理、事務管理、地元対応、建設等に関して情報交流を行う）	原研保安管理室との情報交換等、統合に向けた交流を実施する	5	情報交流開始時期	第２四半期	（達　成） 安全推進本部も含めた統合に係る打合せを 7/3 及び 9/3 に開催。また、原研東海保安管理室との情報交換を 7/15,10/16,1/24,3/4 に実施	
				状況報告時期	Ｈ１５年３月	（達成） ・15 年度から実施可能な業務の抽出及び報告を実施（８月） ・状況を報告（４月）	業務検討会の日程により４月に報告
コスト管理目標	(2)補助金への資金形態変更に伴う適正な執行管理を行う。						
	○執行状況の定期的な確認・指導	予算執行状況の定期的な確認を実施する	3	予算執行状況の確認頻度	１回／月以上	（達成） 各課室毎に毎月１回予算執行状況の確認を実施した。また、1 月には 11 月までの執行状況をとりまとめ、経理課に報告した。	
	○繰越額の縮減	年度繰越の縮減（各課室）		繰越件数	ゼロ件	（達成） 繰越案件：ゼロ	
組織基盤・人材育成目標	(1)「平成 14 年度業務品質保証活動基本方針・基本計画」に基づき、活動を展開する。						
	○所長診断会の実施	所長診断会の確実な実施	3	所長診断会の開催回数	2 回／年	（達　成） 計画どおり２回受けた(9/27,1/27)	
	○検討会（指導会）チームによる改善活動の実施						
	・検討会の他に外部講師を交えた指導会、発表会の実施	①検討会／指導会の円滑な活動	3	①改善成果の報告時期	①年度内	（達成） 所の品質保証委員会で Pu ｾﾝﾀｰ及び環境ｾﾝﾀｰが検討会/指導会の活動を行うこととなり事務局として両チームの改善活動の円滑な実施を支援した。なお、報告会は、3/12 に本社で開催した。	

(*) １：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転

JNC TN8440 2003-022

平成 14 年度　保安管理部　業務推進・品質改善　最終報告書

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む）（平成 15 年 3 月現在）	問題の要因分析及び今後の対応寒
組織基盤・人材育成目標		②指導会実施のための着実な窓口対応		②計画に基づく開催回数に対する実施率	②100%	（達成） 本社との調整を行い指導会を 3 回（6/12,10/11,2/28）実施し、計画に対し 100%の実施率であった。	
	○業務運営の仕組みの改善、要領化						
	・業務運営の仕組みの改善、要領化（ＩＳＯ認証取得部門以外）	業務運営の仕組みの要領化	3	改善・要領化の件数	2 件／課室以上	（達成） 安対課：2 件 危機室：15 件 品証室：2 件	
	○品質保証計画書の改訂						
	・下部要領書の整備	①部内要領の作成	3	①作成件数	①5 件	（達成） 部内要領書を 5 件（文書管理要領書等）作成した	
		②部の品質保証計画書の改訂		②改訂時期	②6 月	（9 ヶ月達成遅れ） 改訂案について ISO の仕組みを取り込むための検討を 3 月末に終了した。	計画書改訂はコメント等の反映のため遅れたものである。
	○品質監査の実施						
	・機構品質（安全）監査	機構監査の着実な準備及び受検	1・3	監査の受検時期	10 月	（達　成） 7 月に受検した。	
	・定期品質自主監査の実施	自主品質監査の確実な実施	3	監査の実施回数	1 回（各部・ｾﾝﾀｰ対象）	（達　成） 平成 14 年度計画に基づき、OHSMS/EMS との同時期監査として 11 月に受検した。	
	○業務品質保証に関する教育の実施						
		本社階層別教育の実施への協力		計画された教育に対する実施率	100%	（達　成） 本社の９回の計画に対し、全て行い 100%実施された。	

(*) １：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転

JNC TN8440 2003-022

平成 14 年度　保安管理部　業務推進・品質改善　最終報告書

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む）（平成 15 年 3 月現在）	問題の要因分析及び今後の対応寒
組織基盤・人材育成目標	○その他の重要課題						
	・情報共有化の観点からの品質保証調整会議の実施	所内の品質保証活動に係る情報の共有化（品質保証関係者との調整会議の実施）	3	開催回数	3 回／年以上	（達成） 第１回目：5/22 第２回目：2/20 第３回目：3/26	
	○ISO 認証取得及び維持活動に係る活動の推進						
	・OHSAS18001/ISO14001 認証取得後の維持と改善	認証取得後の維持・改善	1・3	①サーベランス審査受検回数	①1 回／年	（達　成） サーベランス審査は１月に受検した。	
				②内部監査の受検回数	②1 回／年	（達　成） 内部監査は 11 月に受検した。（危機室）	
	・各部門における ISO9000s 認証取得後の維持	保安管理部門における ISO9000s 認証取得の検討及び実施計画の策定	3	調査検討及び実施計画の策定時期	15 年 3 月	（達成） 3 月に「品質システムの構築に係る実施計画」を策定し、部内に周知した。	
	(5)核燃料サイクルに必要となる人材を育成するとともに個人の技術力向上のための技術認定制度の検討を実施する。						
	○核燃料サイクルに必要となる人材を育成する						
	・教育システムの検討（保安教育、車内教育、人材育成教育、各部・センターでの教育等を体系的に実施するシステムを検討）	「東海事業所保安教育・訓練指針」の見直し、改訂	3	改訂時期	15 年 3 月	（達成） 「保安教育訓練指針」及び「同要領」の改訂案について、安全主任者会議（2/10,3/10）の検討を経て、3/18 の所安全衛生化学物質委員会で審議、承認された。	

（*）１：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転

平成 14 年度　保安管理部　業務推進・品質改善　最終報告書

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む）（平成 15 年 3 月現在）	問題の要因分析及び今後の対応寒
組織基盤・人材育成目標	○技術認定制度の検討						
	・新規技術認定制度の検討	作業責任者認定制度の維持・改善	1・3	現場責任者等教育の実施回数	1 回／月以上	（達成） 「作業責任者認定制度の運用要領」を 4 月 12 日付けで制定し、運用方法等を明確にした。 　業者を対象とした現場責任者教育を更新教育も含め、下記の通り実施した。 4 月:1 回、5 月:1 回、6 月:2 回、7 月:4 回、8 月:4 回、9 月:2 回 10 月：2 回、11 月：2 回、12 月：3 回、1 月：2 回、2 月：1 回、3 月：1 回（延べ 1,704 人）	

（*）１：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転

JNC TN8440 2003-022

JNC TN8440 2003-022

付録－３(2)

平成１４年度　保安管理部　業務推進・品質改善　最終報告
（安全確保・環境保全目標）

付－３(6)

平成１５年３月

東海事業所　保安管理部

部・センター　目的及び目標達成度報告書

(中間：第１～第２四半期報告書・暫定：第１～第３四半期報告書・最終：第１～第４四半期報告書)(平成１４年度)

記録番号：７－４

通し番号：０４

安全衛生／環境管理統括者	安全衛生／環境管理者

作成：平成１５年　４月１４日　　組織名：　保安管理部

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標	－	(3) 安全性総点検に係る計画完了案件への着実な対応	－	－	安全性総点検に係る計画完了案件の目標リストによる進捗状況の確認	進捗状況の確認	2 回／年	(達成) 第 1 回目：進捗状況の確認を 9 月及び 3 月に実施し、概ね計画に沿って対応されていることを確認した。	－	－	品証室
	－	(4) 原子力緊急時支援・研修センター及びオフサイトセンター等との連携を図った危機管理・防災に係わる活動の展開	－	－	支援・研修センターと連携した訓練の実施	①計画立案時期	１４年８月	（達成） 事業所訓練として実施する 7 月、11 月及び 3 月の訓練について、支援研修センターへの通報訓練を行うこととして、今年度の訓練計画を 4 月に立案し運営会議で承認を得た。	－	－	危機室
						②訓練実施時期	１４年１２月	（達成） 7/12、10/24、11/11、3/11 に実施した。 また、9/30 の茨城県原子力防災訓練時に支援研修センター及びオフサイトセンターへ要員（6 名）を派遣するとともに、2/19 に行われた支援研修センターの訓練に指名専門家が参加した。		－	

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標	－	(5)「平成 14 年度安全管理基本方針」及び労働安全衛生/環境方針に基づいた活動の展開									
		①自主保安の推進									
	－	○作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）	－	－	①一般作業計画書を起案する作業に関する作業手順書から逸脱した作業（計画外作業）の禁止	計画外作業の件数	ゼロ件	（達成） 安対課 10 件、危機室 15 件、品証室 1 件の計 26 件の一般作業について、計画書に基づく作業が実施され、計画外作業はなかった。	－	－	★安対課 危機室 品証室
					②所全体の実施状況の確認及びとりまとめ	確認・とりまとめ時期	14 年 9 月及び 15 年 3 月	（未達成） 各部・センターとも計画書の作成及び計画変更を行うことにより、計画外作業がないよう取り組んだが、計画外作業によるトラブルが 1 件（再処理）発生した。	－	－	安対課

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
		○ 外部機関との協力・連携と参考となる事例の自らの職場への取り入れ	－	－	①原子力防災に係る消防・警察との連携のとれた教育訓練・研修の実施	実施回数	１回以上／年	（達成） ①県内の消防、警察及び自衛隊を対象とした研修会を 6/12～14 に開催した。（参加者 70 名） ②消防大学校からの要請に基づき、講師派遣（9/10）及び東海事業所での研修（9/11）に対応した（参加 41 名）。 ③茨城県消防学校の要請に基づき講師(9 名)を派遣（11/18）及び東海事業所内において輸送事故・管理区域内火災訓練（11/19）に対応した（救助課程 41 名） ④警視庁機動隊による防災管理棟及びＡＳＰ施設の視察（11/29）に対応した（参加者 51 名） ⑤ひたちなか消防本部主催の原子力防災訓練に防護具着脱、サーベイ等の実技指導に協力した（2/26） ⑥3/11 の非常事態訓練に計画段階から村消防も参画し、レスキューも取り入れた訓練として実施した	－	－	危機室

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標					②ＮＳネット、東海ノア協定に係る訓練等への積極的な取組み	訓練等への参加率	100%	（達成） ①ＮＳネット 良好事例詳細シートの作成（5月）、管理者セミナー（8月：4名、3月：1 名）、ＮＳネットセミナー（9月：9名）、安全キャラバン（11月：5 名）、に参加、協力するとともに、安全風土に係る意識調査に 3 センターから 15 課室 Gr が協力し、調査結果の報告会を 3/26 に開催した。また、11 月に行われたメーカのピアレビューにレビュアーとして１名参加した。 （参加率 100%） ②東海ノア 安全協力委員会（10 月、3 月）、幹事会（6 回）、通報訓練（9 月）、通報招集訓練（5 月）、総合訓練（12 月）、各種公開講座等への参加（11 回 33 名）、安全講演会等の加盟事業所への紹介・受入（4 回 23 名）、自主保安点検協力活動に点検員を派遣（10 月） （参加率 100%）	－	－	安対課
					③NS ネット良好事例の水平展開の実施	相互評価実施に係る報告書公開の都度実施	公開の都度	（達成） 公開された 6 件について、全て水平展開を実施した。	－	－	品証室
					④所全体のＮＳネット、東海ノアへの参加実績のとりまとめ	実績・とりまとめ時期	14 年 9 月及び 15 年 3 月	（達成） 3 月に 14 年度の実績をとりまとめた。	－	－	安対課
		○作業計画書を起案する作業に関するリスクアセスメントの実施（各課室）	－	－	作業計画書を起案する作業に関するリスクアセスメントの実施（各課室）	作業計画書を起案する作業のリスクアセスメント実施率	100%	（達成） 安対課 10 件、危機室 15 件、品証室 1 件の計 26 件の一般作業についてリスクアセスメントを実施した。	－	－	★安対課 危機室 品証室

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標		②一人ひとりの危険に対する感受性の向上									
	—	○基本動作、KY、TBMの徹底	OHSMS	—	①基本動作マニュアルの策定	マニュアルの策定時期	14 年 7 月	（6ヶ月達成遅れ） 部共通の基本動作マニュアルを策定するにあたり、その雛形として安対課の基本動作マニュアルを 7 /26 付けで制定した。これを基に部共通マニュアル(作業計画を伴う作業実施要領)を策定し 2 月の部技術審議会で承認され、3/20 付けで制定した。また、危機室単独の基本動作マニュアルを 12/26 付けで制定した。	対象業務範囲及び記載内容の検討に時間を要し、また、各課室単位の制定も視野に入れて検討を行ったことによる。	—	安対課
					②周知教育の実施	周知教育参加率	100%	（達成） 各課室において 3 月末までに周知教育を実施し、完了した。	—	—	★安対課 危機室 品証室
					③ＫＹシート等の活用	ＫＹシート等を用いた訓練回数	2 回/年以上	（達成） 各課室のチーム単位で実施した	—	—	★安対課 危機室 品証室
					④所全体の実施状況の確認及びとりまとめ	確認・とりまとめ時期	14 年 9 月及び 15 年 3 月	（達成） KY 及び TBM に係る教育や基本動作教育を各部・センター毎に年度計画等に従って実施していることを確認した。	—	—	安対課
		○規程類の遵守徹底	—	—	①各種法定検査への着実な対応	違反件数	ゼロ	（達成） 3 回の保安検査及び 12 月の消防立入検査において保安部施設については違反事項、指摘事項はなかった。	—	—	★安対課 危機室 品証室
					②所全体の実施状況の確認及びとりまとめ	確認・とりまとめ時期	14 年 9 月及び 15 年 3 月	（達成） 各部・センターとも保安規定に基づく保安検査等において違反事項はないことを確認した。なお、12 月の消防立入検査において 8 件の指摘事項があった。	—	—	安対課

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※5：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標		○作業場所の環境改善（整理・整頓の徹底）	OHSMS	—	①作業場所の環境改善（整理・整頓の徹底）	①部長によるパトロールの実施頻度	２回／年	（達成） 平成 14 年度分として 9/3 及び 12/26 に実施した。	—	—	★安対課 危機室 品証室
						②部衛生管理者及び課安全衛生推進員によるパトロールの実施頻度	１回／週	（達成） 衛生管理者及び衛生管理者の指示に基づき安全衛生推進員による巡視を毎週実施した。	—	—	
						③課室長パトロールの実施頻度	１回/月以上	（達成） 管理者及び管理者代理よる職場巡視を毎月実施した。	—	—	
					②所全体の衛生管理者パトロールの実施状況の確認及びとりまとめ	確認・とりまとめ時期	14 年 9 月及び 15 年 3 月	（達成） 各部・センターにおいて衛生管理者によるパトロール又は衛生管理者の指示に基づき安全衛生推進員が毎週パトロールを実施していることを確認した。	—	—	安対課
	—	○体系的な保安教育の実施と個人毎の教育・訓練データベースの活用	OHSMS	—	①各種法令等に基づく保安教育訓練の確実な実施	保安教育訓練の実施率	計画に対して１００％	（達成） 実施予定の教育訓練について、100%実施した。	—	—	★安対課 危機室 品証室
					②教育・訓練データベースの運用の定着化	教育・訓練データベースの入力実施率	１００％	（達成） 当初計画分及び実施完了分についてのデータベース入力は 100%実施済みである。	—	—	安対課
					③所全体の入力実施率の確認	確認実施時期	14 年 9 月及び 15 年 3 月	（達成） 再処理センター以外の部・センターは 100%入力済みであることを確認した。なお、再処理センターではデータコンバート作業を実施中	再処理センターにおいて再処理のＤＢシステムと所のシステムの運用方法等について明確にしておく必要がある	—	安対課

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標					④教育訓練データベースの改善	改善完了時期	15 年 3 月	（達成） 3 月までにシステムの改良が完了し、3/7,3/12 に説明会（計 3 回）を開催して 3/24 から運用を開始した。	－	－	安対課
	－	③危機管理・防災体制の充実強化									
		○危機管理に係る教育訓練の継続的実施と実効性の向上									
		・保安強化の日に緊急時対策所を使用した訓練や教育を実施することにより実効性を向上	－	－	保安強化の日に緊急時対策所を使用した訓練や教育を行う	訓練実施回数	10 回以上／年	（達成） 3 月までに 12 回の緊急時対策所を使用した訓練を実施した。 (4/22,27,5/13,6/11,7/12,8/6,9/12,10/11,11/11,12/10,1/14,2/12,3/11)	－	－	危機室
		・危機管理に係る教育訓練の継続的実施と実効性の向上	－	－	危機管理に係る教育への参加による実効性の向上	危機管理教育への要請人数に対する参加率	要請に対して 100%	（達成） 4 回の危機管理教育の参加要請に対応 10/15:44 名、11/18:77 名 1/20:69 名、2/14:86 名	－	－	危機室
		○原子力防災への備えの徹底（防災対応設備・機器の確実な運用、迅速・正確な通報、防災関係機関との連携強化）	－	－	①防災・事故対応設備、機器の健全性確認の実施	点検頻度	1 回／月	（達成） 防災管理棟の設備・機器について、再処理施設保安規定に基づき、毎月点検を実施	－	－	危機室
					②地震震度情報の迅速入手に向けた調査の実施	調査結果のとりまとめ時期	14 年 12 月	（達成） 気象庁等ホームページ及びＴＶ速報等の状況について調査検討を行い、危機室として調査結果を 12/17 にとりまとめた。	－	－	危機室

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※5：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標	—	④労働衛生活動への積極的な取り組み									
		○快適職場づくりの推進	OHSMS	—	①衛生管理者会議による検討及び方針等の策定	職場環境調査項目の策定時期	14 年 8 月	（1ヶ月達成遅れ） 「快適職場づくりの推進骨子」を策定し、8月の安全衛生化学物質委員会に報告した。また、この骨子に基づき具体的な調査項目等の検討を進め9月末に業連で各部センターに調査を依頼した。		—	安対課
						職場環境改善方針の策定時期	14 年 10 月	（2ヶ月達成遅れ） 職場環境調査結果を踏まえて所としての取組方針を 12 月中に策定し、各部センターに改善計画作成を業連で依頼した。	調査項目の検討に時間を要したため、各部センターにおける職場環境調査が遅れたことによる	—	
					②職場環境の問題点の摘出、職場改善計画の立案	職場環境調査の実施	14 年 9 月	（2ヶ月達成遅れ） 調査項目等の検討を進め 9 月末に各部センターに業連で調査依頼を行い、11 月末に調査を完了した。	調査項目の検討に時間を要したため、各部センターにおける職場環境調査が遅れたことによる	—	安対課
						快適職場推進計画の策定時期	15 年 3 月	（達成） 各部センターで改善計画を策定するにあたり説明会を 1/16 に開催し、計画どおり 3 月までに各部・センターの計画をとりまとめ 3/18 の安全衛生化学物質委員会に報告した。	—	各部・センターにおいて計画に基づき改善を実施。実施状況のフォローは9月、1月の予定	
					③室内（事務所）環境測定の確実な実施	作業環境測定の実施頻度	1 回／2 月	（達成） 奇数月を定期として作業環境測定（温湿度、炭酸ガス等の測定）を実施した。（5・7・9・11・1・3 月実施）	—	—	★安対課 危機室 品証室

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※5：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標	—	⑤従業員等に対する化学物質の曝露による健康障害の防止									
		○化学物質に関するリスクアセスメント手法の検討	OHSMS	—	○化学物質に関するリスクアセスメント手法の検討	検討完了時期	15 年 3 月	（達成） 化学物質に関するリスクアセスメント手法について、文献調査及び諸外国・他企業等における状況調査を進め、東海事業所に適用できる手法を策定した。手法の概要について 4 月の業務検討会で報告予定。	—	—	安対課
	—	⑥ＰＲＴＲ法に基づく化学物質の環境放出の確実な管理									
		○化学物質の排出量等の確実な把握	EMS	化学物質適正管理の定着	①13 年度排出量等のとりまとめ及び法令に基づく報告の実施	法令に基づく平成 13 年度排出量等の報告時期	14 年 6 月	（達成） PRTR 法に基づく平成 13 年度化学物質の排出量等に関する届出書を 6 月 27 日に提出した。	—	—	安対課
					②14 年度排出量等の把握及びとりまとめ	化学物質の排出量等の取りまとめ回数	4 回/年	（達成） 7 月、10 月及び 1 月にとりまとめを行うとともに、第 4 四半期を含めた平成 14 年度分については、3 月に各部・センターにＰＲＴＲシステムへの入力を依頼した。平成 14 年度分のとりまとめは 4 月以降に行い、6 月末に報告する予定である。	—	—	

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 3 月 31 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
	省資源・省エネルギーの推進	電力使用量低減	EMS	省資源・省エネルギーの推進	電力使用量低減	13 年度実績比の低減率	1％	（達成） 目標値に対して約 11.0%の減で達成した。 （3月末実績値：384,603.5 Kwh 3月末目標値：419.671.6 Kwh）	保安管理部の目標値は、OHSMS/EMS 内部監査『是正処置指示書・報告書』において OHSMS/EMS 主任内部監査員の承認を得た数値を用いて，平成 15 年度の目標値を設定した。 詳細は別表Ｉ参照	－	安対課 危機室 ★品証室
安全確保・環境保全目標		コピー用紙使用量低減	EMS		コピー用紙使用量低減	13 年度実績比の低減率	2％	（達成） 目標値に対して約 2.7%の減で達成した。 （3月末実績値：842,570 枚 3月末目標値：865,735 枚	東電問題に関連してコピー用紙の使用量が増加し、目標値をオーバーしていた課室があったが，保安管理部全体として達成した。 今後とも、目標達成に向けて両面コピー、裏紙使用等の徹底を図る方法を定め活動する。	－	安対課 危機室 ★品証室

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

JNC TN8440 2003-022

別表Ⅰ　平成１５年度保安管理部の電気使用量目標値は次の通り

使用場所	１４年度(KWh)			Ｈ１５年度　(KWh)		変　更　理　由　・　根　拠
	年度当初の年総計の電気使用量目標値	年度末年総計の電気使用量目標値	変　更　理　由	年総計の電気使用量目標値	月平均の電気使用量目標値	
技術管理第１棟	45，240	45，240	変更なし	52,440	4,370	快適職場づくりの一環としてトイレに暖房便座を設置したことに伴い、年間目標値を見直す。600KWh/2 台 x12 ヶ月=7，200KWhUP
防災管理棟	204,676.7	186,765.5	当初は電力計が未設置のため，配分見積もりにより推定していた。11 月に電力計を設置したため，12 月～3 月末までの実績を基に１%減した目標値を設定した。	186,765.5	15,563.8	変更なし
正門警備所	133,973.3	132,633.6	当初予定の目標値は，防災管理棟，正門警備所および田向門警備所の合計として 31,983 KWh／月（383,796 KWh／年）を設定していたが，適正に管理するために，正門警備所および田向門警備所の目標値を１%減した目標値を設定した。	176,112.5	14,676	平成 15 年度の目標値では，平成 14 年度の実績（117,408.3 KWh）を基に，正門警備所更新に伴う仮設警備所の断熱効果が従来に比べ悪い為電力量 10%、工事に伴う電力量 20%・外灯増設に伴い 20%夫々 UP した数値を目標値に設定した。なお，今年度は新規警備所の工事を実施中でもあり，平成１５年１０月に年総計の見直しを行う。
田向門警備所	45,146	44,694.5		36,009.4	3,000.8	警備所の電力は監視用の外灯のため電力削減が難しいため，平成 14 年度の実績を基に目標値とした。
南東地区監視設備	10,338	10,338	H14 年度は１月から監視設備を運用した３ヶ月分計上した値を目標値に設定した。	41,352	3,446	監視設備の外灯類は電力削減が難しいため，H15 年度の目標値は 12 ヶ月分を計上した目標値とした。
合計	439,374	419,671.6		492,679.4	41,056.6	

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌﾟ

付録－４(1)

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　目標リスト
（事業・組織基盤目標））

平成１５年３月

東海事業所　保安管理部

平成 15 年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標リスト

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	現 状（平成 15 年 1 月現在）
個別ミッション	(8)原子力委員会、文部科学省「原子力二法人統合準備会議」において取りまとめられた報告書を踏まえて日本原子力研究所との統合に向けた取組を実施する。					
	②カウンターパート等との情報交換可能な事柄・部署を整理し、情報交換・交流を実施する。	①原研保安管理室との情報交換等、統合に向けた具体的検討の実施 ②先行可能事項の抽出及び実施 （課題：保安管理業務の統合）	5	①検討結果報告時期 ②先行事項の開始時期	①16 年 1 月 ②第 3 四半期	原研保安管理室との情報交換を 7 月、9 月、10 月、1 月に計 5 回実施 （達成基準：統合案の作成及び報告）
コスト管理目標	(2)関係法令に基づき補助金を適正に執行する。					
	―	予算執行状況の定期的な確認を実施する (課題：繰越や残額の発生しない適正な予算執行)	3	予算執行状況の確認頻度	1 回／月以上	1 月の経理課ヒヤリングに最新の執行状況を報告 （達成基準：年度内予算執行）
組織基盤・人材育成目標	(1)「平成 15 年度業務品質保証活動基本方針・基本計画」に基づく活動を展開する。					
	①業務品質改善活動の実施					
	○部門長（所長）診断会の実施					
	・業務中間報告会、業務実績報告会の実施	部門長診断会の確実な実施 （課題：中間及び年度総括における業務運営に係る改善活動）	3	部門長診断会の開催回数	2 回／年	9 月、1 月に実施 （達成基準：目標値に定めた開催回数の着実な実施）
	○検討会（診断会）チームによる改善活動の実施					
	・検討会の他に外部講師を交えた指導会、発表会を実施	検討会／指導会の円滑な活動 （課題：重要課題に対する改善活動）	3	改善成果の報告時期	年度内	15 年 3 月 12 日に開催予定 （達成基準：改善成果の年度内報告）
	○品質管理記録の管理の充実・強化					
	・自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善策の実施	各部・センターにおける改善策の実施状況の確認 （課題：自主的に定めた改善策について着実に実施）	3・4	実施状況の確認	年度内	12 月までに改善策の作成 （達成基準：実施状況について確認し必要な指導を実施）

(*) 1：事故の未然防止、2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4：地元に理解される業務運営、5：社会のニーズに即した開発と技術移転

JNC TN8440 2003-022

平成 15 年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標リスト

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	現 状（平成 15 年 1 月現在）
組織基盤・人材育成目標	②業務の標準化の推進					
	○業務運営の仕組みの改善、要領化					
	・業務運営の仕組みの改善、要領化（ＩＳＯ認証取得部門以外）	業務運営の仕組みの要領化 （課題：ルール化されていない業務の標準化）	3	改善・要領化の件数	2 件／課室以上	安対課：2 件、危機室 15 件、品証室：1 件作成 （達成基準：課室毎に要領化する目標値を定め着実に実施）
	③品質監査の実施					
	○定期自主品質監査の実施（東電問題に係る改善実施状況確認を含む）	自主品質監査の確実な実施 （課題：規程に定められた自主品質監査の確実な実施及び事業所の品質保証活動状況の確認及び指導）	3	監査の実施回数	1 回 （各部・ｾﾝﾀｰ対象）	11 月及び 12 月に実施 （達成基準：実施要領に基づく確実な監査対応。東電問題対応を含む）
	④業務品質保証に関する教育の実施					
	・本社階層別教育の参加	本社階層別教育の実施への協力 （課題：品質保証活動に係る知識習得）	3	計画された教育に対する実施率	100%	計画すべて実施（9 回） （達成基準：本社の計画に対して着実な対応）
	(2)東海安全マネジメントシステム（仮称）の構築					
	①各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討	各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討 （課題：事業所内の品質保証活動について国際規格を含め効果的な仕組みの検討）	3・4	品質保証計画書（品質マニュアル）の改定案の報告時期	16 年 3 月	所の品質保証活動の将来像について検討を実施 （達成基準：改定案の年度内の作成）
	②OHSMS を中心とした体制の構築	検討委員会での計画の遵守 （課題：国際規格に適した事業所体制の構築）	3	委員会の計画に対する実施率	100%	所の品質保証活動の将来像について検討を実施 （達成基準：検討委員会で出される改善計画に対する確実な対応）

(*) １：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転

JNC TN8440 2003-022

付録－４(2)

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　目標リスト
（安全確保・環境保全目標）

平成１５年３月

東海事業所　保安管理部

様式-3 Rev00

OHSMS/EMS-P-07 Rev00
文書番号: OHSMS/EMS-007-保
改訂番号: Rev03

平成１５年度 保安管理部 業務推進・品質改善目標リスト

安全衛生/環境管理統括者	センター内部安全衛生/環境管理統括者	安全衛生/環境管理者(取りまとめ課)

承認：平成 １５年 3月２８日
作成：平成１５年 2月１２日

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容(実施方策)	要求品質(*2)	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的(EMS のみ)	目標リスト				現状(平成15年1月現在)	担当部署(*3)
						目標の内容(*1)	要求品質(*2)	管理尺度	目標値		
安全確保・環境保全目標	—	(5)「平成15年度安全管理基本方針」及び労働安全衛生/環境方針に基づいた安全活動の展開									
		① 自主保安のより一層の推進									
		○ 作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）	1	—	—	①一般作業計画書を起案する作業に関する作業手順書から逸脱した作業（計画外作業）の禁止	1	計画外作業の件数	ゼロ件	工事等の作業実施時に一般作業計画書を作成	★安対課 危機室 品証室
						②所全体の実施状況の確認及びとりまとめ		確認・とりまとめ時期	15年9月及び16年3月	—	安対課
		○ 外部機関との協力・連携と参考となる事例の自らの職場への取り入れ	4	—	—	①ＮＳネット、東海ノア協定に係る訓練等への積極的な取組み	4	①訓練等への参加率	①100%	①案内等に基づきそのつど所内周知等を行い参加	安対課
						②NS ネット良好事例の水平展開の実施		②相互評価実施に係る報告書公開の都度実施	②公開の都度	②ピアレビュー報告書における良好事例の水平展開等を実施	品証室
						③所全体のＮＳネット、東海ノアへの参加実績のとりまとめ		実績・とりまとめ時期	15年9月及び16年3月	—	安対課
		② 一人ひとりの危険に対する感受性の向上									
		○ 基本動作(5S を含む)、ＫＹ、ＴＢＭの徹底									
		・若年層を対象としたＫＹ研修会の開催	1	OHSMS	—	・ＫＹ研修会の企画・実施	1	開催時期	15年7月	外部機関の講習会等を紹介	安対課
		・講習会、研修会等への積極的な参加	1	OHSMS	—	・RST トレーナー及び KY トレーナー有資格者の養成	1	養成人数	各1名以上	—	★安対課 危機室 品証室

[目標内容欄(＊1)] ①：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目　②：OHSMS(重大なリスク)及び EMS(著しい環境側面)から導かれた項目
③：OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
[要求品質欄(＊2)] 1：事故の未然防止　2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化　3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
4：地元に理解される業務運営　5：社会のニーズに即した開発と技術移転
[担当部署欄(＊3)] ★：リード、取りまとめをする課・室・グループ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容(実施方策)	要求品質(*2)	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的(EMS のみ)	目標リスト				現状(平成15年1月現在)	担当部署(*3)
						目標の内容(*1)	要求品質(*2)	管理尺度	目標値		
		○ 規程類における一人ひとりの役割確認とその遵守徹底									
安全確保・環境保全目標		・保安規定及びその下部要領類における業務所掌範囲等に係る周知教育の実施	2,3	—	—	・保安規定及び事故対策規則等における業務所掌範囲の確認及び周知教育の実施	2,3	周知教育完了時期	15年6月	保安規定に基づく保安教育を実施	★安対課 危機室 品証室
		・通報連絡基準に基づく通報連絡の徹底	2,4	—	—	・通報連絡基準周知教育の企画及び実施	2,4	開催実績	使用及び再処理について、各1回以上	計4回の周知教育を実施	★安対課 危機室 品証室
		○教育・訓練データベースを活用した体系的な保安教育の実施	3	OHSMS	—	①年度計画に基づく教育訓練の実施	3	①保安教育訓練の実施率	①計画に対して100%	計画に基づき保安教育を実施	★安対課 危機室 品証室
						②教育訓練データベースへの確実な入力		②データ入力実施率	② 100%	各部署のニーズを反映してデータベースの改良を実施中	★安対課 危機室 品証室
						③所全体の入力実施率の確認		確認実施時期	③15年9月及び16年3月	—	安対課
	—	③ 危機管理・防災体制の充実強化									
		○ 危機管理に係る教育訓練の継続的実施と実効性の向上	1	—	—	・緊急時対策所を使用した月例訓練等の実施	1	月例訓練等の実施回数	１０回以上／年	１月までに月例訓練を９回実施	危機室
		○原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化									
	—	・防災関係機関等の参画した防災訓練の実施	1,4	—	—	・東海村消防署が参画した防災訓練の企画及び実施	1,4	村消防の参画実績	１回以上／年	15 年３月の防災訓練に参画予定	危機室
		・防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施	4	4	—	・原子力防災研修の企画及び実施	4	開催実績	１回以上／年	13年度2回、14年度1回	危機室
	—	④ 労働衛生活動への積極的な取り組み									
		○ 快適職場づくりの推進	1	OHSMS	—	①部の15年度計画に基づく改善の実施	1	①改善実施率	①計画に対し100%	所の方針作成及び１月に説明会を開催	★安対課 危機室 品証室
						②各部・センターの取組状況の確認		②確認実施時期	9月、1月		安対課

[目標内容欄(*1)] ①：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目　②：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
③：OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
[要求品質欄(*2)] 1：事故の未然防止　2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化　3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
4：地元に理解される業務運営　5：社会のニーズに即した開発と技術移転
[担当部署欄(*3)] ★：リード、取りまとめをする課・室・グループ

JNC TN8440 2003-022

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容(実施方策)	要求品質(*2)	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的(EMS のみ)	目標リスト				現状(平成 15 年 1 月現在)	担当部署(*3)
						目標の内容(*1)	要求品質(*2)	管理尺度	目標値		
	化学物質適正管理の定着	⑤ 従業員等に対する化学物質の曝露による健康障害の防止									
		○ 化学物質に関するリスクアセスメントの試行	1	OHSMS	—	①試行のための要領書整備	1	①要領書整備時期	①15 年 8 月	国内外の手法等の調査・検討を実施	安対課
						②試行に向けた各部・センターへの説明会の開催		②説明会開催時期	②15 年 9 月		
		(4) ＰＲＴＲ法に基づく化学物質の環境放出の確実な管理									
		○ 化学物質の排出量等の確実な把握	3	EMS	化学物質適正管理の定着	①化学物質の排出量等の確実な把握	3	①法令に基づく平成 14 年度排出量等の報告時期	①15 年 6 月	①平成 14 年排出量等の把握を実施している	安対課
						②15 年度排出量等の把握及びとりまとめ		②化学物質の排出量等の取りまとめ回数	②4 回/年	②平成 14 年度は既に 2 回実施しており、平成 14 年度分については合計 4 回実施する。	
	—	(7) 安全性総点検に係る計画完了案件への着実な対応	4	—	—	安全性総点検に係る計画完了案件の目標リストによる進捗状況の把握	4	進捗状況の確認実績	2 回／年	14 年度の処置状況を確認、報告	品証室

[目標内容欄(＊1)] ①：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目　②：OHSMS(重大なリスク)及び EMS(著しい環境側面)から導かれた項目
③：OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
[要求品質欄(＊2)] 1：事故の未然防止　2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化　3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
4：地元に理解される業務運営　5：社会のニーズに即した開発と技術移転
[担当部署欄(＊3)] ★：リード、取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容(実施方策)	要求品質(*2)	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的(EMS のみ)	目標リスト				現状(平成 15 年 1 月現在)	担当部署(*3)
						目標の内容(*1)	要求品質(*2)	管理尺度	目標値		
	省資源・省エネルギーの推進	電力使用量低減	3	EMS	省資源・省エネルギーの推進	14 年度の実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施	3	・14 年度実績比の低減率	平成 14 年度の目標を達成した場合は継続とし、未達成の場合は平成 14 年度実績比の１%低減を目標とする。ただし、防災管理棟については、新たに電力メータを設置した平成14年11月～平成 15 年 3 月の電力使用量及び新規に設置された「南東地区監視設備」の稼動を開始した平成14年12月～平成 15 年 3 月の電力使用量を昨年度実績値として目標を設定する。正門警備所については、平成 14 年度に仮設警備所に移ることから、仮設警備所の電力使用量の把握を行い目標値を設定する。	実績把握及び低減活動を実施	安対課 危機室 ★品証室
		コピー用紙使用量低減	3	EMS		14 年度の実績を踏まえたコピー用紙使用量低減活動の実施	3	・14 年度実績比の低減率	14 年度実績比の 2%低減	実績把握及び低減活動を実施 1 月末現在、0.188%増加(1,330 枚)	安対課 危機室 ★品証室
	—	転倒災害が予測されるリスクを改善	1	OHSMS	—	① 転倒災害が予測される既存ワークシートの見直し	1	①既存ワークシートの見直し	①15 年４月末	—	安対課 危機室 ★品証室
						② 転倒災害が予測される新たな作業発生時にワークシート作成		②新たな作業発生時にワークシート作成	②報告時期(定期見直し時)		

[目標内容欄(＊1)] ①：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目　②：OHSMS(重大なリスク)及び EMS(著しい環境側面)から導かれた項目
③：OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
[要求品質欄(＊2)] 1：事故の未然防止　2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化　3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
4：地元に理解される業務運営　5：社会のニーズに即した開発と技術移転
[担当部署欄(＊3)] ★：リード、取りまとめをする課・室・グループ

(4/4)

付録－５

平成１５年度　東海事業所安全衛生計画書

平成 15 年 3 月
東 海 事 業 所

１．目的

平成 15 年度サイクル機構安全管理基本方針及び東海事業所「労働安全衛生及び環境方針」を受けて労働安全衛生マネジメントシステムに基づき、トラブル等の未然防止や健康の保持増進など、日常的な安全衛生活動を実践するための平成 15 年度東海事業所安全衛生計画を定める。

２．安全衛生管理の目標内容

本計画に示す安全衛生活動の目標は、平成 15 年度東海事業所及び各部・センターの業務推進・品質改善目標リスト「安全確保･環境目標」に反映し、展開する。

(1) 労働安全に関する目標

平成 15 年度の「安全管理基本方針」及び「東海事業所労働安全衛生目標」に基づき、一人一人がルールを遵守し安全を守る風土を醸成するとともに各人の危険に対する感受性を向上させ、労働安全の一層の向上を図る。また、平成 14 年度には負傷災害が数多く発生したことを踏まえ、負傷事故の防止に向けた取り組みを推進する。

・作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）
・基本動作(5S を含む)、KY，TBM の徹底
・教育・訓練データベースを活用した体系的な保安教育の実施
・転倒災害が予測されるリスクの改善

(2) 労働衛生に関する目標

「東海事業所労働安全衛生目標」に基づき、職場の作業環境の改善、健康の保持増進等、積極的な労働衛生活動を推進する。

・快適職場づくりの推進
・心の健康管理の推進
・法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施
・健康づくりのための THP 活動を含めた栄養指導及び運動指導の実施

３．安全衛生行事計画等

全国的に展開される各種安全衛生週間等の行事に積極的に参加するとともに、安全衛生管理規則等に基づくパトロール（巡視）及び労働安全衛生に関する各種委員会を定期的に実施する。また、負傷事故の防止については、ヒヤリハットの提案の活用や災害事例の紹介等の取り組みを、適時あるいは安全衛生行事等において実施する。安全衛生に係わる行事等の具体的な実施内容は別途計画する。

更に、放射線安全衛生強化推進協議会定例会を四半期毎に、各部センター協議会を毎月開催し、安全衛生に係る関係請負人とのコミュニケーションの強化を図る。

平成１５年度の安全衛生行事計画等を別紙-1 のとおりとする。

以　上

平成１５年度安全衛生行事計画

月	行事計画	定期的実施事項
4		１．安全衛生管理規則に基づくパトロールの実施 ①安全主任者（適宜） ②衛生管理者（毎週１回） ③統括者（年２回以上） ④管理者（月１回以上） ⑤産業医（月１回以上） ⑥衛生工学衛生管理者（月１回以上） ⑦その他 ・所長パトロール（適宜） ・衛生管理者会議パトロール（適宜） ２．委員会等の開催 ①安全衛生・化学物質委員会（毎月） ②部・センター安全衛生委員会（毎月） ③衛生管理者会議（毎月１回） ④安全主任者会議（毎月１回） ⑤放射線安全衛生強化推進協議会定例会（四半期１回） ⑥放射線安全衛生強化推進協議会各部センター会(毎月１回)
5	・原子力エネルギー安全月間（5/1～31）	
6	・全国安全週間準備期間（6/1～31） ・危険物安全週間（6/8～14）	
7	・全国安全週間（7/1～7） ・安全大会（7/1）	
8	・電気使用安全月間（8/1～31）	
9	・全国労働衛生週間準備期間（9/1～30）	
１０	・全国労働衛生週間準備（10/1～7） ・高圧ガス保安活動促進週間（10/27～31）	
１１	・秋の全国火災予防運動（11/9～15）	
１２	・年末年始無災害運動（12/15～1/15）	
1	・年末年始無災害運動（12/15～1/15）	
2		
3	・春の全国火災予防運動（3/1～7）	

事業所として取り組む事項（適時及び安全衛生週間行事等において取り組むものとする。
① ＫＹ研修会（若年層を対象）の開催
② ＲＳＴトレーナー、ＫＹトレーナー等の養成
③ 災害事例の紹介
④ 負傷発生防止等のためのヒヤリハット提案（２回／年）
⑤ メンタルヘルス研修会の開催
⑥ ＴＨＰの推進

付録－６(1)

14 ｻｲｸﾙ機構（安）041
平成１５年１月２３日

経済産業省 原子力安全・保安院

院　長　　佐々木　宜彦　殿

核燃料サイクル開発機構

理事長　　都甲 泰正

「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の最終報告」の提出について

貴院から平成１４年８月３０日付け平成 14・08・30 原院第１号にて要請があり、さらに平成１４年９月２６日付け平成 14・09・25 原院第１号及び平成１４年１０月２８日付け平成 14・10・25 原院第４号にて追加指示のあった自主点検作業の総点検について、その最終報告を別紙のとおり提出いたします。

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の最終報告（再処理施設）

平成１５年１月２３日

核燃料サイクル開発機構

目　次

１．概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・付－6 (4)

２．実施内容

２－１　自主点検作業の実施状況にかかる調査 ・・・・・・・・・・・・・・付－6 (4)

２－２　自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する調査 ・・付－6 (6)

３．実施体制及び点検方法

３－１　実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・付－6 (6)

３－２　調査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・付－6 (7)

４．調査結果

４－１　自主点検作業の実施にかかる調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・付－6 (7)

４－２　自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する調査 ・・付－6 (8)

５．調査結果に対する措置

５－１　点検記録に関する措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・付－6 (9)

５－２　不正防止策の確立に関する措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・付－6 (9)

1. 概要

核燃料サイクル開発機構（以下「機構」という。）は、経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）からの総点検指示文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」（平成 14・08・30 原院第1号）に基づき、再処理施設における自主点検作業について、

（1） 自主点検作業が適切に実施されていること

（2） 自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制や不正防止策が確立されていること

を総点検として調査するため、平成 14 年9月 20 日、「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」（14 サイクル機構(安)017）を保安院に提出した。

その後、上記計画書及び総点検の進め方に関する保安院からの指示文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」（平成 14・09・25 原院第1号）に基づき総点検を実施し、11 月 15 日、過去3年間の自主点検作業を対象とした中間報告を行った。この度、全ての調査が終了したため、中間報告の調査結果も含め報告する。

調査の結果、再処理施設において不正の恐れがある事項は見いだされなかった。また、自主点検作業に関する所内規則等には「原子力発電所の品質保証指針」(JEAG4101)の要求事項の主旨が反映されており、かつ、所内規則に従って自主点検作業が実施されていること、もんじゅ事故等の対策として実施されている活動が不正防止につながる諸活動として着実に行われていることを確認した。

2. 実施内容

2－1 自主点検作業の実施状況にかかる調査

自主点検作業についての調査では、保安院からの指示文書（平成 14・09・25 原院第1号）に基づき、過去3年間の自主点検作業については、平成14年9月20日に保安院に提出した計画書に基づく範囲とした。

過去10年間の自主点検作業については、原子炉事業者に関して「原子炉圧力容器及びその内部構造物並びに原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器」及び「原子炉格納容器漏洩検査」が10年間遡る調査対象として指示されていることを考慮して、使用済燃料の再処理の事業に関する規則による「再処理設備本体」を対象範囲とした。また、調査対象とする現在供用中の施設としては、調査開始時において試運転を開始している施設があればこれを含めるものとし、さらに過去に交換・撤去した設備の記録も調査の対象とした。

調査範囲と報告時期を表－1に整理して示す。

(1) 自主点検作業の種類

a. 施設定期検査のうち自主検査記録の確認により検査された自主点検作業(以下「施設定期検査」という。)

b. 保安規定に基づく施設定期自主検査(以下「施設定期自主検査」という。)

c. 主要な設備として、再処理施設安全審査指針による「安全上重要な施設」に相当する施設(以下「安重相当施設」という。)、もしくは再処理設備本体に対し実施した自主点検作業及び主要な改造工事の自主検査

(2) 調査期間

自主点検作業が適切に行われていることを過去3年間、もしくは過去10年間の点検結果に遡り確認した。

a. 施設定期検査について過去3年間(中間報告書により報告済み)

b. 施設定期自主検査について過去3年間(中間報告書により報告済み)

c. 安重相当施設に対し実施した自主点検作業及び主要な改造工事について過去3年間(中間報告書により報告済み)

d. 再処理設備本体に対し実施した施設定期検査、施設定期自主検査、自主点検作業及び主要な改造工事の自主検査について過去10年間

なお、d. の主要な改造工事の自主検査については、平成 10 年 9 月に取りまとめた「安全性の総点検」において、それ以前の工事等について総点検し、主要な改造工事を含めた不正の有無、無認可工事等について摘出を行っており、工事に類する指摘案件については既に処置対応が完了していることから、平成 10 年 10 月以降を対象とした。(添付資料－1参照)

(3) 記録の種類

以下の記録を調査対象とした。

a. 機構保有の点検記録(自主検査記録等)

b. 機構保有の点検報告書

c. 点検会社保有の点検報告書

d. 点検会社保有の点検記録

(4) 調査内容

以下の観点から調査を実施した。

a. 機構保有の点検記録、点検報告書、及び点検会社保有の点検報告書、点検記録の間に、矛盾や必要な技術情報の削除等がないか。

b. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に照らして、「設計及び工事の方法の認可」が必要であるにもかかわらず、これを行わずに主要な改造工事を実施していないか。

c. 原子炉等規制法及び原子力安全・保安院長等通達による軽微な故障等の報告基準に基づく国への報告が確実に行われているか。

上記a．からc．の確認の結果を厳正に評価するとともに、疑義・問題点等を発見された場合は、関係者に聞き取り調査等を実施し明確にした。

2－2　自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する調査

(1)　実施体制の調査

自主点検作業に関する業務内容が所内規則等に確実に規定され、実施されているかどうかを調査した。

調査に当たっては民間基準「原子力発電所の品質保証指針(JEAG4101)」を参照した。

a．自主点検作業の計画～実施～検査・試験～評価～記録保管等の業務について、品質保証の観点から必要な事項が所内規則等に盛り込まれているかどうかを調査した。

b．実際の自主点検作業が所内規則等に従って行われているかどうか、至近に実施した自主点検作業のうち代表的なものを選定して点検を実施した。

(2)　不正防止策の点検

組織風土・体質や安全文化醸成に関する活動について調査した。なお、必要に応じて他社の改善事項について調査した。

a．もんじゅ事故等の対策として実施している活動のうち、今回の事例に対応すると考えられる項目の現状確認、点検を実施した。

b．東京電力株式会社の原因及び対策について機構への反映を検討した。

3．　調査体制及び調査方法

3－1　調査体制

機構として「自主点検信頼性調査委員会」及び「調査タスクフォース」を設置し、そのもとに事業所の調査委員会として「東海事業所特別調査委員会」を設けた。さらに「自主点検信頼性調査委員会」が実施する調査のプロセスや結果などについて、学識経験者など外部の有識者の立場から幅広いご意見を頂くことを目的として「自主点検信頼性調査に関する外部有識者会議」を設けた。調査体制を図－1に示す。

「自主点検信頼性調査委員会」は、事業所の所長として直接事業所を所轄する役員を除く理事等を委員とし、「調査タスクフォース」は、安全、品質保証など事業部門から独立した部署のメンバーや機構品質監査員(注)有資格者を構成員とすることにより、客観性を配慮した調査体制とした。(注：ISO規格等の審査員研修合格者から指名)

「東海事業所特別調査委員会」は ISO9000 の内部監査員有資格者を中心とした調査メンバーと、各部・センターの「対応チーム」から構成した。また、各部・

センターの「対応チーム」については対象部門(部、課室)以外の者が記録の確認を行うとともに、「東海事業所特別調査委員会」の調査メンバーが各部・センターに対して調査を行う場合には、対象となる部・センターから選出されたメンバーは調査に加わらないよう、客観性を考慮した調査体制とした。

3－2 調査方法(添付資料－2参照)

(1) 東海事業所特別調査委員会における調査方法

調査対象となる点検記録等の整合性を調査し、記載の矛盾、技術情報の不足等、記載に関して不適切と思われる全数の事項について、他の記録や担当者からの聞き取り調査等により、不正の恐れがあるかどうかを検証し、判定した。

(2) 自主点検信頼性調査委員会及び調査タスクフォースにおける調査方法

調査タスクフォースは、事業所での調査が対象部門以外の者により行われているかを確認する目的で随時立ち会った。事業所の調査で追加調査の必要性があるとされた全数の事項について、不正の恐れがあるかどうかを他の記録や聞き取り調査によって再度検証し、評価した。また、問題なしとされた事項について抜き取り調査を実施した。自主点検信頼性調査委員会は上記の点検結果の内容を確認し、その妥当性を評価した。

(3) 外部有識者会議

本調査では社外の有識者からなる「自主点検信頼性調査に関する外部有識者会議」において調査の計画、進め方、結果について御意見を頂きながら作業を実施した。

外部有識者会議及び委員会等の開催実績を添付資料－3に示す。

4. 調査結果

4－1 自主点検作業の実施にかかる調査

調査対象となる点検項目 18,663 件(中間報告の 15,276 件を含む)の記録を収集し、東海事業所特別調査委員会による照合や関係者への聞き取り調査等により得られた結果に、調査タスクフォースの検証を加え厳正に評価し、以下の結果を得た。

a. 機構保有の点検記録、点検報告書、点検会社保有の点検記録間に、矛盾や必要な技術情報の削除等は見られなかった。なお、点検会社が機構へ提出した点検報告書と異なる点検報告書は無かった。

b. 原子炉等規制法に照らして、「設計及び工事の方法の認可」が必要であるにもかかわらず、これを行わずに改造工事を実施しているものは無かった。

c. 原子炉等規制法及び原子力安全・保安院長等通達による軽微な故障等の

報告基準に基づく国への報告について、既報告以外に報告に該当するものが無いことを確認した。

これらの調査対象範囲の結果を自主点検信頼性調査委員会において検討、評価し、「自主点検作業は適切に実施され、不正の恐れがある事項は見いだされなかった」との結論を得た。

なお、調査の過程で、一部の記録については記録上の不備として、誤記、記入もれ、見直しが必要な管理値の記載等が中間報告分において600件、その後の調査において84件見られた。

これらの調査結果の詳細について添付資料－4（中間報告の調査分）及び添付資料－5（中間報告以降の調査分）に示す。

4－2 自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する調査

(1) 実施体制の調査

a.「自主点検作業の計画～実施～検査・試験～評価～記録保管等の業務について、品質保証の観点から必要な事項が所内規則類に盛り込まれていることの確認」を行った。

その結果、所内規則類は JEAG4101 の規定要求事項の主旨が映されていることを確認した。（添付資料－6参照）

b.「実際の自主点検作業が所内規則等に従って行われていること」を至近に実施した自主点検作業のうち代表的な 18 件の作業を選定し、点検を行った。

その結果、自主点検作業が所内規則に従って行われていることを確認した。（添付資料－6参照）

(2) 不正防止策の点検

a.「もんじゅナトリウム漏えい事故」、「アスファルト固化処理施設火災爆発事故」後、その対策として全社及び事業所独自の活動が不正防止につながる活動として着実に実施されていることを確認した。全社で実施している活動としては、情報共有化や水平展開等を含む品質保証活動促進の取り組み、透明性／公開性向上の取り組み、意識改革の推進／風通しの良い職場作りの取り組みの実施である。また、東海事業所では全社での取り組みの他に、地元の方からの信頼と安心を得るための理解活動や風通しの良い職場作りとして、種々の活動に取り組んで来ている。それぞれの活動状況を添付資料－7,8に示す。

b. これまでに公開された東京電力株式会社の報告書より、不正防止にかかる原因及び対策について、機構への反映を検討した。その結果、動燃改革としてこれまで機構が既に取り組んできた諸活動に概ね反映されていることを確認した。確認結果を添付資料－9に示す。

5. 調査結果に対する措置

今回の自主点検作業の調査結果を踏まえ、点検記録に関する品質管理上の改善及び不正防止策の徹底に関し、以下のように措置するとともに、今後も全社を挙げて、情報共有化や水平展開等を含む品質保証活動促進の取り組み、透明性／公開性向上の取り組み、意識改革／風通しの良い職場作りの取り組みがより有効な活動として定着するよう努力し、対外的な説明責任を果たすことにより、一層の信頼と安心の確保に努めて行く。

5－1 点検記録に関する品質管理上の改善

自主点検作業は適切に実施され、不正の恐れがある事項は見いだされなかったが、調査の過程で一部の記録については記録上の不備として、誤記、記入もれ、見直しが必要な管理値の記載等、品質管理上の軽微な不備が見られた。これらについて内容の分析を以下のように行い、記録の確認方法の改善、記録様式の改善、職員等への教育等の対応を図ることとした。（添付資料－10参照）

【主な不備内容】

a. 誤記、転記ミス、記入漏れ、修正方法の不備、捺印漏れ

b. 見直しが必要な管理値の記載

【主な原因・要因】

a. 記録（データ）の確認不足

b. 分かり難い、使いづらい記録様式

c. 点検者及び確認者の点検記録に対する重要性の認識不足

d. 適切でない管理値の記載

【改善策】

a. 記録の確認方法の改善（職位に応じた審査機能の充実）

b. 管理値に係る用語、数値の見直し

c. 記録様式の改善（「合否判定」箇所の適正・明確化）

d. 職員等への教育の実施

さらに、品質保証活動促進の取り組みとして、ITの効果的な利用を行う。これらの改善策は、全社に水平展開を図り、その実施の徹底を図るとともに、社内品質監査を通して日常管理を含む品質保証活動の充実・強化を図るべく継続的にフォローしていく。

5－2 不正防止策の徹底

「もんじゅナトリウム漏えい事故」や「アスファルト固化処理施設火災爆発事故」を契機として、国の動燃改革検討委員会の提言が出され、この提言を受けて機

構は、法令に基づく運営審議会の設置をはじめ、安全性、透明性の一層の向上、国民の信頼回復に向けた種々の取り組みを全社を挙げて精力的に実施している。これらは不正防止につながる諸活動として着実に実施されていることを確認した。

今後も、透明性、公開性向上の取り組みとして、報告基準未満の軽微な事象の公表及び理解活動の推進、日報、週報、インターネット等による施設運転情報等の提供、リスクコミニュケーション活動に継続して努めていく。

一方、東京電力株式会社の不正防止に関する対策や原子力安全規制法検討小委員会報告書での指摘については、上記動燃改革としてこれまで機構が取り組んできた諸活動に概ね反映されているが、一部、企業倫理に関する取り組みについては、機構におけるこれまでの活動状況、外部機関の活動状況などの調査を踏まえ、委員会設置の必要性や倫理規程の見直し等を含め、今後、推進体制の検討を進めていく。

また、国の検査制度の見直しを含む原子炉等規制法の改正の中で、今回の東京電力株式会社不正問題の再発防止策として行う原子力安全規制の見直し(a. 原子力安全規制のルールの明確化・品質保証の確立、b. 組織的不正への罰則強化、c. 申告制度の運用改善等)が進められている。機構としてもこれに対応し、今後、必要な品質保証体制の見直し・検討を図っていく。

以 上

表－1　調査範囲の概要

自主点検作業の種類	調査対象期間	備　考＊1
施設定期検査＊2	・過去3年間 (平成11年度～13年度)	中間報告済み
	・上記以前7年間＊3 (平成4年度～平成10年度)	中間報告以降の調査
施設定期自主検査	・過去3年間 (平成11年度～13年度)	中間報告済み
	・上記以前7年間＊3 (平成4年度～平成10年度)	中間報告以降の調査
主要な設備に対する自主点検作業	・過去3年間＊4 (平成11年度中期～14年度中期)＊6	中間報告済み
	・過去10年間＊5 (平成4年度中期～平成14年度中期)	中間報告以降の調査
主要な設備に対する主要な改造工事	・過去3年間＊4 (平成11年度中期～14年度中期)＊6	中間報告済み
	・過去10年間＊5 (平成10年10月～平成14年度中期)＊7	中間報告以降の調査

1:最終報告では、中間報告分も含めて報告

2:自主検査記録の確認により検査されたもの

3:再処理設備本体の設備

4:安重相当施設(安全上重要な施設に相当する施設)

5:再処理設備本体の設備で中間報告したものを除く

6:実際の調査においては、平成11年度～14年度中期の3．5年間を実施

7:平成10年9月以前については「安全性の総点検」として完了(添付資料－1参照)

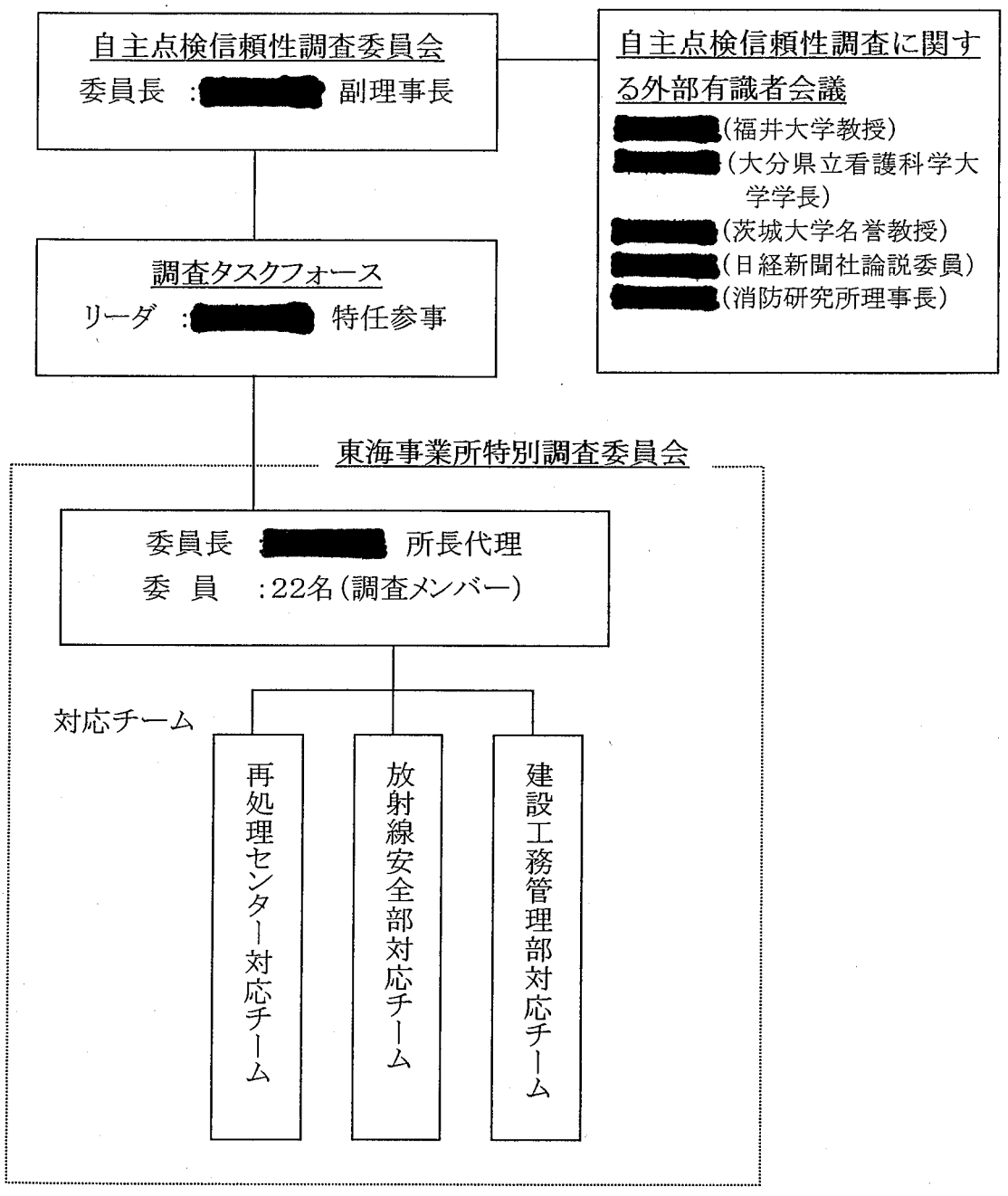

1) 各部・センターにおいては、当該部門(部・課)以外の者が、対応チームとして調査を行う。

2) 東海事業所特別調査委員会の調査メンバーによる調査においては、対象となる部・センターのメンバーは参加しない。

図－1 調査体制

添付資料リスト

添付資料－１「安全性の総点検」と「改造工事の自主検査」について …… 11

添付資料－２　調査方法の概要（再処理施設）…… 15

添付資料－３　自主点検作業総点検の各委員会開催実績 …… 18

添付資料－４　自主点検記録確認にかかる調査結果一覧表（中間報告分）…… 21

添付資料－５　自主点検記録確認にかかる調査結果一覧表（中間報告以降分）…… 67

添付資料－６　自主点検作業にかかる所内規則等の規定および実施状況確認シート …… 148

添付資料－７　機構における過去から実施している不正防止策の活動状況 …… 196

添付資料－８　東海事業所における過去から実施している不正防止策の活動状況 … 208

添付資料－９　東京電力報告書における現状と改善策に対する機構における現状の取り組み …… 212

添付資料－10　自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題とその改善策 …… 218

付録－６(2)

14サイクル機構（東海）1063
平成 15 年 1 月 23 日

茨 城 県 知 事
橋 本 昌 殿

核燃料サイクル開発機構
東海事業所長 岸本 洋一郎

自主点検作業記録に係る総点検について（最終報告）

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当事業所の業務に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成１４年８月３０日付け原対第 398 号「自主点検作業記録に係る総点検について」にてご要請のありました、表記総点検の結果（最終報告）について、別紙のとおり報告いたします。

敬 具

別　紙

自主点検作業記録に係る総点検結果報告書

平成１５年１月２３日

核燃料サイクル開発機構
東 海 事 業 所

自主点検作業記録に係る総点検の実施について

平成１５年１月２３日
核燃料サイクル開発機構
東　海　事　業　所

１．概　要

東京電力株式会社の原子力発電所の自主点検作業において不正な記載が行なわれていた件を踏まえ、平成１４年８月３０日付け原対第３９８号「自主点検作業記録に係る総点検について」をもって茨城県知事から総点検の要請があった。

これを受けて核燃料サイクル開発機構東海事業所においては、再処理施設、核燃料物質使用施設（原子炉等規制法施行令第１６条の２該当施設：８施設、同施行令第１６条の２非該当施設：８施設）及び放射性同位元素使用施設等（１０施設）に関する自主点検作業記録並びに他事業所等のトラブルにより水平展開を行った自主点検作業記録について総点検を行った。

その結果、不正と考えられる事項は見出されなかった。

２．総点検対象施設

東海事業所の総点検対象施設を表１に示す。

３．総点検の実施内容

（１）茨城県知事から示された自主点検作業記録

①法令に基づく定期自主検査並びに保安規定及び放射線障害予防規定に基づき実施した自主点検作業を対象とする。

a. 再処理施設

(a) 再処理規則第８条第１項に示す「記録」のうち、以下の記録を対象

ⓐ第一号（再処理施設の検査記録）

ハ　第１２条の規定による施設定期自主検査の結果

ⓑ第四号（保守記録）

イ　再処理施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名

ロ　再処理施設の修理の状況及びその担当者の氏名

(b) 上記（a）に示す他、保安規定に定める自主的な点検作業の記録を対象

b. 使用施設

(a) 使用規則第２条の１１第１項に示す「記録」のうち、以下の記録を対象

ⓐ第三号（保守記録）

イ　使用施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名

ロ　使用施設の修理の状況及びその担当者の氏名

(b) 上記（a）に示す他、保安規定に定める自主的な点検作業の記録を対象

c. ＲＩ施設

(a) ＲＩ規則第２４条第１項第１号に示す「記帳」のうち、以下の記録を対象

ⓐ ワ 放射線施設の点検の実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名

(b) 上記（a）に示す他、予防規定に定める自主的な点検作業の記録を対象

d. なお、保安規定を制定する必要のない施設については、保安規定に準じて所内で制定した保安規則等に基づき実施した、自主点検作業記録を対象とする。

②他事業所等のトラブルにより水平展開を行った、自主点検作業を対象とする。

③事業所内部規定類により、文書保存期間を満たしている自主点検作業記録を対象とする。

④「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」（平成１４年９月２６日付け原子力安全・保安院）にて要請のあった調査対象範囲の調査結果についても併せて報告すること。

a. 施設定期検査のうち自主検査記録の確認により検査された自主点検作業記録

b. 再処理施設保安規定に基づく施設定期自主検査の記録（再処理規則第８条第１項第１号ハに相当）

c. 再処理施設安全審査指針による「安全上重要な施設」に相当する施設もしくは使用済燃料の再処理の事業に関する規則による「再処理設備本体」に対し実施した自主点検作業の記録

d. 「安全上重要な施設」に相当する施設もしくは「再処理設備本体」に対し実施した改造工事の自主検査の記録（平成１０年９月に取りまとめた安全性総点検において、それ以前の工事等について総点検し、既に対応が完了していることから、平成１０年１０月以降を対象とする。）

e. 上記 a～d に関し、過去３年間（c 及び d については「安全上重要な施設」に相当する施設を対象）について平成１４年１１月１５日までに、過去１０年間（「再処理設備本体」の設備を対象）について平成１４年度中に報告を行うこと。

⑤事業者は、自主点検作業記録に不正の疑いがあるか否かの判断の手法は、客観的証拠に基づき行うこと。

（２）総点検の体制及び方法

①総点検の体制

サイクル機構として自主点検作業が適切に実施されていたかを確認するため総点検の体制を整備することとし、９月６日に本社に「自主点検信頼性調査委員会」及び「調査タスクフォース」を設置するとともに、事業所に「東海事業所特別調査委員会」及び実際に総点検作業を実施するグループ（以下「対応チーム」という。）を設置することを決定した。

自主点検信頼性調査委員会は、客観性に配慮して、所長として事業所を直接所轄する役職員等を除くメンバーを委員とし、調査タスクフォースは事業部門から独立したメンバー、及び安全・品質保証関係者を中心に構成した。

また、東海事業所特別調査委員会及び対応チームは、客観性に配慮してISO9000 の内部監査員有資格者を中心とし当該調査対象部署以外の者が総点検を行うこととした。

②総点検の方法

a. 東海事業所特別調査委員会及び対応チームにおける総点検方法

対応チームにおいては、調査対象となる全ての記録について、当該調査対象部署に自主点検作業記録の内容の確認を行うとともに、「自主点検作業記録の点検方法」に示す方法により点検を行った。

東海事業所特別調査委員会委員は、対応チームが客観的に総点検を実施しているかを確認する目的で総点検開始から随時立ち会うとともに、対応チームによる点検終了後、点検結果の聴取及び抜き取り（サンプリング）調査等を「自主点検作業記録の点検方法」に示す方法で実施し点検結果の妥当性を確認した。

b. 自主点検信頼性調査委員会及び調査タスクフォースにおける総点検方法

調査タスクフォースのメンバーは、事業所の対応チームが客観的に総点検を実施しているかを確認する目的で総点検開始から随時立ち会った。また、東海事業所特別調査委員会による総点検終了後、調査タスクフォースメンバー複数名で抜き取り調査を実施した。最終的には、自主点検信頼性調査委員会において総点検結果の妥当性を評価した。

４．総点検の結果

再処理施設、核燃料物質使用施設（原子炉等規制法施行令第１６条の２該当施設：８施設、同施行令第１６条の２非該当施設：８施設）及び放射性同位元素使用施設等（１０施設）に関する自主点検作業記録、計 1,032 種類（134,488 ヶ）の総点検を実施した結果、不正と考えられる事項は見出されなかった。

また、他事業所等のトラブルにより水平展開を行った１１件に関し自主点検作業記録について総点検を実施した結果、不正と考えられる事項は見出されなかった。

なお、総点検の過程で、一部の記録については誤記、記入漏れ、見直しが必要な管理値の記載等が見られたが、これらについては改善措置をとることとした。

以　上

≪自主点検作業記録の点検方法≫

（1）自主点検作業記録と照合する点検記録（データ）がある場合
①自主点検作業記録と自社の点検記録（データ）の照合
②自主点検作業記録と委託業者から提出された点検記録（データ）の照合
③自主点検作業記録と自社の点検記録（データ）及び委託業者から提出された点検記録（データ）の照合
（2）自主点検作業記録と照合する点検記録（データ）がない場合
・当該自主点検作業記録の記載内容の確認（前後の自主点検作業記録との比較等）又は点検がマニュアル等に基づき確実に行われているかの確認
（3）（1）又は（2）に加えて、責任者や担当者等への聞き取りによる点検実施状況の確認

≪調査体制図≫

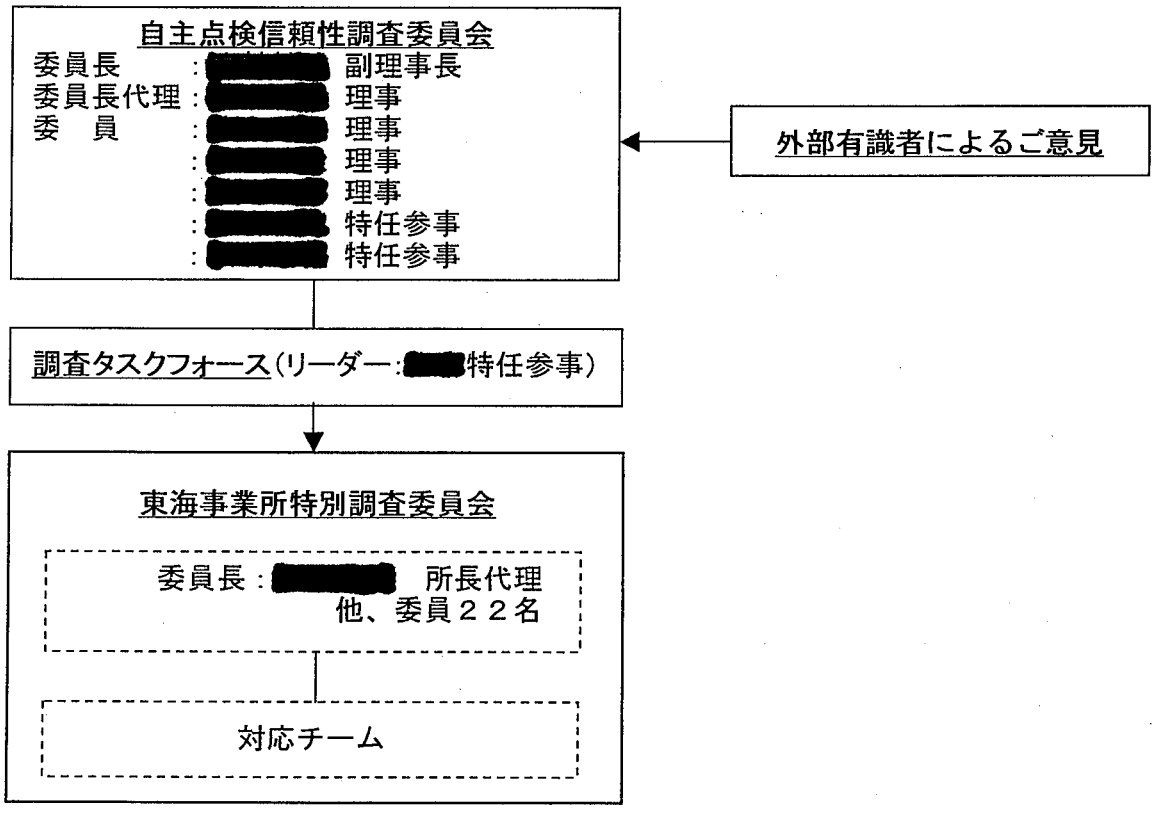

表１　総点検を行なった施設名一覧

施設名称		施設定期自主検査	再処理施設 保安規定	核燃料物質 使用施設保安規定	放射線障害 予防規定	放射線保安規則 （事業所内部規定）
再処理施設（※1）		○	○		○（※6）	
核燃料物質使用施設	○炉規法施行令第１６条の２該当施設					
	・Ｂ棟			○	○	
	・高レベル放射性物質研究施設			○	○	
	・ウラン濃縮施設（※2）			○		
	・ウラン廃棄物廃棄施設（※3）			○		
	・プルトニウム燃料第一開発室（※4）			○	○	
	・プルトニウム燃料第二開発室			○		
	・プルトニウム燃料第三開発室			○		
	・プルトニウム廃棄物処理開発施設（※5）			○		
	○炉規法施行令第１６条の２非該当施設					
	・Ａ棟					○
	・応用試験棟				○	○
	・Ｇ棟					○
	・Ｌ棟					○
	・燃料製造機器試験室					○
	・安全管理棟				○	○
	・安全管理別棟					○
	・計測機器校正室				○	○
放射性同位元素使用施設等						
	・地層処分放射化学研究施設				○	

※１）原子力安全・保安院からの指示に基づく自主点検記録を含む。下記項目について過去３年間（１１月１５日まで）、過去１０年間（平成１４年度末まで）の自主点検作業記録を対象。
①施設定期検査のうち自主検査記録の確認により検査された自主点検作業記録 ②施設定期自主検査の記録 ③安全上重要な施設に相当する施設もしくは再処理設備本体に対し実施した自主点検作業記録 ④安全上重要な施設に相当する施設もしくは再処理設備本体に対し実施した改造工事の自主検査の記録（平成１０年１０月以降）
※２）Ｊ棟及び東海事業所第２ウラン貯蔵庫をいう。
※３）ウラン廃棄物処理施設（第１から第６廃棄物倉庫、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設、ウラン系廃棄物倉庫、廃油保管庫、廃水処理室及び中央廃水処理場をいう。）、洗濯場及びM棟をいう。
※４）ウラン貯蔵庫を含む。
※５）プルトニウム廃棄物処理開発施設、プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設をいう。
※６）再処理施設のうち分析所、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場及びガラス固化技術開発施設が該当する（３施設と数える）。

付録－7

15(安連) 0051
平成15年5月 7 日

（あて先）　各部・ｾﾝﾀｰ管理担当課長

（配布先）　産業医
専任衛生管理者

（発信）安全対策課長

（件名）
従業員等の疾病対応報告書について

（種別）　☒周知　☐報告通知　☐作業依頼　☐回答依頼　☐回答　☐その他

標記の件、昨年、当事業所内で従業員等の労働災害に該当しない救急車の出動を要請した疾病が相次いで発生したことに鑑み、これらの疾病事象に対して労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）の仕組みの中に取り入れるべく、OHSMS 管理責任者の下にマネジメントシステム検討ＷＧが設置され仕組みの構築・検討が行われました（平成 15 年 3 月 18 日開催の運営会議へ報告され了承）。その仕組みの一つとして、別添資料のとおり「従業員等の疾病対応報告書について」の要領が定められ運用することとなりましたので周知方お願いします。

なお、今後、同様の事象が発生した場合は、本要領に従い報告書の作成、配布等対応されるようお願いします。

記

1．従業員等の疾病対応報告書について
　別添資料のとおり

＜参考＞
　参考資料として、マメジメントシステム検討ＷＧの検討資料を添付します。

2．問合せ先
　安全対策課 [redacted]

以　上

別　添

従業員等の疾病対応報告書について

東海事業所において，従業員等に労働災害に該当しない疾病が発生した場合の疾病対応報告書の要領を定め，以って事業所内での共有化に資する。

1．疾病等に関する考え方

(1)　疾病の対象

ここで取り扱う疾病は，事業所内で発生した労働災害に該当しない従業員等の疾病であって，救急車の出動を要請し外部医療機関で処置が実施された疾病を対象とする。

(2)　疾病は，「休業疾病」と「不休疾病」に区別する。

○休業疾病：治療のため１日以上の休業があったもの。

○不休疾病：外部の医療機関に治療のため通院するが，休業に至らなかったもの。

2．事業所内通報連絡

東海事業所再処理施設及び使用施設における連絡通報の基準並びに各部・センターで定める事故対策手順に基づき，通報連絡を行う。

3．疾病対応報告の作成について（資料－１参照）

(1)　安全衛生管理者は，速やかに様式「疾病対応報告書」を作成し，当事者が職員の場合は部署内の管理担当課長を経て運営管理部労務課長、運営管理部地域交流課長，保安管理部安全対策課長、専任衛生管理者及び産業医へ配布すること。当事者が作業請負員の場合は部署内の管理担当課長を経て運営管理部労務課長、運営管理部地域交流課長，保安管理部安全対策課長、専任衛生管理者及び作業請負会社の労務担当者へ配布すること。

(2)　疾病対応報告書には，発生日時，発生場所，当事者の身分，発生時の状況，時系列，病院での対応，入院の有無等について記載する。

(3)　疾病対応報告書は，発生時の対応の観点より作成することとし，疾病の内容，医師の診断結果等個人のプライバシーに係る事項は記載しないこと。

(4)　疾病対応報告書は，運営管理部労務課が保管する。

(5)　疾病対応報告書は，できる範囲で事業所内の共有化を図ることとする。

4．資料

資料－１　疾病対応報告書

資料－1

疾　病　対　応　報　告　書

件　　名

平成　年　月　日
所属部署：

1．発生日時

2．発生場所

3．当事者の身分

4．発生時の状況

5．病院での措置

6．入院の有無

7．時系列（概略）

①当事者が職員の場合
・部署内の管理担当課長を経て運営管理部労務課長、運営管理部地域交流課長，保安管理部安全対策課長、専任衛生管理者及び産業医へ配布する。なお、本報告書は運営管理部労務課が保管する。

②当事者が作業請負人の場合
・部署内の管理担当課長を経て運営管理部労務課長、運営管理部地域交流課長，保安管理部安全対策課長，専任衛生管理者及び作業請負会社の労務担当者へ配布する。なお、本報告書は運営管理部労務課が保管する。

参考資料

従業員等の疾病に関する管理について（報告）

1．はじめに

平成14年3月27日にプルトニウム燃料センターで年間作業請負員の急病による疾病事象が発生した。また，平成14年4月10日に再処理センターで年間作業請負員の負傷時の疾病事象（気分の不良）が発生した。これらの事象に対して，事業所長より，労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）の仕組みとの関連についてチェックする旨の指示があった。このため，OHSMS管理責任者の下にWGを設置して事業所規則等の現状調査を実施し，管理・対応が実施されていない「労働災害に該当しない個人の疾病」について，仕組みの構築にかかる検討を行ったので以下に報告する。なお，本件についてはOHSMS委員会での審議を終了している。

2．従業員等の疾病の考え方

プルトニウム燃料センターでの急病による疾病事象及び再処理センターでの負傷時の疾病事象（気分の不良）は，どちらも個人の疾病によるものであり，労働災害には該当していない。本WGでは，「従業員等の疾病」について，次のように整理した。

職業性疾病　　；労働災害に該当する疾病
その他の疾病　；労働災害に該当しない個人の疾病

3．東海事業所規則等の調査・確認

OHSMSの仕組みでは，以下に示すように事故に相当する死亡，傷害，疾病を含む労働災害が発生した場合は，「法令報告書」又は「負傷報告書」を発行し再発防止策を求めることとしているが，労働災害に該当しない個人の疾病についての措置は規定されていない。

(1)　労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）

OHSMS要領書では，疾病に関して以下の内容が定められている。

①「パフォーマンスの測定とモニタリング要領書（OHSMS-P-07 Rev02）」

○事故，疾病，事故誘因が発生した場合の措置

・4.　項に，安全衛生管理者等は，事故，疾病，事故誘因など労働安全衛生の欠陥が発生した場合は，以後の是正及び予防措置に反映できるようにするため，既存の様式である「負傷報告書」を用いて，発生原因，原因究明が容易になるように極力定量化かつ図等を活用して作成する旨が定められている。

②「事故，事故誘因，不適合並びに是正及び予防措置要領書（OHSMS-P-08 Rev01）」

○事故が発生した場合の措置

・3.1項に，死亡，疾病，傷害，損害，他の損失をもたらす望まれない出来事が発生した場合，「東海事業所事故対策規則」に従い対応する旨が定められている。

なお，東海事業所事故対策規則では，事故とは第6条に規定されている事象を指し，そのうち人の傷害（労働災害）とは，死亡又は4日以上の休業をいう。

○事故に該当しない4日未満の休業災害，不休災害，赤チン災害等が発生した場合の措置

・2項に既存の様式である「負傷報告書」により対応する旨規定されている。

(2) 安全衛生管理規則

OHSMSの関連手順書である「安全衛生管理規則」では，第1条目的に従業員の安全と健康の確保，向上を図る旨が，また，第5条に産業医の職務に健康教育，健康相談その他労働者の健康の保持時促進を図るための措置に関すること等が定められているが，労働災害に該当しない個人の疾病に関する管理の仕組みは規定されていない。

4．従業員等の労働災害に該当しない疾病に関する対応について

東海事業所は，大規模な核燃料施設を多く有しており，これらの施設について多くの年間作業請負員と一体となって運転，保守等の管理を行っている。原子力事業者として，前述した事業所の特徴を踏まえ，年間作業請負会社との連携・協調のもとに適切な健康管理に取り組むことが求められている。さらに，厚生労働省の指針への対応として快適な職場環境の構築にも取り組んでいる。このような背景を考慮し，労働災害に該当しない従業員等の疾病について，5．項に示す仕組みを構築し実施していくこととする。

5．従業員等の疾病に関する対応について

従業員等の疾病に関し，以下に示す仕組みを構築し実施する。

(1) 従業員等の健康状態の確認

1) 職　員

運営管理部労務課が健康管理を所掌業務として実施している。

2) 年間作業請負員

① 年間作業請負会社は，年間作業請負員を東海事業所の業務に従事させる場合，年間作業請負員の健康状態に問題がないことを確認し，サイクル機構の契約先管理者へ通知する。

② 上記の通知は，年度当初或いは年間作業請負員の変更が生じた場合に，サイクル機構の契約先管理者へ提出する作業員リストを以って行うこととし，その旨を発注仕様書に明確にする。

3) 作業請負員

① 作業請負会社は，作業請負員を東海事業所の請負工事等に従事させる場合，作業請負員の健康状態に問題がないことを確認し，サイクル機構の契約先管理者へ通知する。

② 上記の通知は，契約後の工事開始前或いは作業請負員の変更が生じた場合に，サイクル機構の契約先管理者へ提出する作業員リストを以って行うこととし，その旨を発注仕様書に明確にする。ただし，作業期間が極端に短い場合（目安：1週間以内程度）の請負工事等は，次項に基づき日常の体調管理において健康状態の確認を行うこととする。

(2) 従業員等の日常の体調管理

① 従業員等の健康は自己管理が基本である。自己の体調が不調と思われた場合，従業員等はその旨を作業前打ち合わせ等において，サイクル機構の管理者又は監督者，あるいは年間作業請負会社の責任者に申告しなければならない。

② サイクル機構の管理者又は監督者或いは年間作業請負会社の責任者は，前号の報告を受けた場合には，その状態に応じて必要な対応を講じること。

(3) 疾病対応報告書の作成について

① 安全衛生管理者は就業中の従業員等に救急車の出動を要請する疾病（労働災害に該当しないもの）が発生した場合，添付資料-1 に示す「疾病対応報告書」を作成し，必要な部署に配布し，可能な範囲で事業所内での情報の共有化を図る。

6．その他

(1) 前項の従業員等の健康状態の確認，従業員等の日常の体調管理及び疾病に関する管理については，事業所共通安全作業基準として制定するため，衛生管理者会議が対応する。

(2) 疾病対応報告書の運用（所内への周知等）については，保安管理部安全対策課が対応する。

(3) OHSMS 基本規則等の改定（OHSMS への取込み）については，国際認証 Gr が対応する。

7．マネジメントシステム検討 WG における調査・検討について

(1) 委員

[redacted]労務課長
[redacted]労務課員
[redacted]安全対策課長（～平成 14 年 6 月）
[redacted]安全対策課長代理（平成 14 年 7 月～）
[redacted]専任衛生管理
[redacted]衛生管理者
[redacted]国際認証 GrL（～平成 14 年 6 月）
[redacted]国際認証 GrSL（平成 14 年 7 月～）
[redacted]国際認証 Gr 員
[redacted]品質保証室長代理（事務局）

(2) WG の開催

開催日	議　題
第 1 回 平成 14 年 6 月 4 日(火)	ISO-9002，OHSMS のシステムに係る検討会の実施について OHSMS における労働災害発生時の処置について
第 2 回 平成 14 年 6 月 11 日(火)	WG での検討方針，内容について WG の体制

	WG 今後の検討の進め方について
第 3 回 平成 14 年 6 月 27 日(木)	今後の検討方針，内容について 負傷情報連絡及び報告について(業連 13(保連) 0878) OHSM における労働災害発生時の措置
第 4 回 平成 14 年 7 月 18 日(木)	東海事業所における従業員の健康管理（案）について 「疾病報告書」による管理方法 「疾病報告書」のフォーマット
第 5 回 平成 14 年 8 月 2 日(金)	日立製作所水戸事業所における疾病の管理状況 協力会社における健康診断の実施状況 疾病報告書」による管理方法，フォーマット
第 6 回 平成 14 年 8 月 23 日(金)	協力会社における健康診断の実施状況 「疾病報告書」のフォーマット及び管理方法の 検討 検討報告書（ドラフト）の検討
第 7 回 平成 15 年 1 月 20 日(金)	従業員等の疾病に関する管理の運用に係る具体的な対応の検討
第 8 回 平成 15 年 2 月 5 日(金)	従業員等の疾病に関する管理の運用に係る具体的な対応の検討

以　上

付録－８

平成 14 年度負傷災害発生状況

平成 15 年３月
専任衛生管理者

１． 年度毎の負傷災害発生状況

平成 9 年 11 月から軽微な負傷（赤チン災害）も含め、発生状況データを収集し、平成 15 年 3 月までをまとめた。図 1 に示されるように平成 13 年度までは、平成 10 年度が 26 件、平成 11 年度が 19 件、平成 12 年度が 8 件、平成 13 年度が 6 件と段階的に負傷の発生が減少し、安全への取組み及び保安活動が寄与してきたと言える。しかしながら、平成 14 年度には 14 件の負傷等が発生し、昨年度を大幅に超えた。また、軽微な負傷は少なくなってきているが、休業及び不休災害も恒常的に発生しており、外部医療機関の診察及び治療を受けている。

一人ひとりの危険に対する感受性の向上及び安全意識の希薄化が見られないか各職場において確認することが必要である。

２． 平成 14 年度負傷等発生状況の分析

① 負傷発生時の作業形態

図２に示されるように作業中の発生数は 14 件中 13 件で、発生件数の 93%を占めているが、主にそれぞれの発生要因は、作業者の不安全行動及び判断ミスが負傷に繋がっているものが多かった。

② 負傷の種類

図 3 に示されるように負傷の種類として、骨折が 5 件で休業災害又は不休災害となっている。今回、薬傷の 3 件とも軽微な負傷であったが、不休災害となっていた可能性もあった。

③ 発生要因

図 4 に示されるように負傷発生要因のうち、負傷者の不安全行動、思い込みによるものが 8 件、作業の不安全状態に起因するものが 6 件であった。これからも、負傷者自身の安全意識の向上、安全確認の徹底が求められた。

④ 発生曜日

図５に示されるように負傷等の発生曜日は、月曜日が 4 件、木曜日が 5 件と他の曜日と比較して多く発生している。休日明けの疲れが月曜日に少し持ち越したため安全意識の集中度が少し低下が要因の一つとして考えられた。一方、木曜日が負傷等発生が多い傾向が見られるのは、月曜日からの継続的な仕事に疲労度が蓄積してくる時期と一週間のうち最も仕事が捗る曜日であると言える。このため、逆に言えば、負傷の発生する確率も高い曜日と想定された。

⑤ 共同作業人数

図 6 では、負傷発生時の作業の共同作業人数を示すが、一人作業が 8 件で 57%を占めており、一人作業時の負傷者本人の安全意識が希薄となり、負傷発生の要因となっていると言える。特に、休業災害及び不休災害のうち 67%を占めている。

⑥ 負傷発生部位

図 7 に示される負傷箇所は手、足部に関するものが 10 件あり、発生件数の 71%を占めている。これらの案件は少し注意し、安全意識があれば防げたものと推測される。

⑦ 発生時間帯

図 8 では、発生時間帯の分布を示すが、これからは午後より午前の方が発生する割合が高い。また、午後でも午後の仕事を始めた時間帯の方が発生割合を高くなっている。

⑧ 負傷者の身分

図 9 に示されるように負傷者の身分は、常駐協力会社員であるものが 9 件あり、発生件数の 64%を占めている。常駐協力会社員への安全意識、基本動作、作業内容等の習熟度及び教育の徹底に問題がないか職場毎に確認が求められる。又、軽微な負傷も全て常駐協力会社員によるものであり、これからも安全指導の徹底、本人の安全意識の自覚を持たせる教育等が不足しているといえないだろうか。これまでも、この傾向が強かった。

3． 負傷発生の防止対策及びまとめ

以上から、以下の負傷発生防止対策を提案した。

① 一人ひとり、安全意識の向上の徹底を図るため、朝会及びミーティング時に作業内容の徹底した安全確認、TBM 及び KY 活動の徹底を図ること。

② 特に一人作業になる場合は、その仕事内容の確認、安全に対する問題点の抽出を事前に確認する習慣を身に付ける。

③ 今一度、全従業員を対象に各管理者は、安全意識向上等に関する教育を行うこと。特に、常駐協力会社員への OJT 等による安全意識の向上教育の徹底を図る。ヒヤリハットシートによる KY４ラウンドの実施をチーム毎に実施する。

④ 作業場所における不安全箇所の有無を再度確認し、改善すべき箇所を無くすこと。特に、潜在的不安全箇所についても、作業者の目線で洗い出しを行い改善に繋げること。

⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムによるリスクアセスメントの実施にあたっては、これまでに発生した負傷等の事例を参考に解析を行うこと。

以　上

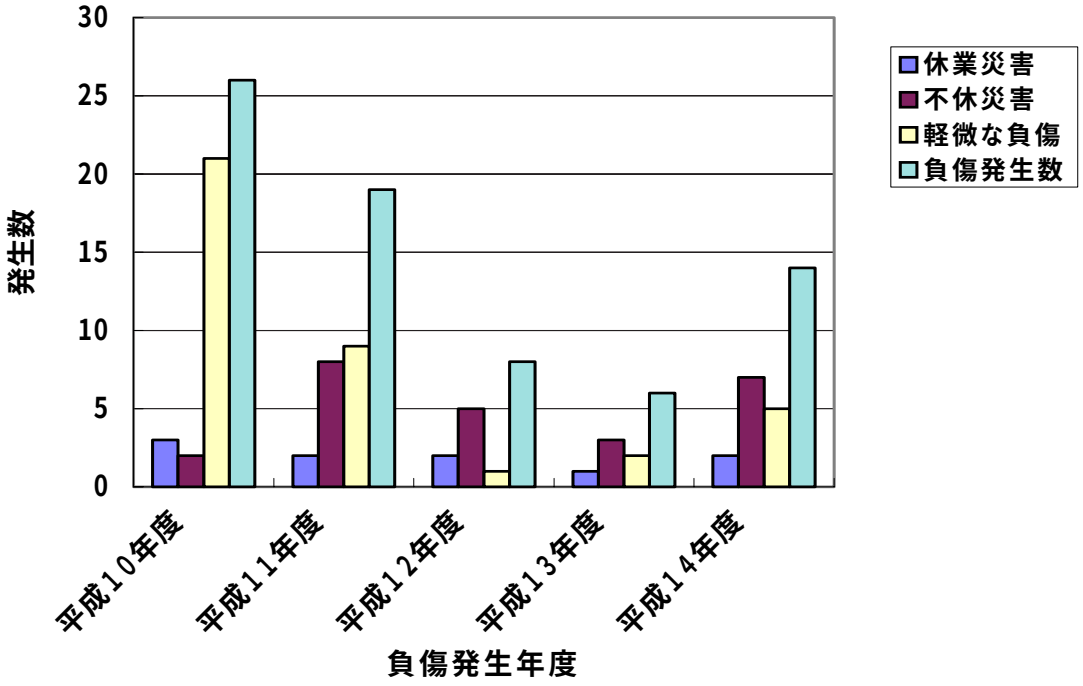

図１．年度別負傷発生状況

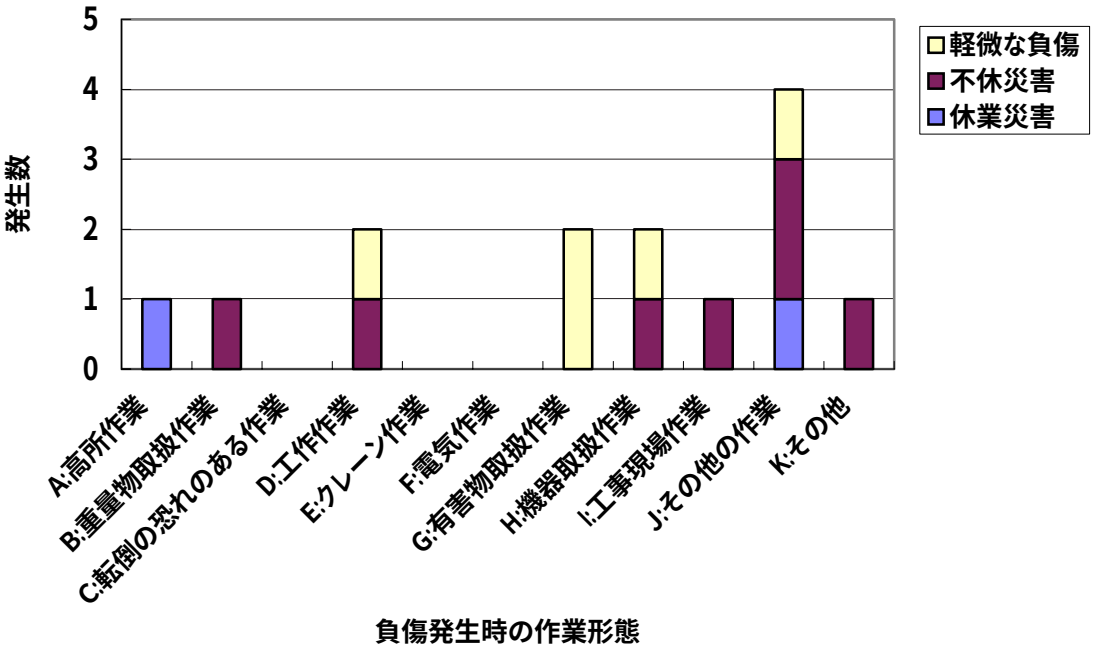

図２．平成 14 年負傷発生状況（作業形態）

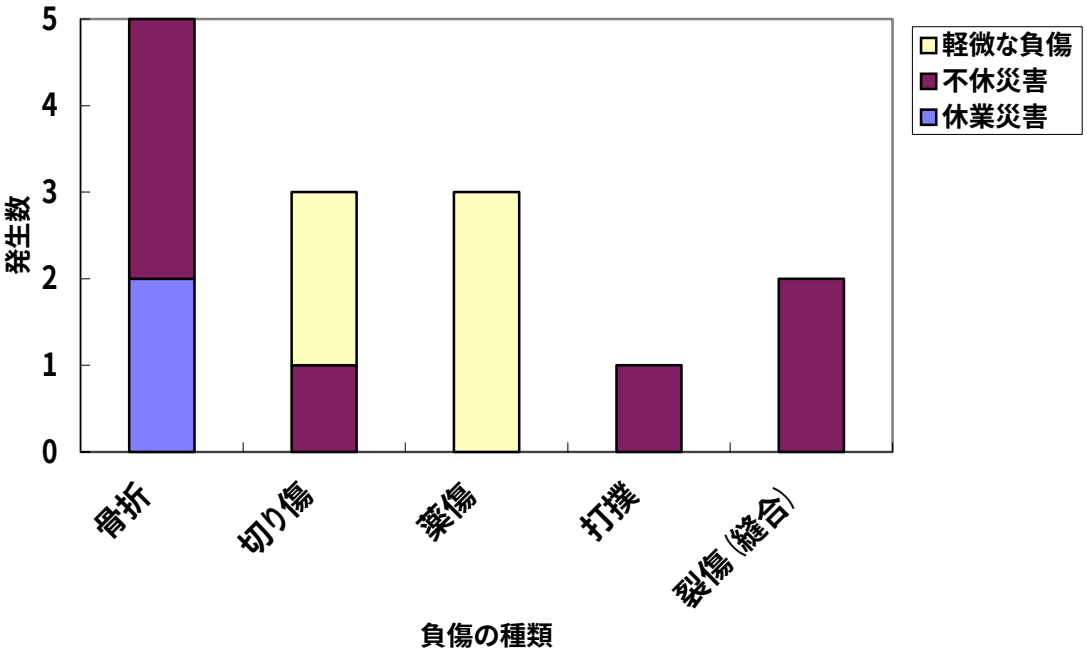

図３．平成 14 年度負傷発生状況（負傷の種類）

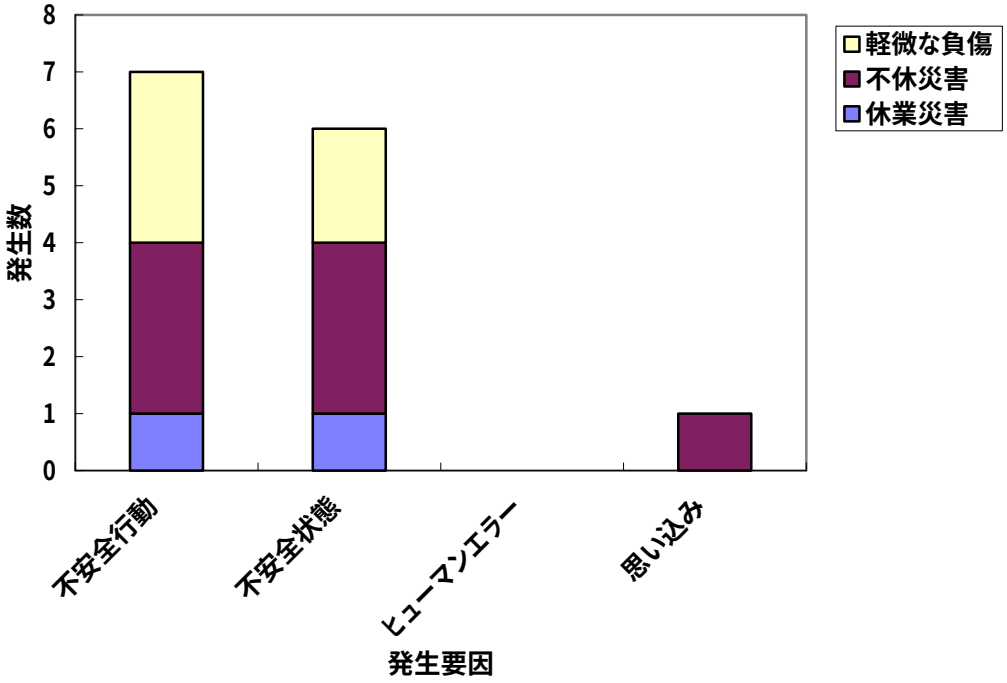

図４．平成 14 年度負傷発生状況（発生要因）

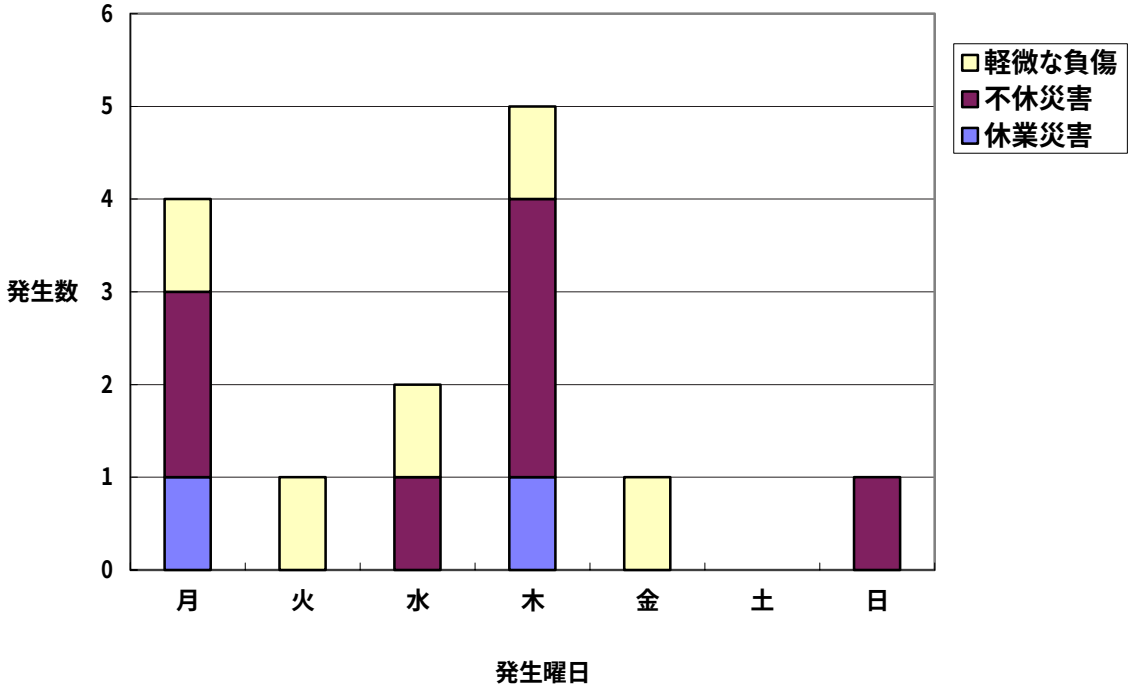

図５．平成 14 年度負傷発生状況（発生曜日）

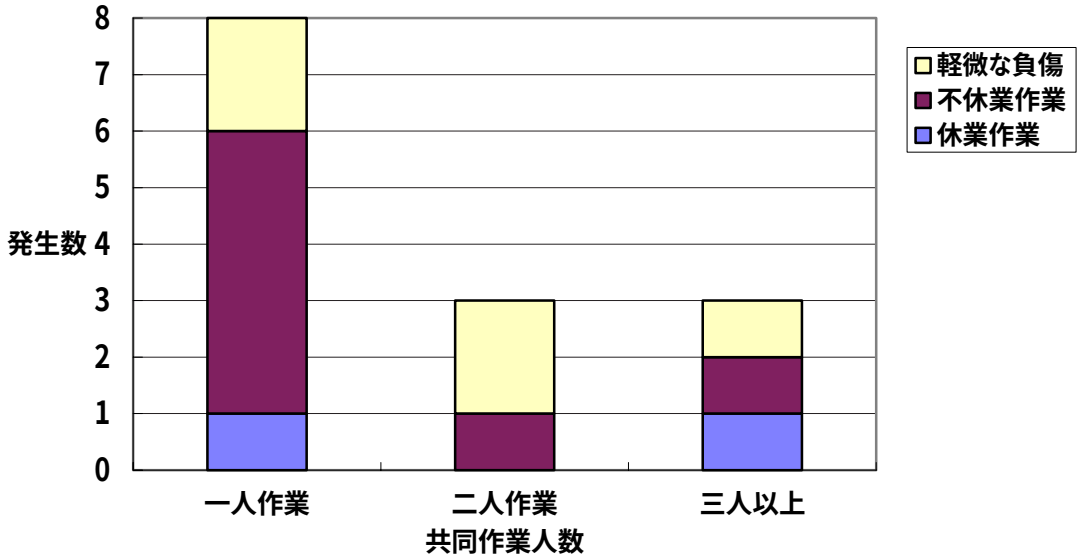

図６．平成 14 年度負傷発生状況（共同作業人数）

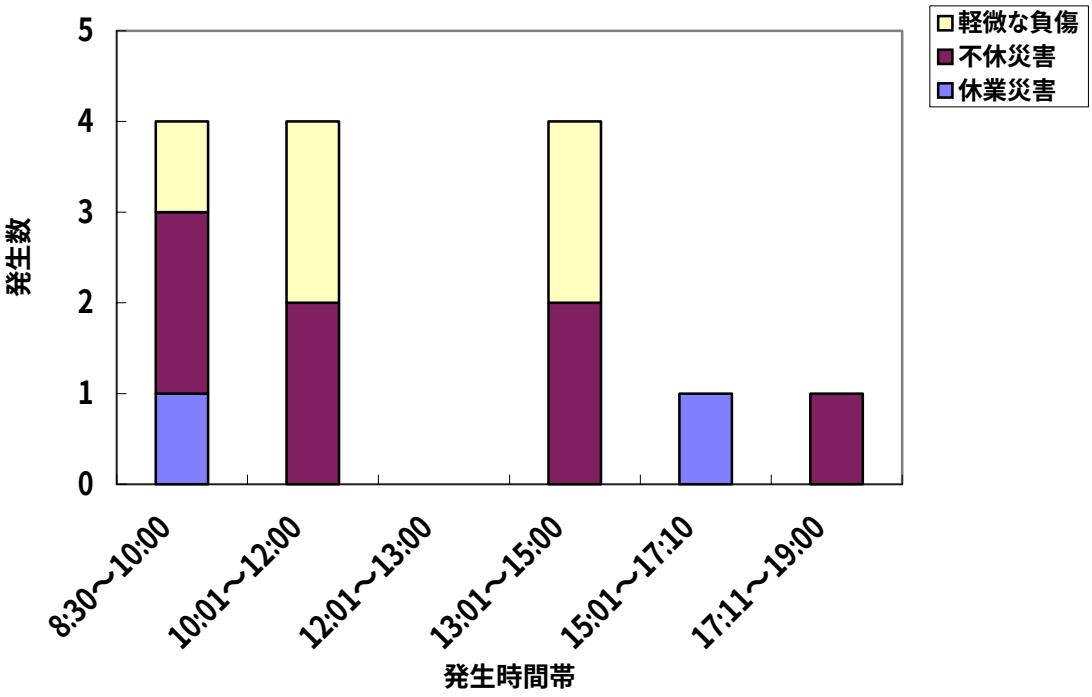

図７．平成 14 年度負傷発生状況（負傷発生部位）

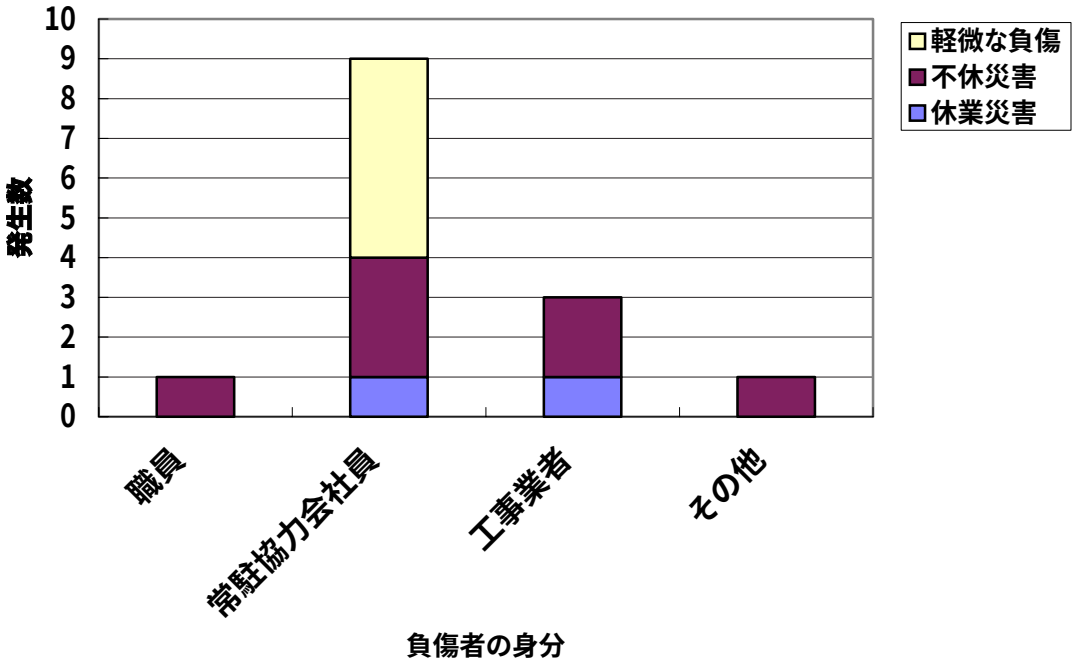

図８．平成 14 年度負傷発生状況（発生時間帯）

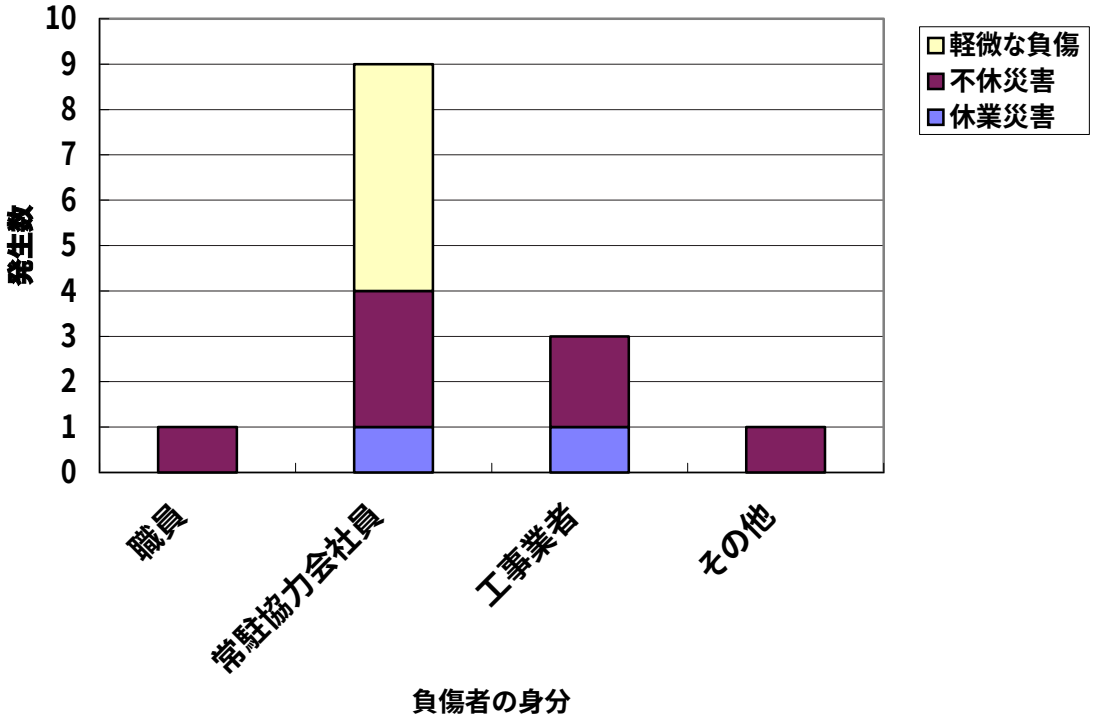

図９．平成 14 年度負傷発生状況（負傷者の身分）

付録－9

平成14年度理事長診断会

東海事業所における品質保証活動の将来像（案）への取り組み

［品質保証システム（国際規格等）の統合化］
［原子炉等規制法への品質保証の導入］に向けて

要求品質3：適切かつ効率的な業務運営の仕組みの確立

要求品質4：地元に理解される業務運営

平成15年3月10日

東海事業所・保安管理部

[1]

【発表内容１】

東海事業所においては、従来より自主保安活動として品質保証活動の取り組みを行い、また、透明性、継続的な改善の確保等の観点から国際規格の認証取得の推進に努めてきています。

現在、東海事業所において、複数の国際規格の認証取得が進む中、品質保証活動に係る業務量の増大、複雑化、非効率性などの課題も発生してきており、品質保証システムの統合化への検討も必要となってきています。また、原子炉等規制法への品質保証の導入に向けての対応も必要となってきております。

これらの課題を踏まえ、分りやすさ、効率的な自主保安活動の実施等の観点から検討し、取りまとめたものが本診断会テーマである「東海事業所における品質保証活動の将来像（案）」です。本テーマについて、東海事業所として進めている現時点での考え方、概要、今後の活動予定等について説明させていただきます。

東海事業所の自主保安活動としての取り組み

【自主保安活動への取り組み】

○ アスファルト固化処理施設の事故等後の自主保安への取り組み

- **安全性総点検、県からの改善要求等への対応による安全性の向上**
- **防災管理棟の新設、通報連絡体制の整備等、危機管理体制の整備**
- **施設の運転状況及び放射線状況の公開、サイクルフォーラム等の情報公開**
- **業務運営の透明性、継続的改善の観点から、品質、労働安全衛生、環境などのマネジメントシステム（国際規格）の認証取得**

【東海事業所としての国際規格の認証取得状況】

- **国際規格「ISO9000s：1994」の認証取得**
  （再処理センター）
- **国際規格「ISO9001：2000」の認証取得**
  （建設工務管理部、プルトニウム燃料センター）
- **国際規格「ISO14001」及び「OHSAS18001」を事業所として認証取得（H 14年3月）**

[2]

【発表内容２】　東海事業所の自主保安活動としての取り組み

東海事業所では、自主保安活動の取り組みとして、ASP事故後、ここに示すような様々な取り組みを実施してきております。

この中において、業務運営の透明性の確保、継続的改善の観点から施設、労働安全衛生、環境安全マネジメントシステムの認証取得を行ってきました。

これらの国際規格の認証取得により、PACDサイクルの活動、継続的な業務改善、体質強化、また、第三者機関による審査、認定による透明性の確保等を実施してきました。

国際規格の認証取得状況についてはここに示す通りです。

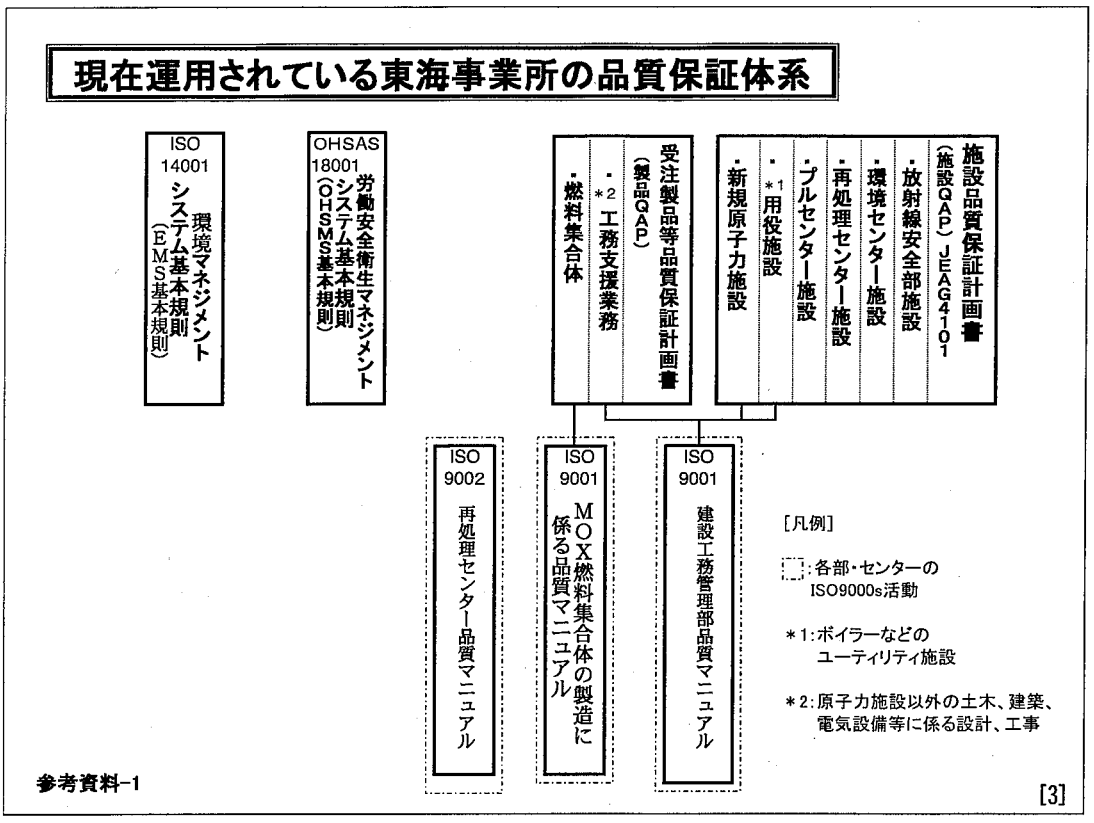

【発表内容３】 現在の東海事業所の品質保証活動

東海事業所では、業務品質管理規程に基づくJEAG4101を基本とした施設品質保証計画書等に従い品質保証活動が進められてきました。この品質保証活動は、昭和58年から実用発電用原子炉の品質保証に係る指針に対応することを目的に電力業界でまとめられたJEAG4101を中心として機構の品質保証活動の要求を定めた施設品質保証計画書に採用したものです。

この施設等品質保証計画書に基づく品質保証活動に加え、労働安全衛生及び環境に係る国際規格のOHSAS18001及びISO14001の認証を平成14年3月に事業所として取得し活動を進めています。

また、各部・センターにおいては、自主的に品質の国際規格であるISO9000sの認証取得が図られており、2000年版への移行も実施されています。

ISO9000sの取得は、各部、センター毎に対象とする製品等が異なるため、各部センター長が経営者として認証取得しています。

このように、施設品質保証計画書と併せ、品質保証に係わる複数のマネジメントシステムの運用、維持がなされています。

自主保安活動を効率的に実施するためには、複数のマネジメントシステムの運用の効率化の検討が必要となってきました。

東海事業所の現状における品質保証体系の課題

○ 複数の品質保証システムの混在による品質保証業務の増大、品質保証体系の全体構造の複雑化
- 実業務と品質保証業務の重複
  （教育、文書管理）（OHSMS基本規則と労働安全衛生関係法令に基づく会議体の位置付け）
- 国際規格と施設等品質保証計画書の体系、仕組みの違い
- ISO9000sの体系的位置づけ
  （業務品質管理規程外の品質保証活動と位置付け、各部・センター長が最高責任者として認証取得）

○ 品質保証活動の更なる実効性の確保
- 品質保証活動に係る継続的改善の確立、実業務との一体化
  （施設等品質保証計画書の継続的改善強化のための取り込み、国際規格の確保から実業務への一体化）

○ 原子力規制への品質保証の導入（H15年10月予定）
- 事業所内の許認可（再処理施設・使用施設）の違いへの対応
  （規制省庁、指針等の違い）
- 保安規定と施設等品質保証計画書の体系的違い
  （保安規定の責任、権限を支える品質保証体系を構築するための施設品質保証計画書の見直し）

参考資料-1、2、3 [4]

【発表内容４】　東海事業所の現状における品質保証体系の課題

冒頭に述べましたように、国際規格の認証が進むなか、色々な課題が生じてきております。

これらについて、まとめたものがここに示す現状における品質保証体系の課題です。

品質保証業務の増大、複雑で分かりにくいこととしては、幾つかの要因が考えられます。その中の主な四点について説明いたします。まず、一番目の要因として、日常の業務と重複していることが挙げられます。

？事例を挙げると、法令上の教育あるいは日常の文書管理等に加えて品質保証に係る国際規格の教育あるいは文書管理を別に実施しなければならない場合が多く見られます。理想としては日常の業務を実施すれば品質保証上の要求も満足されるような一体となった体系が望ましいといえます。この要因のひとつとして、現行の会議体及び規則等が複雑なことがあります。品質保証（マネジメントシステム）の仕組みにおいて求められる明確な位置づけ等が曖昧のまま多く存在していることなどから、例えば、労働安全衛生関係の体系が挙げられます。

東海事業所では従来から、労働安全衛生関係法令等に基づき、規則等を制定し活動が行われてきましたが、新たに国際規格のOHSAS18001を導入し、現在、PDCAを確立して改善活動が進められています。従来からの法令で求められる要求を満足させ、労働安全衛生活動の推進を図るため、多くの会議体や主任者等を設置し活動してきています。これらの点からも、複雑さが増しています。

このことから東海事業所では労働安全衛生に係る組織体等についてOHSAS18001を有効かつ効果的に活用することを目的として、会議対等を再構築する必要性が発生しています。

? 国際規格の認証取得が進むにつれ、従来の品質保証計画書との体系、仕組み等の違いから委員会等の複数化、職務の重複等が発生し、職務の増大につながっています。品質保証の仕組みには、各組織等の責任や役割の明確化が求められます。各品質保証の仕組みを統合し、同じ体系、システムによって活動することは、単に品質保証上の業務の効率性を求めるだけでわなく、透明性や分りやすさを確保する上においても、効率的な業務運営を図る上においても重要だといえます。この点からも委員会の統廃合をし、再構築が必要となってきております。

これらの点から、現在、委員会の統廃合に関する検討を進めております。

? ISO9000sの体系的な問題点として、業務品質管理規程では、品質保証計画書の作成、実施責任者は所長となっていますが、ISO9000sでは各部・センター長が実施責任者（経営者）となり、業務品質管理規程外の品質保証活動と位置づけられています。このことから、監査や調整業務など効率的に実施できない部分がみられます。

また、ISO9000sの認証を取得した部署では、外部からの審査を受ける仕組みであることもあり、その認証維持を目的として、当然のごとくISO9000sの仕組みを中心として品質保証活動が実施されています。加えて品質保証計画書の仕組みを満足させることが求められ、現場での混乱の要因ともなってきています。

? 品質保証活動の実効性の確保において業務品質管理規程に基づく品質保証活動として推進されている施設品質保証計画書は、本来、原子力施設の安全確保を目的としてサイクル開発機構がJEAG4101を中心として作成し制定したものです。このJEAG4101は、発電用原子炉に対して電力業界が自主的に定めた仕組みであり、原子力施設の安全確保の面を重視した仕組みと言えます。ただし、本施設等品質保証計画書は、国際規格に比べPDCAの仕組みや透明性の確保、継続的改善といった品質保証の仕組み自体の問題点があります。これは外部からの審査、認証継続の強制力などがないことも影響しているものと考えられます。

この国際規格の仕組み、特にPDCAの強化、透明性確保について従来の品質保証活動について取り込む必要性を感じています。

次に、国際規格ですが、その品質保証活動と実際の業務とが一体化していない部分があります。特に、労働安全衛生法に関連する部分に見られ、先程述べましたように委員会の統廃合がこの点からも必要となってきております。

国際規格であるOHSAS18001は労働安全衛生マネジメントシステムにより仕組みの透明性は確保されておりますが、先にも述べましたように、実業務との一体化が確保されていません。今後は、現在のシステムそのものの定着を目的とした活動から、実業務の品質活動に移行することで、より一掃の安全確保への強化が図れるとともに実効性も確保されるものと考えています。

? 原子力安全委員会や保安院・文科省の原子力規制に係る国の動向についてですが、許認可や保安規定等への原子力事業者の自主的な品質保証の導入が検討されています。この動きは平成15年の10月に予定され比較的に早期の導入が検討されており、現状における事業所の課題となってきております。

東海事業所には再処理と核燃使用施設があり、それぞれの規制官庁、指針等の違いに応じた品質保証活動の対応が求められることを想定する必要があります。施設毎に定められた保安規定に対してどのような品質保証を構築するかが課題となってきます。当然のこととして、保安規定に定められた現場の課室長、核取・安全専門委員会等の責務・権限を支える品質保証の体系とする必要があり、施設品質保証計画書による品質保証体系についても検討・再構築等が必要となると考えています。

? 保安規定の体系と品質保証計画書の体系の相違からくるものとしては、保安規定自体が現場の課室長、核取・安全専門委員会等の責任・権限等を明確にしていることに対して、施設等品質保証計画書は、所長、品質保証スタッフ等の責任・権限しかなく体系に相違があり、様々な業務の重複が発生することになっています。たとえば責任者等の違いから、保安検査用の書類とは別に、品質保証用の書類の作成が求められる場合などが挙げられます。

保安規定を遵守することを目的として品質保証体系を構築していくためには、各課室長を含めたその責任、権限を保証できる品質保証体制が必要となってきます。保安規定の責任、権限を支える品質保証体系を構築するための施設品質保証計画書の見直しが必要となります。

東海事業所の品質保証には以上のような課題があり、これらの課題等を克服しながら、分かりやすく、効率的でかつ実効性を確保した、透明性のある品質保証活動を実施していく必要があり、これらの検討を進めたものが、本日のテーマである品質保証活動の将来像となっています。では、これらの課題等を踏まえていただき、将来像に至った経緯について説明していきます。

将来像(案)の検討(1)

【将来像としてあるべき姿の検討】

○ 国際規格(ISO)等の効率的な運用
- **OHSAS18001、ISO14001、ISO9000sの認証取得により発生した品質保証の仕組みの複雑化に対する取り組み**
  (システムの統合化による体系化)

○ OHSAS18001、ISO14001に適した委員会、規則等の体制の構築
- **職務・責任等の明確化**
  (規則、委員会等の統廃合、主任者等の役割りの明確化・見直し)
  (方針検討委員会で検討中)

参考資料-4 [5]

【発表内容５】　将来像（案）の検討（１）

先にも述べましたように、国際規格の認証取得が進む中、現行の品質保証を含め課題が浮き彫りになってきました。

この点から、事業所の品質保証委員会等において東海事業所の品質保証のあるべき姿を検討し、その検討結果を基に品質保証の仕組みを改善・構築していくことにしました。

将来像（案）のあるべき姿については、施設安全、労働安全衛生、環境安全の３つの柱からなる統合システムを構築し国際規格（ISO）の仕組みを用いることにより効率的な運用を図る仕組みとするべく、システムの統合による体系化を進めることとして、検討することとしました。

また、国際規格に適した委員会等の業務体制の構築、主任者の役割の明確化についても、職務、責任の明確化を図るべく品質保証委員会の下部委員会で、検討を進めているところです。

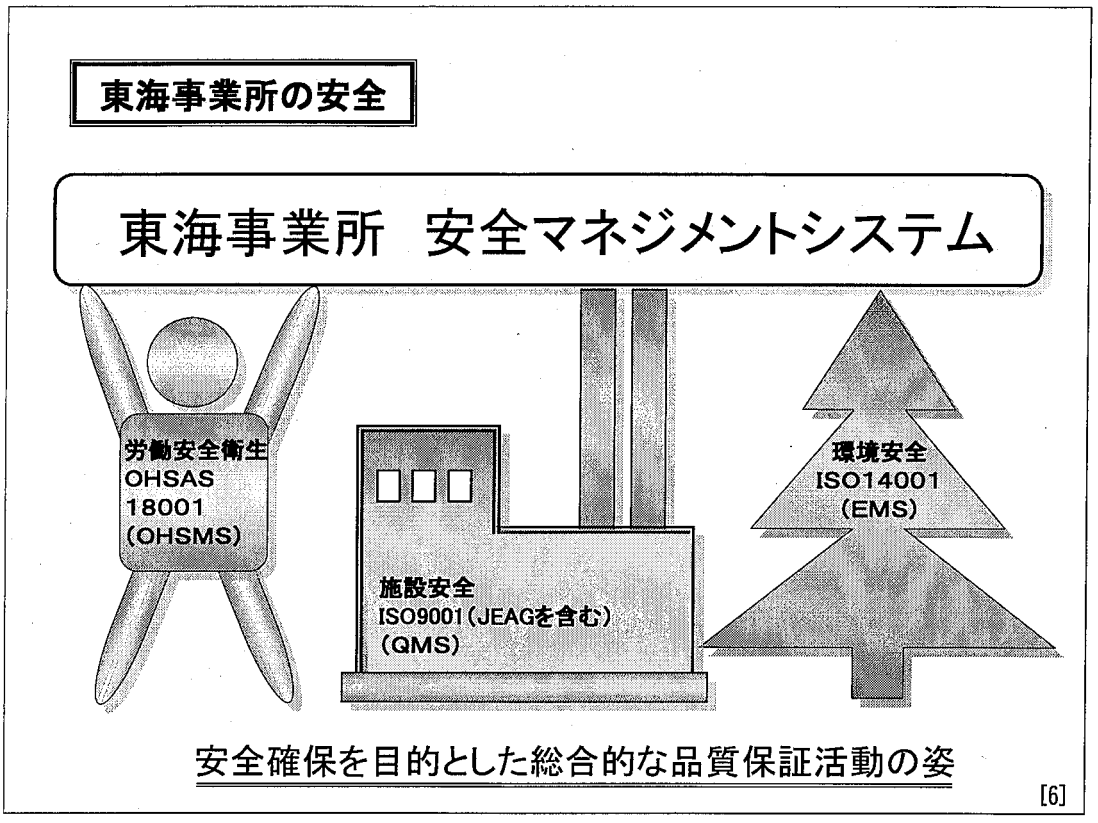

【発表内容６】　　安全確保とした効率的な品質保証活動

システムの統合化、体系化を図り、東海事業所の品質保証活動が目指すべき将来像をイメージしたものがこの図です。

３つの柱、労働安全については、OHSAS18001(OHSMS)で、施設安全については、施設等安全マネジメントシステムで、環境安全についてはISO14001(EMS)で安全を確保するとともに、これらを東海事業所安全マネジメントシステムで体系的に結びつけ、PDCAサイクルにより継続的に改善し、東海事業所の安全に関する強化が図られます。

この姿を将来のあるべき品質保証体系として想定し検討を進めました。

将来像(案)の検討(2)

【将来像(案)の検討内容】

○ 国際規格及び品質保証計画書の効果的運用に係る検討

- **施設等品質保証計画書は施設の安全確保において優位**
- **国際規格は継続的改善、透明性において優位**

(両者の利点の有効活用)

- **ISO9001:2000年版の認証取得の推進**
  (ISO9001を中心とした所全体の仕組みの構築)
- **ISO9000s:1994年版からISO9001:2000年版への移行、適用範囲の拡大**
- **ISO9001:2000年版は、ISO14001等と統合化できるシステムに改訂されたことから、施設等品質保証計画書へのISO9001:2000年版の導入**
  (システム統合化、継続的改善、透明性の確保)
  (システムの統合化で制定する施設等安全マネジメントシステム基本規則(旧施設品質保証計画書)は、ISO9001:2000年版の品質マニュアルを採用、更なる安全確保のためJEAG4101の要求事項を網羅)

参考資料-1、4 [7]

【発表内容７】　将来像（案）の検討

施設品質保証計画書は原子力発電所の指針を受けて作成されたJEAG4101を中心としていることから、原子力施設の安全確保という面ではISOの仕組みに比べて優位性を有しています。

原子力施設の安全を目的とする品質保証計画書にISO規格の要求事項や考え方等を採用し、両者を利点を有効活用することは重要であると考えられます。

東海事業所の現状を踏まえた場合、ISO9001を中心とした所全体の仕組みの構築のため更なるISO9001:2000年版の認証取得の推進及び、2000年版改訂への移行、適用範囲の拡大（製品にサービス等を含めた適用範囲）などが行われています。

また、ISO9001の2000年版規格は、ISO14001規格等と統合化できるシステムを目指して改訂されていることから、品質保証計画書への国際規格と同様な仕組みである2000年版の品質マニュアル（仕組み）を採用し、安全確保のためJEAGの要求事項を取り入れた合理的な仕組みの構築を目指しています。

この方向で検討を進めることが、現実的であり、また、効果的でかつ効率的な品質保証活動の構築につながるものと判断しています。

将来像(案)の検討(3)

○ 各部・センター長の体制

- **業務品質管理規程体系化における各部・センター長が経営者として認証取得したISO9000sの体系への検討**
  (事業所規則において各部・センター長が品質保証計画書(施設編)を制定することを規定)
- **施設編としてISO9000sの品質マニュアルを採用できることを規定**

○ 業務品質管理規程との整合性

- **業務品質管理規程遵守の観点からの検討**
  (共通編(事業所規則)と施設編による構成など)
  (業務品質管理規程に定める原子力施設等に係る品質保証基本計画書の要求事項(運転保守管理等)を満足させることなど)

参考資料-2 [8]

【発表内容８】　将来像（案）の検討（３）

業務品質管理規程においては、事業所長が総括推進者として、品質保証計画書を施設毎に定めることとされていますが、統括推進者である各部・センター長には、品質保証計画書の制定について認められていない現実があります。

各部・センター長を経営者としたISO9000sの認証取得が進んでいる状況下において、品質保証活動自体にも体系的な相違が存在することになります。

このことから、業務品質管理規程第24条に基づき事業所長が定める品質保証計画書（共通遍）において、施設毎の品質保証計画書（施設編）を各部・センター長が定める旨を規定することで対応し、業務品質管理規定と整合させることを考えています。

また、この品質保証計画書（施設編）の変わりにISO9000sの品質マニュアルを採用できるよう規定することで、ISO9000sの品質マネジメントシステムと施設品質保証計画書等の体系的整合性が図れることとしました。

さらに、業務品質管理規程に定める原子力施設等に係る品質保証計画書の要求事項（運転保守管理など）を満足させることにより、業務品質管理規程との整合性が図られています。

(なお、ISO9000sの品質マニュアルを採用する根拠としては、業務品質管理規程第23条にISO9000sやISO14000sを品質保証基本計画書に採用できることが規定されていることから、これらの規定を受けて事業所長が採用する事としたいと考えています。このことで、業務品質管理規程の遵守は確保できると判断しています。)

将来像(案)の検討(4)

【その他考慮すべき項目】

○ 保安規定等への品質保証導入の検討

- **保安規定上の組織、体系、責務等を支える品質保証体制の構築**
- **各原子力施設の要求に対応可能な品質保証の体制**
  (施設の違い、求められる品質の違いへの対応(施設編)、支援部門における対応など)
- **東電の不正問題について防止できなかったことによる国の規制へ与える影響**
  (不正防止に関する透明性の確保の観点での方向性の変化(JEAGにISOの仕組みを取り入れる方向へ))

[9]

【発表内容９】　将来像（案）の検討（４）

保安規定は国の認可事項であり、また、国はこの保安規定等を支えるものとして品質保証の導入を考えてます。このことから、保安規定上の組織、体系、責務等について品質保証体制を構築する必要となり、現行の施設等品質保証計画書と効果的かつ効率的な融合についても配慮し、本将来像（案）を検討しています。

特に、国の原子力規制に係る配慮は、施設の違いだけではなく規制を受ける省にも違いがあることから、保安規定上、施設を統括するセンター長毎に、許認可や保安規定に適した品質保証計画書を定めることが効果的であり効率的であると考えます。この場合、事業所（所長の役割、所安全専門委員会等）の共通する部分については使用施設と再処理施設との整合性を図り、適格な品質保証を構築する必要があります。また、支援部門は両施設に対応した施設等品質保証計画書にする必要があります。

次に東電の不正問題の影響については、現時点で、少なくとも電力業界が進めてきたJEAGに基づく品質保証では不正を発見することが出来なかったことから、透明性の確保の観点で、JEAGにISOの仕組みを取り入れる方向で進められています。また、不正防止に視点を置いた改善として、既に、透明性の確保や不正防止の観点から、第三者的な監査組織の設置などについても案として挙げられています。

国際規格であるISOは、PDCAが確立され継続的な改善が要求されると共に、外部からの審査などにより透明性が確保されているため、不正防止の観点からもこのISO9001の2000年版改定規格を採用し進めることで、東電問題からの影響に対しても十分対応できると判断しています。

しかし、ISO9001の2000年版規格を採用した場合でも、国が本社に設置する第三者的組織による監査を求めてきた場合は、事業所だけでの対応では不十分と考えられますので、本社におかれましても対応を検討していただくことを依頼します。

将来像(案)の概要(1)

【自主保安活動としての安全確保を目的とした総合的な品質保証活動】

- **「施設安全」、「労働安全衛生」、「環境安全」の3本の柱の明確化及び実効性の確保**
- **複数のシステムの統合化**
  - **施設等品質保証計画書への品質マニュアルの採用**
    (OHSAS18001、ISO14001システムとの一体運用)
  - **透明性、分かりやすさ、効率的かつ効果的な品質保証**
- **国際規格に適した委員会等の体制の構築による実効性の確保**
  (職務、責任等の明確化による国際規格の効果的運用)

参考資料-4 [10]

【発表内容10】　将来像（案）の概要（１）

自主保安活動としての安全確保を目的とした総合的な品質保証活動は、業務の重複など、業務自体の非効率、複雑さを招くことを防止するため、複数のシステムを統合し、如いては統一規格による運用を目指していくこととなります。この統合された品質保証システムは、安全確保を基本とするシステムとして、原子力施設の安全、労働安全衛生、環境保全（安全）の三本の安全の柱を中心として構築、運用していきます。

また、原子力施設を保有しない各部に対しても、ISO9000sの品質マネジメントシステムを採用した品質保証計画書により統一され、PDCAサイクルを実践しつつ運用されていくことになります。

これらの仕組みを合理的に実施するため、現状の品質保証計画書にISO9000sの品質マネジメントシステムを採用し、労働安全衛生及び環境と同様なマネジメントシステムとすることで、品質保証自体の分かりやすさ、効率化を図り、実効性を確保することで、安全を第一とした品質保証活動を実施していきます。

当然、各マネジメントシステムに関係する委員会・会議体等の体制についても、合理的に再構築し、実業務との一体化を図る必要があります。このようにしてOHSMS, EMS委員会及び品質保証委員会の３つの柱である委員会を統合して、品質保証に係る事業所長の最高諮問機関として設置し、下部機関及び主任者等の明確な役割分担を取り決め、国際規格に適した組織体を構築して効率的、効果的に品質保証活動を進めていくことを目的としています。

将来像(案)の概要(2)

○ 保安規定への品質保証導入に係る対応

- **施設毎に定められる保安規定への対応**
  (施設の違いからくる要求品質の違いへの対応)

- **保安規定における職務権限等の品質を確保する品質保証体系の構築**
  (所長の総括、センター長の統括、各部・課室長の職務を保証する品質保証の仕組み)
  (共通編(所長総括)及び施設編(センター長統括)による構成)
  (安全専門委員会及び課室長等の職務へ対応する仕組みは、今後、検討予定)

[11]

【発表内容11】　将来像（案）の概要（２）

施設の種類毎に定められる保安規定に対し、品質保証活動をどの様に対応するかの課題については、事業所長が定める品質保証計画書で、基本的事項及び共通する項目等について定め、業務品質管理規程を遵守します。さらに、各部・センター長が定める品質保証計画書で、業務品質管理規程が求める項目をすべて満足させるとともに、施設の違いによって求められる品質について対応できるよう事業所の施設品質保証計画書を共通編と施設編の２つに分けることで対応することを考えています。

保安規定に定められる課室長を始めとする職務等については、これらの職務等の品質を確保する仕組みが求められます。その一つの方法としては、まず、各部・センター長が定める品質保証計画書（品質マニュアル）に、保安規定上の職務等の遂行に必要される要求品質に関し、何が必要かを明確にしてその全ての項目について定めます。また、各課室長等が保安規定に定められた職務を遂行する上において、必要な要求品質の項目を明確にすることを義務付けさせます。次に各課室長等はこの義務付けにより明確にした必要される要求品質をもとに、保安規定上の職務等の品質保証に係る要領等を定め実施する方法が考えられます。

つぎに、保安規定体系と品質保証体系についてですが、安全専門委員会と品質保証委員会（OHSMS, EMS委員会を統合）はどちらも所長の諮問機関であり、その関係、権限、職務などを規則により明確に分担し、さらに密接な関係を確保することが重要と考えます。

安全専門委員会及び、課室長等の職務への対応の仕組みについては、今後設置される事業所の委員会等で東海事業所に適したものとして検討していく予定です。

なお、支援部門については、ほとんどの部門が保安規定における何らかの職務を有していることから、施設を保有する部と同様な品質保証計画書を制定する必要があります。このことから、保安規定を対象とした品質保証活動においても事業所全体の品質活動につながっていくものと考えています。

将来像(案)の概要(3)

○ 現場での実効性等の確保

- **原子炉等規制法への品質保証導入による遵守義務が発生し、現場での品質保証の実効性の確保が求められる**
  (保安検査(四半期ごと)等の対応のため自らの実効性の向上への期待)

○ 複数のシステムに係る内部監査の統合化
(システム統合化による複数のシステムに係る監査の合理的かつ効果的な運用)

※ 将来像(案)の構築に係る審議、意見募集
(品質保証委員会等での審議、意見交換会、所のホームページによる意見募集の実施)

[12]

【発表内容12】　将来像（案）の概要（３）

規制法へ品質保証が導入されることにより、品質保証活動も遵守する義務が発生してきます。したがって、現場での品質保証の実効性の確保も同時に求められております。これに対して、例えば、法律上の要求である保安検査（四半期ごと）等の対応を安全マネジメントシステム（国際規格を中心とした将来像）により透明性確保、継続的改善をし実行していくことから自らの実効性の向上が期待できます。

次に所で実施している内部監査についてですが、OHSAS18001及びISO14001を認証取得する前は、業務品質管理規程及び施設等品質保証計画書に基づく品質保証活動について監査する定期自主品質監査を実施していました。

しかし、OHSAS18001及びISO14001を認証取得したことにより、それぞれの内部監査及び外部の審査を定期に受けることになり、さらには、その他に機構安全品質監査や保安検査などがあり監査等に費やす労力は大幅に増えています。

そこで、安全マネジメントシステムの構築により、本システムに係る監査の統合化についても検討し効率的かつ合理的な内部監査を目指すことにしました。

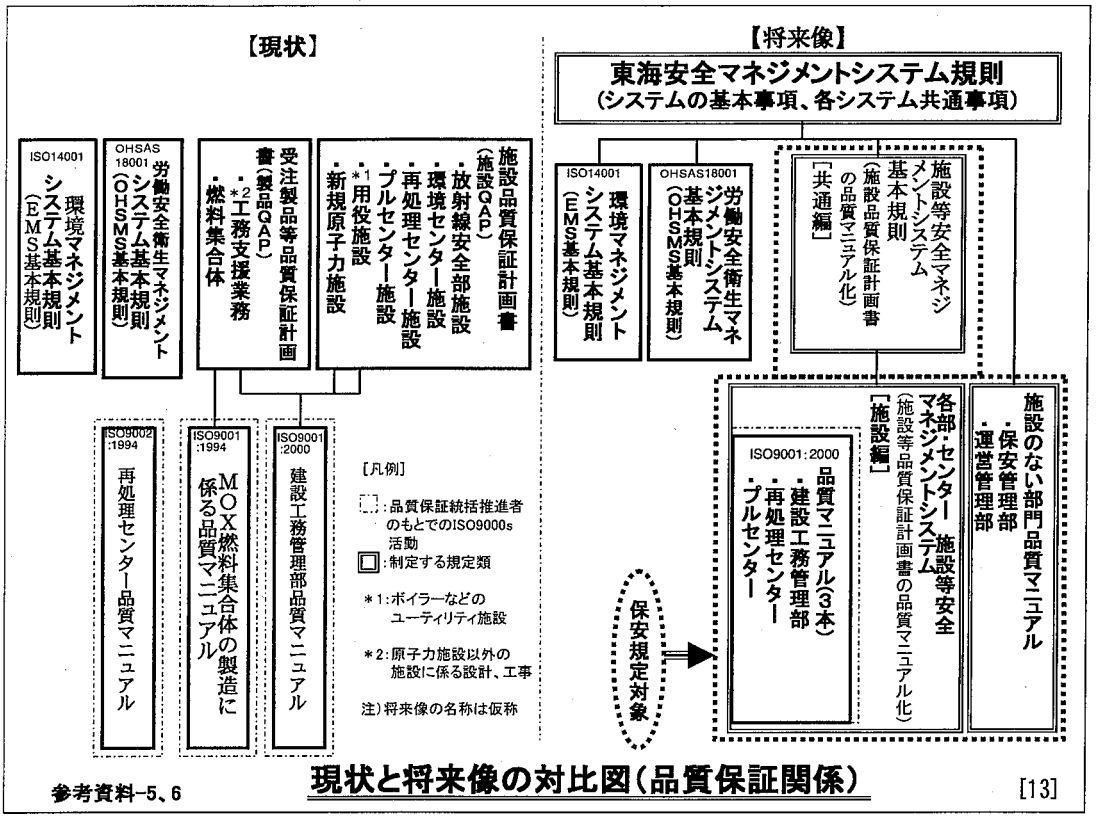

【発表内容13】　現状と将来像の対比図（品質保証関係）

本図は、現状ある品質保証関係の規則等が将来像において、どのような体系をなすかについて示しているものです。現状では施設品質保証計画書（以下、「施設QAP」という。）、受注製品品質保証計画書（以下、「製品QAP」という。）、OHSAS18001の労働安全衛生マネジメントシステム規則（以下、「OHSAS基本規則」という。）、ISO14001の環境マネジメント規則（以下、「EMS基本規則」という。）の合計10本の事業所規則があり、これに加え委員会規則や自主監査要領の事業所規則も存在しています。

しかし、これらを取りまとめる事業所の規則が無いことから、体系的な仕組みは成立していません。このことから、将来像案では「東海安全マネジメントシステム規則（仮称）」において、全ての品質保証を総括することを考えています。また、労働安全衛生、環境保全（安全）と施設の安全の三本の柱で、安全を確保していくという視点から、それぞれの目的に適した基本規則を制定することとしています。

労働安全衛生と環境保全（安全）は、国際規格を認証取得したそれぞれのマネジメントシステムの基本規則として各規格の最高位として位置づけられる規則となります。また、各部・センターで認証取得しているISO9000sは施設安全の基本規則の体系下に入ることになります。

これらの体系に加え、施設のない部門においても部門ごとに同様なマネジメントシステムを構築していくことを考えています。施設を持たない運営管理部や保安管理部は、保安規定にそれぞれの役割を持つ課室があり、保安規定への品質保証が導入された場合の対応としても必要になります。

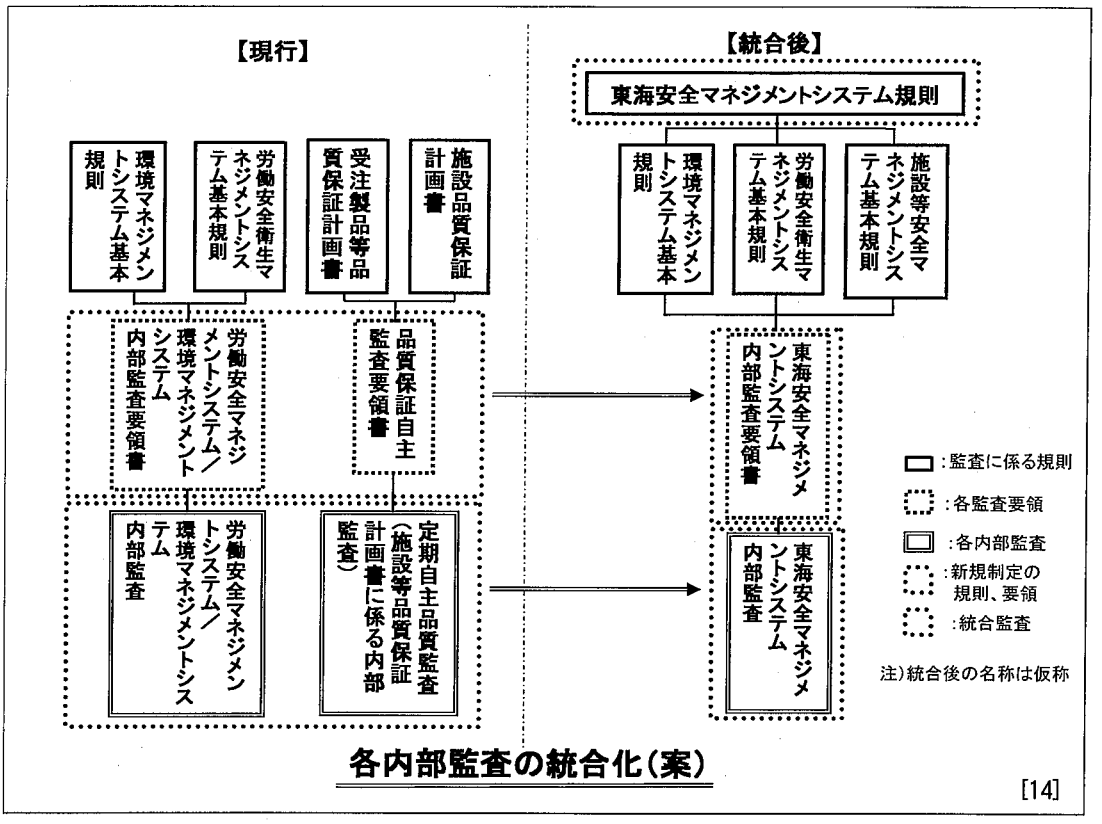

【発表内容14】　各内部監査の統合化（案）

各内部監査の統合化について説明します。

所の内部監査には、それぞれの規程に基づき、定期自主品質監査、OHSMSの内部監査、EMSの内部監査、化学物質管理規則に基づく監査があります。これらの監査の統合化については、監査にかかる作業量の増大という観点から、各部、センターの強い要望により、平成14年度において内部監査統合化ワーキンググループを設置し、統合化の検討を開始しました。その結果が将来像の中に反映された統合後の図になり内部監査の効率化が図られることになります。

しかしながら、定期自主品質監査とOHSMS、EMSの内部監査の内部監査については、監査のルール及び判定基準の統一化は図られていますが、運用に際して、監査員の教育、監査員の増強が必要となるなどの、問題を解決していくことが、必要になっております。

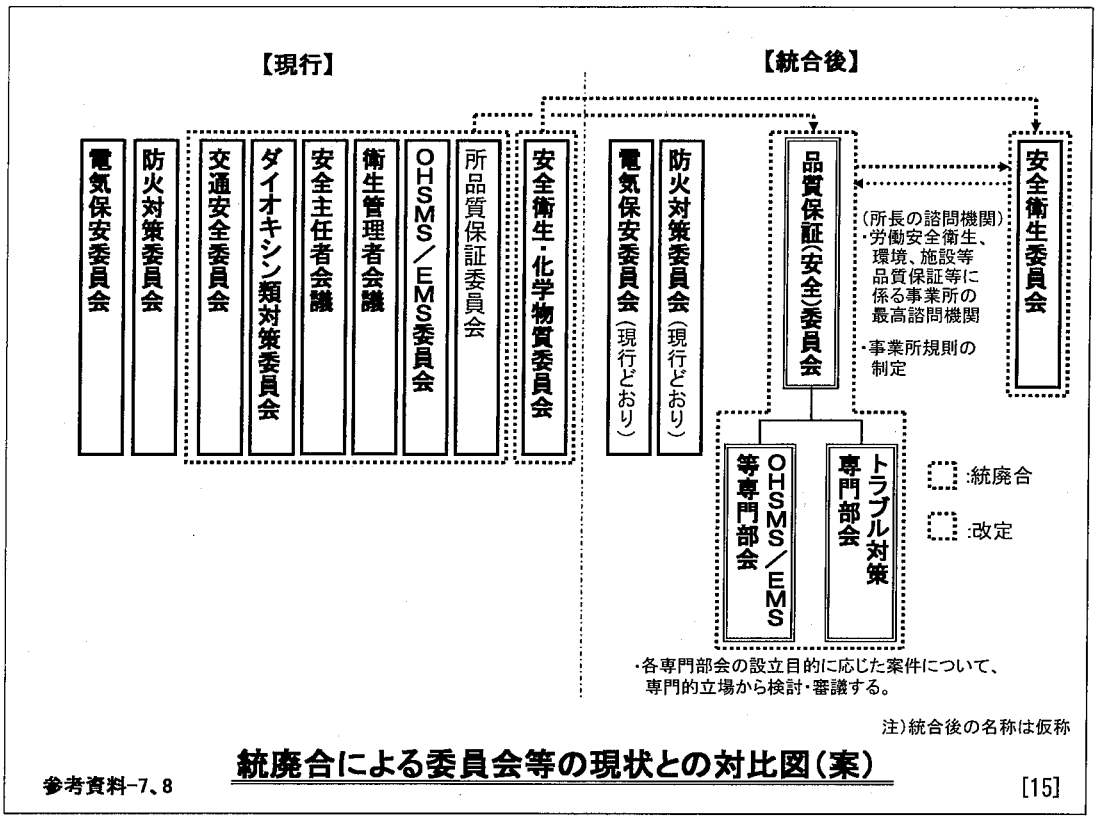

【発表内容15】　統廃合による委員会等の現状との対比図（案）

本概要図は、現在、検討がすすめられているの将来像の中の委員会の統廃合案です。この体系下で、品質保証・安全に係る事業所長の諮問機関は品質保証委員会のみとなり、この委員会が体系の上で最上位の委員会となります。

統合後の図は安全衛生委員会と品質保証委員会及びその専門部会との関係を示したものです。現状の委員会の体系に比べて、すっきりした形になっているのがお分かりになるかと思われます。

なお、統合後の安全衛生委員会については、法律から求められている事項について、調査審議する等の場とし、専門会議については、専門的立場から検討審議する場となります。

また、国際規格を生かした委員会の業務構築により、職務、責任が明確化され、また効率的な委員会運営が図られることになります。

例えば、施設においてトラブルが発生した施設、労働安全衛生あるいは、環境に影響があったとした場合、現行ではいずれの委員会にも重複して審議をうけることになっていましたが、統合により重複がなくなり合理化され効率的になります。

この案については、今後、検討委員会の中でさらに検討が加えられていきます。

将来像(案)の考えられる利点等

○ 原子力事業者に求められる自主保安における安全の確保について、ISO9001、ISO14001、OHSAS18001による総合的な品質保証マネジメントシステムとなる

- マネジメントシステムが効率的、かつ実効的な運用の仕組みとなる
- 分りやすく、透明性が確保された品質保証の仕組みとなる
- 保安規定等への品質保証導入に対応した仕組みとなる
- 現場作業への品質保証の実効性が確保できる
- 委員会等の重複がなくなり、責任・職務が明確となる
- 各内部監査が効率的にかつ合理的となる

[16]

【発表内容16】　将来像（案）の考えられる利点等

今回、紹介いたしました品質保証に係る将来像（案）が、構築された場合の利点等をここに示します。

今後、事業所内で更なる検討を進めていくことになります。

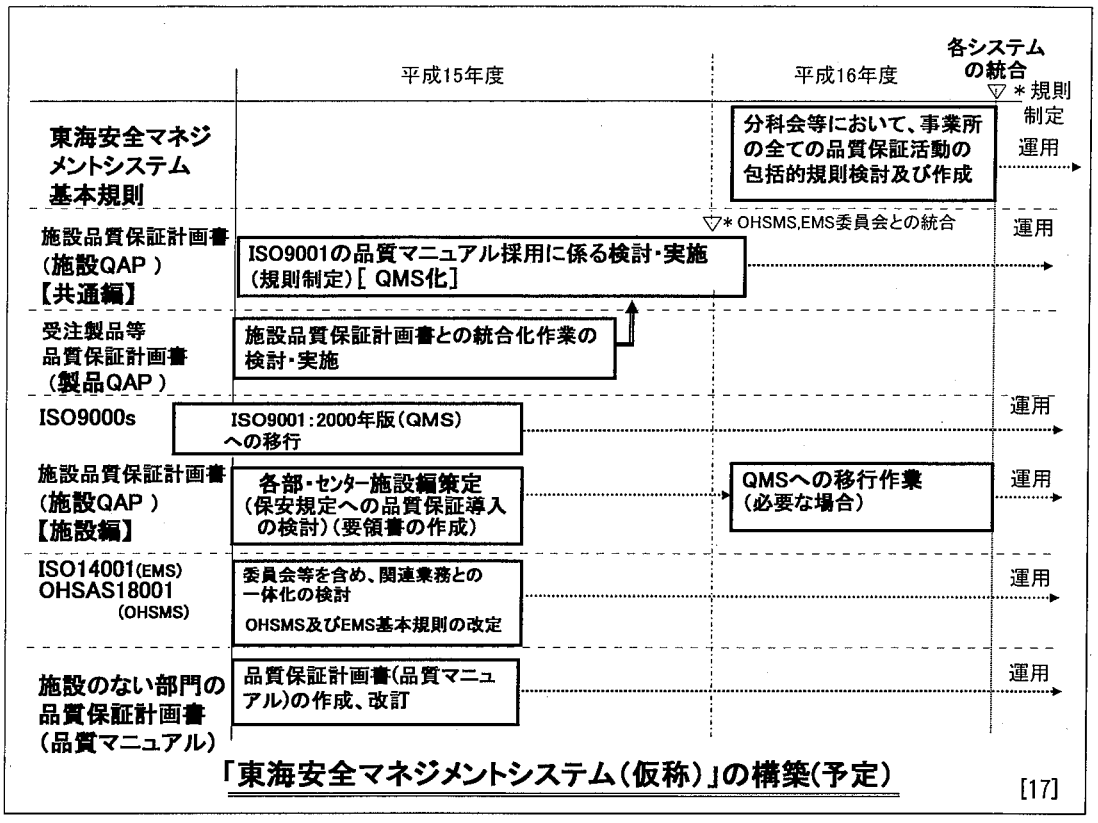

【発表内容17】　「東海安全マネジメントシステム（仮称）」の構築（予定）

現在進めている将来像（案）について委員会等の承認を得た後に、事業所全体の品質システムを統合することを目的として全体的な構想を作成しました。

まず、OHSMS, EMSを含め統合化した「東海安全マネジメントシステム（仮称）」の全体像を構築し、その後、この構想を受けて、事業所規則としての制定に向け、作業を進めていきます。

また平成15年10月の保安規定への品質保証の導入に向け、 各部・課室長が、保安規定の品質確保に必要な要領書等を整備し、ISO9001:2000年版への移行、施設編等の構築、委員会等に係る関連業務の一体化、施設の無い部門の品質保証計画書の作成、改定などを進めることになります。

最終的には、東海安全マネジメント規則を制定するとともに、各部センターの施設等品質保証計画書がQMS化され、これらの構築が終了します。

おわりに

【システム構築における必要な対応等】

○ 保安規定への品質保証の導入における動向の把握

○ 本社への要望

- **保安規定への品質保証の導入に係る本社との調整**
  （独立監査機関の設置など）
- **必要な業務品質管理規程等の見直し**
  （国が求める原子力事業者の自主保安としての品質保証体制（JEAGにISOの仕組みを取り入れる方向へ）、事業所の現状及び将来に着目した見直しなど

[18]

【発表内容19】　おわりに

システム構築における今後の対応としては、国の許認可等への品質保証の導入動向を把握する必要があります。この動きに常に着目し、その国からの要求に対して対応が必要な場合には、直ちに取り入れる必要があります。

つぎに、可能であれば、「東海安全マネジメントシステム（仮称）」の構築は、原研との統合前に完了したいと考えております。しかし、二法人統合による新法人のあり方等を検討している国の委員会等の動向によっては、構築を進めるマネジメントシステムに影響が出る場合が想定されます。よって、この動きにも、着目する必要があります。

これら外部の動向にも注意を向けつつ、構築作業を進めていくことになります。
将来像（案）が、目的どおりのものとして構築できた場合にも、国の許認可等への品質保証の導入については、第三者監査機関の設置など、本社の協力なしには構築できない面もあります。必要な業務品質管理規定の見直し（国が求める事業者の自主保安としての品質保証体制、事業所の現状および、将来に着目した見直し）などが想定されますので今後とも親密な御協力をお願いします。

なお、目指している品質システムが構築された場合には、本システムは機構内の他事業所においても、保安規定等の遵守や許認可等への品質保証の導入への対応に役立てることの出来る品質保証システムだと考えています。

また、将来、国際規格が統合された場合も考慮することとしていますので、これらの動向にも着目する必要があります。